

## 設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学大学院 国際食料農業科学研究科 国際食農科学専攻 博士後期課程)

### ■ 目 次 ■

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| <b>ア 設置の趣旨及び必要性</b> .....              | 1  |
| Ⅰ．設置の理由及び必要性 .....                     | 1  |
| Ⅱ．養成する人材像 .....                        | 1  |
| Ⅲ．教育上の目的 .....                         | 2  |
| Ⅳ．研究対象とする中心的な学問分野 .....                | 2  |
| <b>イ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称</b> .....       | 3  |
| Ⅰ．研究科等の名称 .....                        | 3  |
| Ⅱ．当該名称とする理由 .....                      | 3  |
| <b>ウ 教育課程の編成の考え方及び特色</b> .....         | 4  |
| Ⅰ．教育課程の編成の基本的な考え方及び特色 .....            | 4  |
| Ⅱ．教育課程の概要 .....                        | 4  |
| <b>エ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</b> ..... | 5  |
| Ⅰ．教育方法 .....                           | 5  |
| Ⅱ．履修方法 .....                           | 6  |
| Ⅲ．修了要件 .....                           | 6  |
| Ⅳ．研究指導の方法と修了までのスケジュール .....            | 9  |
| <b>オ 教員組織の編成の考え方及び特色</b> .....         | 10 |
| <b>カ 施設・設備等の整備計画</b> .....             | 10 |
| Ⅰ．校地、運動場の整備計画 .....                    | 10 |
| Ⅱ．校舎等施設の整備計画 .....                     | 11 |
| 1．研究室等の整備計画 .....                      | 11 |
| 2．教室等の整備計画 .....                       | 11 |
| Ⅲ．図書等の資料及び図書館の整備計画 .....               | 11 |
| 1．図書資料等の整備計画（学術雑誌等の具体名を含む） .....       | 12 |

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 2. 電子リソースの整備計画.....                | 12        |
| 3. 情報インフラの整備計画.....                | 12        |
| 4. 他機関との協力体制と地域連携.....             | 13        |
| 5. 図書館施設の整備計画.....                 | 13        |
| <b>キ 基礎となる学部(又は修士課程)との関係.....</b>  | <b>13</b> |
| <b>ク 入学者選抜の概要.....</b>             | <b>14</b> |
| I. 入学者受入れの方針 (アドミSSION・ポリシー) ..... | 14        |
| II. 入学資格 .....                     | 14        |
| III. 入学者の選抜方法及び選抜体制 .....          | 15        |
| <b>ケ 管理運営.....</b>                 | <b>16</b> |
| I. 学長の権限と責任.....                   | 16        |
| II. 研究科委員会の役割 .....                | 17        |
| III. 全学審議会を中心とした教学運営.....          | 18        |
| <b>コ 自己点検・評価.....</b>              | <b>20</b> |
| <b>サ 情報の公開.....</b>                | <b>21</b> |
| <b>シ 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....</b>  | <b>22</b> |
| I. 全学的なFDに関する取組み .....             | 22        |
| II. 大学院研究科におけるFDに関する取組み.....       | 28        |
| III. 全学的なSDに関する取組み .....           | 30        |

## ア 設置の趣旨及び必要性

### I. 設置の理由及び必要性

本学は「実学主義」を教育・研究の理念として掲げ、130 年にもわたり、農学系の総合科学を扱う大学として発展してきた。建学時から現在に至るまで、我が国の社会構造は大きく変化し、本学も時代に適応した教育・研究を進めるために大学院の設置及び学部学科の改組を行ってきた。

国際食料農業科学研究科国際食農科学専攻博士後期課程設置に至る構想は 2017 年の大規模な改組転換において国際食料情報学部国際食農科学科を新設したことを基礎としている。

近年、「和食」のユネスコ世界無形文化遺産登録、「能登の里山里海」等の世界農業遺産登録等々を通じて、伝統的な食農文化に対する国民的な関心が増大しつつある。また、2015 年開催のミラノ国際博覧会（テーマ「地球に食料を、生命にエネルギーを」）での日本館の評価にも見られるように、世界の人々からの日本の食や農業農村への関心が高まり、農林水産省では農産物や食品の輸出促進だけでなく、食と農のインバウンド需要を地域活性化に活かそうとする戦略を展開している[資料 1]。

食農文化の継承や世界へ向けての発信を促進していくにあたり、食農教育の重要性に対する認識が深まるとともに、担い手育成が急務の課題となっている。食農文化の基盤である日本農業においては、衰退の危機が叫ばれつつも、若手農業経営者の世界を視野に入れた経営展開も見られるようになってきている[資料 2]。また、地域創生が必要とされる中、農村女性起業等が一層注目され、六次産業化による食と農に関わる産業の振興に期待が集まっている。地域における多様な食農資源をコーディネートすることにより、商品の開発や文化発信に結びつけていく能力を若い世代が獲得することが地域社会活性化のために望まれる。

国際食料情報学部国際食農科学科の研究・人材育成の理念を継承し、4 年間の学士課程教育と 2 年間の修士課程教育に加え、3 年間の博士後期課程教育において農学分野における確実な知識・技術を習得する。

### II. 養成する人材像

国際食農科学の高度な専門知識と研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、国内外に存在する食と農に関する課題を解決に導く科学的解析能力、論理的展開能力を備えた高度研究者・専門家となる人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食農科学専攻博士後期課程では、国内外の食と農に関する課題解決に寄与する国際的な人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与します。

- ① 国際食農科学の専門的な知識と技術を修得している。
- ② 国際食農科学において、高度研究者、専門家、教育者として活動し得る高い能力を習得している。
- ③ 国際食農科学にかかわる研究を遂行する高度な論理的展開能力を修得している。
- ④ 専門性を活かし、国内外における食や農にかかわる諸問題を解決する高度な科学的解析能力を身につけている。

### Ⅲ. 教育上の目的

「実学主義」の理念を基に国内外の食と農が抱える課題の解決に向けて高度な研究成果を上げ、植物生産学、食環境科学、食農政策、食農教育といった国際食農科学分野の先導的な研究者・教育者あるいは専門家として独立できる能力を修得させること教育研究上の目的とする。

### Ⅳ. 研究対象とする中心的な学問分野

本専攻博士後期課程では、食農技術や食農経済に関わる諸問題の解決を図り、国際食農科学分野に必要な専門知識を習得するため、以下の専門領域を置く。

#### <植物生産学>

植物生産学分野では、植物を取り巻く光、水、温度、土壌などの環境条件と植物の環境応答の生理的メカニズムを理解し、植物生産のための学術的基盤を学び、生物的要因と環境複合及びそれをもとに生じている生物間相互作用を生態学的に理解することで、最新の植物生産科学を個体から群集のレベルまでの総合的な知識を修得する。

上記を通じて植物生産学に関する知識と技術、研究能力を修得することで、関連領域における高度な問題解決力を身に付ける。

#### <食環境科学>

食環境科学分野では、食品の加工及び栄養、機能性にかかわる技術的、食品・栄養学的側面について、食環境科学の観点から学修する。食品加工・流通による栄養成分の変化、食品中の主要栄養素及び微量栄養素の生理機能に関する知識を学修する。

上記を通じて食環境科学に関する知識と技術、研究能力を修得することで、関連領域

における高度な問題解決力を身に付ける。

#### ＜食農政策学＞

食農政策分野では、農産物及び食品の生産、流通、消費、そしてコミュニティに関わる基本的な学説と政策の変遷を学修する。

これにより、食農政策に関する知識と技術、研究能力を修得し、食農関連の地域政策策定能力および関連領域における高度な問題解決力を身に付ける。

#### ＜食農教育学＞

食農教育分野では、教育学、認知科学、普及学、コミュニケーション論、実践コミュニティ論などに関わる基本的事項について学修する。これにより、食と農に関わる自然及び社会環境と、それらから影響を受けて成り立つ教育や人々の学びについて修得する。

上記を通じて食農教育に関する知識と技術、研究能力を修得することで、関連領域における高度な問題解決力を身に付ける。

## Ⅰ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### Ⅰ. 研究科等の名称

|                  | 日本語名            | 英語名                                                               |
|------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 研究科名称            | 国際食料農業科学<br>研究科 | Graduate School of International Food<br>and Agricultural Studies |
| 専攻名称             | 国際食農科学専攻        | Department of International Food and<br>Agricultural Science      |
| 学位名称（博士<br>後期課程） | 博士（農学）          | Doctor of Philosophy in Agricultural<br>Science                   |

### Ⅱ. 当該名称とする理由

本専攻博士後期課程では、国際食農科学的アプローチにより、国内外の食と農に関する課題解決に寄与する高度な分析能力と専門知識を備えた人材を輩出することを目的としていることから、専攻の名称を「国際食農科学専攻」とする。英訳を「Department of International Food and Agricultural Science」とする。学位の名称は、農学を基礎とし、国際食農科学領域を研究・教育する専攻であることから、「博士（農学）」、学位の英訳を「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

## ウ 教育課程の編成の考え方及び特色

### I. 教育課程の編成の基本的な考え方及び特色

本専攻博士後期課程では、国際食農科学が有する研究課題に対して、研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、高度な科学的解析能力、論理的展開能力を備えた人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を以下のとおり定める。

国際食農科学専攻博士後期課程では、本学の教育の理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学にかかわる研究者、教育者あるいは高度専門家としての総合力を確立させ、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「国際食料農業科学研究科共通科目」として、研究倫理及びインターンシップに関する科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、高度な研究発表の手法を修得する科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、専門的知識・研究能力を習得させるため、講義形式によるより専門性の高い植物生産学、食環境科学、食農政策、食農教育に関する科目を配当する。
- ④ 「研究指導科目」として、指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献検索などの実践を通じた高度な博士論文の執筆と発表を行う科目を配当する。

農学に関する基礎及び最新の知識を習得するため、専門分野ごとの「特論科目」を設けている(DP2、3)。また、それらの知識を実際の研究活動につなげるために、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を置く(DP1～4)とともに、研究活動を実践する上で必要となる「研究倫理後期特講」を学修する(DP2)。最終的に得られた研究成果を学会等で発表するために「研究発表手法論」も学修する(DP1、2)。なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は資料3にまとめたとおりである。

### II. 教育課程の概要

本専攻修士課程における科目区分は「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究指導科目」から成る。

「国際食料農業科学研究科共通科目」には、専門職者に従事するための素養として、国際食料農業科学研究科の各専攻に共通し「研究倫理後期特講」と「インターンシップ」を配当する。

「専攻科目」は「基礎科目」及び「特論科目」に分かれ、「基礎科目」に「研究発表手法論」を配当し、「特論科目」には次の4科目を配当する。

「植物生産学後期特論」では、作物栽培技術や農法にかかわる応用的理解を高め、持続的生産に必要な事項を学び、特に、雑草や栽培植物の遺伝的多様性、農生態系における生物間相互作用による創発特性、種子や果実の品質向上のための生理的解析と技術開発について、事例を紹介しながら原理と応用を修得する能力を養うための専門的知識を教授する。

「食環境科学後期特論」では、食品の加工および栄養、機能性にかかわる技術的、食品・栄養学的側面について、食環境科学の観点から学び、食育の観点から食の安全安心や食の重要性、食文化など食農技術の重要性、食品に含まれる機能性成分の役割、食糧資源の成分特性や加工により生じた生成物の特性および食品中の栄養成分の持つ機能性について理解する能力を養うための専門的知識を教授する。

「食農政策後期特論」では、日本をはじめとする各国の農業経営に関する法律や施策の内容、またグローバリゼーションに伴う変化について学び、それらの要因が農業経営や農村生活にどのような影響を与えているのかに関して分析・検討する能力を養うための専門的知識を教授する。

「食農教育後期特論」では、食農教育に焦点を当て、現在の社会的課題に対して今後どの様に取り組むべきか、食農教育の役割等を検討する為、食育基本法及び食育推進基本計画に関わる内容の検討、さらに食農教育の取り組みやそれに関わる課題、及びそれら事例の研究アプローチについて学び、科学的根拠を持って食農教育の有用性を示す能力を養うための専門的知識を教授する。

「研究指導科目」には「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」をすべて必修で配当してあり、段階的に高度な内容となっている。必修科目12単位、選択必修科目2単位（特論科目の中から主たる研究領域の1科目）、選択科目4単位の合計18単位以上を修得することとする。

## **エ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件**

### **Ⅰ. 教育方法**

「特論科目」は講義形態で行い、研究分野と専門領域の専門知識を修得させる。「研

入指導科目」である「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」は演習形態で行い、各指導教員がディスカッションや各学生に研究テーマを設定し、研究計画の立案からその実施、論文作成に至るまで個別指導を行う。

## Ⅱ. 履修方法

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル<sup>資料 4</sup>、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。履修モデルでは、研究職（大学、公的機関）、行政職（国際機関、農林水産省、厚生労働省、消費者庁、都道府県、市町村）、農業団体職員、種苗会社・農業関連会社・食品メーカー・流通産業・外食産業（研究職、品質管理、製造技術、マーケティング、営業企画、商品開発、広報など）、総合商社、専門商社、農業コンサルタントなどへの人材供給を目指しているため、研究職、行政職、その他の業種を提示している。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

## Ⅲ. 修了要件

国際食料農業科学研究科博士後期課程の修了要件を以下のとおり定める。

(1) 博士後期課程に3年以上在籍すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとするができる。

(2) 所定の授業科目について、18単位以上を修得すること。

(3) 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

（東京農業大学大学院学則第9条第1項及び別表1）

上記(3)における「博士論文の審査」は、専攻委員会（東京農業大学大学院学則第28条）が選出し、研究科委員会の承認を受けた審査委員（東京農業大学大学院学則第12条）が行う。審査委員会は、主査（専攻内の研究指導教員）1名及び副査（専攻内の指導教員1名以上、本学大学院で当該研究分野に精通する指導教員、指導補助教員又は大学院授業担当者のうちから1名以上）2名以上から構成し（なお、論文申請者の直接の指導者が主査になることはできないことを原則とするが、やむを得ず「指導学生の主査」となる場合は、「専攻主任と当該指導教員連名の理由書」を必要とし、事前に専攻主任会議の承認を得るものとする）、必要に応じて当該論文審査に相応しいその他の教員、



あるいは学外審査委員を積極的に加えることで、審査の専門性、厳格性及び客観性を担保する。また、博士論文審査の一環として実施する博士論文発表会に、本専攻内外の教員及び学生等の聴講を認め、質疑応答を行うことで審査の透明性を確保する。

学位論文（博士後期課程）（以下、「博士論文」とする）の審査基準は以下のとおりとする。

#### 学位論文審査基準

##### 1. 基準（基軸）

学位論文審査に先立ち、東京農業大学研究倫理規程第2条(1)に定義される研究活動上の不正行為が行われていないことを確認すること。不正行為が認められた場合、審査対象外とする。

学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与の方針に基づき学位授与を決定する。

##### 2. 審査基準

###### (1) 研究テーマの妥当性

申請された学位に妥当であると同時に、明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

###### (2) 研究方法の適切性（情報収集の適切性を含む）

① 研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、情報や資料の収集、調査、実験等を十分に実施し、結果の処理や分析が適切なものであること。

② 先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。

###### (3) 論述・論旨の妥当性

博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

###### (4) 論文作成能力

博士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で情報や文献の引用が適切であり、高度な研究者に相応しい論文作成能力があると認められること。

###### (5) 独創性

研究テーマ、研究手法、導き出された結論等に独自の価値が認められ、当該研究領域及び社会に貢献する可能性がある優れた成果を提供していること。

###### (6) その他

国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、科学者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

### 3. 評価方法

「審査基準（7 観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

### 4. 最終評価

優：優れた学位論文である。

良：概ね良好な学位論文である。

可：いくつかの問題はあるが、学位論文として認定しうる。

不可：学位論文としての水準に達していない。

また、最終試験については以下のとおり実施する。

### 最終試験

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目及び1ヵ国以上の外国語について行う（東京農業大学大学院学則第9条の2第2項）。

#### 1. 評価基準

- (1)先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答
- (2)研究、調査あるいは実験方法等の再現性、適切性についての質疑応答
- (3)研究、調査あるいは実験結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答
- (4)1ヵ国以上の外国語（学位論文の内容に関する外国語による質疑応答、外国語論文又は学会発表等の実績等） ※「外国語」とは「母語以外の言語」とする。

#### 2. 評価方法

「評価基準（4 観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

#### 3. 最終評価

優：優れた研究が行われ、独力でのさらなる研究の発展が期待できる。

良：概ね良好な研究が行われたと認められる。

可：不十分な点があるが、一定程度の研究が行われたと認められる。

不可：適切な研究が行われたとはいえない。

#### IV. 研究指導の方法と修了までのスケジュール

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料5](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、各専門分野の中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて研究計画について指導を行う。

1年後期には、引き続き「特別研究指導Ⅰ」において、その初年度の進捗状況を報告するとともに、学術雑誌へ論文を投稿する。

2年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて、高度な専門的研究を進める。

2年後期には、引き続き「特別研究指導Ⅱ」において、その専門的研究の中間成果を専攻内発表会で報告するとともに、学術雑誌へ論文を投稿する。

3年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて、高度な専門的研究を進める。

3年後期には、引き続き「特別研究指導Ⅲ」において、その専門的研究の最終成果を専攻内発表会で報告するとともに研究成果を博士論文として取りまとめる。

学生の研究倫理については、「研究倫理後期特講」（1年後期選択科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料6](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2年次1月に博士論文の要旨を、3年次2月に博士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い博士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、博

士論文審査委員を決定する。その後、博士論文の発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、博士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、博士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、博士の学位の授与及び課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開する。

## オ 教員組織の編成の考え方及び特色

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。本専攻博士課程では、教授 5 人、准教授 5 人、助教 1 人の計 11 人を配置する。主要な科目は教授と准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼担・兼任教員が担当する。

また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。本専攻博士課程では、指導教員 5 人を配置する。

設置時の（2022 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 7 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。今後定年により退職する教員の補充は、内部昇格や公募を行い教育研究の質を低下させる事の無いよう教員補充を行う。

## カ 施設・設備等の整備計画

### Ⅰ. 校地、運動場の整備計画

世田谷キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれた緑の多い環境で、138,152 m<sup>2</sup>の校地面積を有している。本学の教育環境については、建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化することをテーマとし、「教育・学習に係る環境」、「生活の場としての環境」、「地球・地域に係る環境」といった側面から必要とされる機能を明確にしたうえで、「明快で機能的な空間計画」、「緑の連続的展開」を意識した整備方針に基づき、教育環境の維持・整備に努めている。

緑地等を設け、学生の憩いの場として確保しているほか、常磐松学生会館や食堂（2

カ所)などの屋内空間についても、学生の休息その他のスペースとして利用している。

また、キャンパス敷地内に運動場用地として 31,984 m<sup>2</sup>有しており、グラウンド (16,336 m<sup>2</sup>)、野球場 (12,650 m<sup>2</sup>)、テニスコート 3 面 (1,950 m<sup>2</sup>) 等を設け、正課及び課外活動等に利用している。

世田谷キャンパスには、現在、4 学部 (応用生物科学部、生命科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部) と 4 研究科 (応用生物科学研究科、生命科学研究科、地域環境科学研究科、国際食料農業科学研究科) を設置しており、収容定員は 8,809 人 (大学、大学院) である。新たに博士後期課程が設置された場合、完成年度の収容定員は 8,839 人 (大学、大学院) となり、新設前と比較し 30 人増加するが、大学の校地基準面積 88,390 m<sup>2</sup>を上回るキャンパス敷地 (校地面積 138,152 m<sup>2</sup>) を有することから、既設の専攻及び学部・学科との共用は十分に可能である。

## Ⅱ. 校舎等施設の整備計画

### 1. 研究室等の整備計画

本専攻は、2 つの研究領域を配置し、各研究領域には博士後期課程の学生用個人デスクを設置する (博士後期課程学生用 6 席 (収容定員 6 人)) [資料 8]。各デスクにはコンピュータを配置し、個人デスクから文献検索や実験結果の解析が可能であるため、個人デスクで集中して学会発表資料や論文の作成ができる環境である。

専攻内にセミナー室が設置されており、実験室には専門研究に必要な機器類が配備されている。

### 2. 教室等の整備計画

講義室について、本研究科の時間割 (案) [資料 9] を作成し、大学院で優先して使用をしている 1 号館 4～6 階演習室部分の研究科設置後の平均稼働率は、前学期で 25% (最大 53%)、後学期で 20% (最大 43%) であり、「教室棟使用状況台帳 (1 号館 4～6 階演習室部分)」及び「実験室等使用状況台帳 (サイエンスポート)」と照らし合わせ、十分に授業が実施できることも確認している [資料 10] [資料 11]。

## Ⅲ. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、世田谷、厚木、オホーツクの 3 キャンパスそれぞれに図書館を設置している。

本専攻の関連資料は、主に世田谷及び厚木キャンパスで所蔵しており、所蔵資料数は、図書 232,413 冊、学術雑誌 18,226 タイトル (うち、電子ジャーナル 8,388 種類) を有している。

### 1. 図書資料等の整備計画（学術雑誌等の具体名を含む）

本専攻に関連する図書、雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって十分に整備できているが、引き続き専攻に対応した蔵書を構築していく。

分野別に見ると、国際食農科学の基礎である農学分野を中心に、植物生産学、食環境科学、食農政策、食農教育等の分野を中心に整備していく。

なお、主な学術雑誌は以下のとおりである。

- ① Nature
- ② Science
- ③ Biodiversity and Conservation
- ④ Journal of Applied Ecology
- ⑤ Wildlife Biology
- ⑥ Systematic Biology
- ⑦ Entomological Science
- ⑧ Zootaxa
- ⑨ Journal of Natural Medicines（英文）／生薬学雑誌（和文）
- ⑩ Planta Medica
- ⑪ Breeding Science
- ⑫ Plant Physiology

### 2. 電子リソースの整備計画

電子リソースについては、上記の図書資料と同様に新しい専攻に関する電子ジャーナル・電子ブック・文献データベースを提供する。電子リソースは、SSL-VPNシステムによって学外環境からの利用を可能とする。特に、コロナ防疫下においては電子リソースの有用性が認められるため、更なる電子ブックの拡充を図るとともに利用者への提供方法・講習などについて電子教材の作成を進めていく。

なお、蔵書データは一般に公開されており、利用者は学内及び自宅のパソコンや携帯端末から検索が可能である。

### 3. 情報インフラの整備計画

利用者は本学が発行したアカウントで、図書館やパソコン自習室に設置しているパソコンからインターネット利用が可能となる。無線LANはほぼ全域に配備され、貸出パソコンや利用者の持ち込みパソコンにも対応する。また、図書館の所蔵・契約する資料

の利便性を高めるため、図書館OPACとリンクリゾルバとの連携を実現する。

#### 4. 他機関との協力体制と地域連携

従来からの図書館サービスである他機関への紹介状発行や国立情報学研究所のILLシステム活用による文献取寄せ・現物貸借で、迅速かつ広範囲なサービスを実現する。

地域連携として世田谷キャンパスでは、世田谷区に所在する大学で構成される「世田谷6大学コンソーシアム（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学）」に参加することで、紹介状の省略や利用者個人の貸借サービスなどの大学間に特化したサービスを実現する。また、厚木キャンパスでは、神奈川県図書館協会に加入し活動するとともに、厚木市の大学と厚木市立図書館で構成される図書館間の地域連携も行っている。

#### 5. 図書館施設の整備計画

世田谷キャンパスではアカデミアセンターの3階から7階を図書館フロアとして利用し、閲覧席数は985席、収納可能冊数は開架・自動書庫を合わせて100万冊余りを保有している。3階には新聞、一般雑誌を配置し、調査に必要な参考図書・統計書を配している。メインカウンターに隣接するレファレンスカウンターには専従のスタッフを配置して利用者からの相談・問合せに対応する。さらに①会話しながらの自学自習可能なコミュニケーションフロア②グループで学べるグループ室、学習室③研究成果の発表などが行えるプレゼンテーションルームを設置し、自主的に学び討議できる環境を提供する。また、本学は2021年に創立130年を迎え、長い歴史を誇る大学で多くの貴重な資料を所蔵している。これらの資料を管理・保管する大学史資料室も7階に配置している。

厚木キャンパスは、閲覧席数は196席、収納可能冊数は2014年度に収蔵スペースを拡充して10.6万冊になった。収納場所が拡充されたことに伴い農学部に必要な資料の更なる充実に力を入れている。

### キ 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

本専攻博士後期では、国際食農科学科での4年間の学士課程教育を基礎として、さらに2年間の修士課程を加え、その後の博士後期課程3年間の計9年間一貫教育を考えていることから、専攻の基礎となる国際食料情報学部国際食農科学科と同名の研究室を設置する。それにより研究テーマ、指導体制の継続性を保ち、より高度な専門知識と技術

を取得させる環境を確保する資料 12。

## ク 入学者選抜の概要

### Ⅰ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本専攻修士課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

国際食農科学専攻博士後期課程では、国際食農科学に対する深い理解の上に、専門分野における困難な問題を自立的に解決できる人材の育成を目指します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 国際食農科学の当該分野における学修が可能な大学院修士課程修了程度の学力を有している。
- ② 国内外における学修や研究活動を可能にする高い語学力を有している。
- ③ 高度な学びと人間関係の構築を可能にする高いコミュニケーション能力を有している。
- ④ 国際食農科学の発展への貢献に強い意欲を持ち、研究者、教育者あるいは専門家として社会に貢献しようとする専門性の高い問題意識と学修に対する強い意欲を有している。

### Ⅱ. 入学資格

本研究科博士後期課程に進学又は入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの



### Ⅲ. 入学者の選抜方法及び選抜体制

本研究科及び本専攻の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に示す学力・能力・意欲等を有する者を選抜するため、専攻独自の学力検査や口述試験等での総合的な評価や、研究計画書等の書類選考に加えた口述試験等、複数の選抜方法を設定している。

#### (1) 選抜方法

##### ① 一般試験

英語、専門科目の筆記試験に加え、志望動機と研究計画とを記載した書類をもとに行う面接試験、筆記試験等により選抜

##### ② 社会人特別選抜入試

原則 3 年間の職業歴を有する者を対象に、志望動機と研究計画及び研究業績書をもとに行う口述試験により選抜

#### (2) 選抜時期

##### ① 一般試験

7 月及び 1 月

##### ② 社会人特別選抜入試

7 月及び 1 月

#### (3) 長期履修制度の導入

職業等に従事しながら学習を希望するもの等に対する学習機会の一層の拡大を行うことで、社会人学生等の入学の促進と大学院教育及び研究の多様化を図るために長期履修制度を導入しており、受入れ指導教員に相談の上、出願書類と合わせて長期履修関連書類を提出することで、長期履修生として在籍することが可能となる。

##### ① 長期履修制度出願資格

下記のいずれかに該当する者

- ・ 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ・ 協定締結されたダブルディグリープログラムを希望する者
- ・ 他機関が実施する事業・プログラムへの参加を希望する者
- ・ その他、長期履修することが必要と認められた者

##### ② 履修期間（一旦許可された履修期間の変更は不可）

- ・ 6 年以内

#### (4) 選抜方法の広報

毎年発行される大学院案内、大学院学生募集要項、ポスター、大学院のホームペー

ジなどで周知する。また、学内向けについては教室棟（1号館）や研究棟学部事務室（サイエンスポート）の掲示板やインターネットを利用した学生への連絡ツールを使用して周知を行っている。

#### (5) 選抜体制

入学者の決定に係る事項（入学試験実施、合格者判定等）については、専攻主任会議において協議し、学長が決定する。（東京農業大学大学院専攻主任会議規程第3条）

#### 資料 13

学生募集に係る事項（学生募集要項、入学手続、学生募集に係る広報等）については、専攻主任会議において協議し、研究科委員会で審議の上、学長が決定する。（東京農業大学大学院研究科委員会規程）

また、入学者の決定及び学生募集に係る事項は、入学センターが実質的な部署として業務を担当している。

## ケ 管理運営

### I. 学長の権限と責任

本学は2014年度、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（2014年8月29日付文部科学省高等教育局長及び同省研究振興局長通知）」を受けて、学内規則等の総点検を実施した。その折、主として以下の項目について、法律の趣旨に則った学部及び大学院の学則の一部改正を行い、2015年4月から施行している。

- (1) 学長の権限と責任の一致
- (2) 副学長の職務
- (3) 教授会及び研究科委員会の役割の明確化
- (4) 学生に対する懲戒手続きの策定

改正学則によって、学長は「本大学の全ての校務について、最終決定権を有するとともに、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する」（学部学則第4条の2）と規定され、管理運営の最高責任者と位置づけられた。また、副学長は「学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる」（学部学則第4条の3）と、学部長は「学長を補佐し、各学部内の各学科及び附属施設等を総括する」（学部学則第4条の4第2項）と各々規定された。また、研究科委員長は、「各研究科委員長は、学長の命を受け、当該研究科各専攻を総括する」（組織及び職制第48条第2項）と規定され、いずれも学長中心の管理運営体制を支える（補佐する）役割・職責であることを明確化した。

## Ⅱ. 研究科委員会の役割

本大学院の研究科委員会は、研究科委員会規程第3条に「研究科委員会は、大学院学則第30条第2項に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と規定され、学長の諮問機関的な位置づけとされている。また一方で、研究科委員会規程第3条第4項には、「研究科委員会及び博士課程各研究科委員会は、前項に規定する学長等の求めがない場合であっても、研究指導に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる」と規定され、同条第5項には「研究科委員会及び博士課程各研究科委員会は、研究指導に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任を持って、学長に意見を述べなくてはならない」とも規定されている。研究科委員会も学部の教授会と同様に、単なる諮問機関に留まらない重要な機関であることが明記されている。

研究科委員会の役割に関しては、「東京農業大学大学院研究科委員会規程」において規定されており、その組織と審議事項は以下のとおりである。

### 【組織】(大学院研究科委員会規程第2条)

1. 研究科委員会は、当該研究科各専攻委員会の構成員全員をもって組織する。
2. 博士論文の審査に関する事項及び博士後期課程に関する事項を審議する各研究科委員会は、博士課程の指導教授をもって組織する。
3. 前項の規定による各研究科委員会は、農学研究科にあつては博士課程農学研究科委員会、応用生物科学研究科にあつては博士課程応用生物科学研究科委員会、生命科学部研究科にあつては博士課程生命科学研究科委員会、地域環境科学研究科にあつては博士課程地域環境科学研究科委員会、国際食料農業科学科研究科にあつては博士課程国際食料農業科学研究科委員会、生物産業学研究科にあつては博士課程生物産業学研究科委員会(以下「博士課程各研究科委員会」という。)と称する。
4. 学長及び副学長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
5. 必要あるときは、研究科委員会の構成員以外の職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

### 【審議事項】

1. 学生の入学、課程の修了
2. 学位の授与
3. 研究及び指導に関する基本方針
4. 学位論文の審査及び最終試験
5. 授業科目の編成及び担当

6. 指導教授及び指導准教授並びに指導補助教員及び授業担当の教育研究業績審査及び選任
7. 当該研究科委員長の選出
8. 学生の賞罰
9. 学生の指導、厚生
10. 他の大学院との交流及び留学
11. 大学院学則の改正
12. 東京農業大学大学院研究科委員会規程の改正
13. 上記に掲げるもののほか、研究指導に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が随時定めるもの

### Ⅲ. 全学審議会を中心とした教学運営

本学は、教育研究（学部及び大学院）に関する重要事項を審議する機関として「全学審議会」を設置している（大学学則第 5 条の 2）。学長が教育研究活動等に関する意思決定を行うにあたっては、この全学審議会を自ら招集し、議長となって、議案について全学審議会としての意見を決定する。全学審議会後、教授会または研究科委員会等に意見を聴くことが必要な事項については、教授会または研究科委員会からの意見（教授会または研究科委員会の開催）を待って学長が最終意思決定するプロセスとなっている。

また、全学審議会には、教育研究全般の管理運営に資するための委員会（大学院関係委員会を含む）を設置することができるとなっており（全学審議会規程第 2 条の 2）、現在は、後掲する 27 の委員会を設置して活動している。各種委員会の活動は、前年度に行う活動計画の立案、計画に基づく予算請求、年度中間に行う進捗報告と計画補正、年度末の結果・実績報告という P D C A サイクルのもと行われ、委員会から提案の教育研究に関する改善提案は、全学審議会に報告・提案されることになっている。

東京農業大学全学審議会規程の主要な部分は以下のとおりである。

#### 【組織】（全学審議会規程第 2 条）

1. 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院各研究科委員長
- (4) 各学部長
- (5) 農生命科学研究所長
- (6) 教職・学術情報課程主任

- (7) 図書館長
- (8) グローバル連携センター長
- (9) 「食と農」の博物館長
- (10) 学生部長
- (11) 各学部から選出された教授 6 名
- (12) 事務局長
- (13) 教務支援部長

【審議事項】（全学審議会規程第 4 条）

1. 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
  - (2) 本大学全般にわたる重要な予算
  - (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止
  - (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
  - (5) 本大学名誉教授称号の授与
  - (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
  - (7) 学生定員の決定
  - (8) 本大学の教育・研究等の質保証に関する事項
  - (9) 各学部各研究科間の連絡調整
  - (10) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
  - (11) 東京農業大学全学審議会規程の改正
  - (12) その他本大学の運営に関する重要事項

【各種委員会】（全学審議会規程第 2 条の 2）

1. 教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会
  - (1) 学部教学検討委員会
  - (2) 大学院教学検討委員会
  - (3) 情報教育推進委員会
  - (4) 国際化推進委員会
  - (5) キャリア戦略委員会
  - (6) 入学戦略委員会
  - (7) 産学・地域連携戦略委員会
  - (8) 全学学生委員会
  - (9) ブランド戦略委員会

- (10) 研究戦略委員会
- (11) 研究施設利用計画委員会
- 2. 東京農業大学のビジョンに関する委員会
  - (1) 世田谷キャンパス整備検討委員会
  - (2) 厚木キャンパス整備検討委員会
  - (3) 北海道オホーツクキャンパス整備検討委員会
  - (4) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会
- 3. 管理・安全に関する委員会
  - (1) 研究倫理委員会
  - (2) 生命倫理委員会
  - (3) 人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会
  - (4) 遺伝子組換え実験安全委員会
  - (5) 動物実験委員会
  - (6) 知的財産管理委員会
  - (7) 公的研究費適正管理委員会
  - (8) 利益相反委員会
  - (9) 病原体等安全管理委員会
  - (10) 遺伝資源の取得及び利益の公正衡平な配分に関する管理委員会
  - (11) 化学物質安全利用委員会
  - (12) キャンパス学生委員会

## コ 自己点検・評価

本学では目まぐるしく変化する社会や急速に進歩する科学技術を背景に、時代の要請に対する責務を果たすため 1993 年 4 月、学則第 2 条の 3 において「教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める」とし、「自己点検評価委員会を置くこと」を規定し、この規程に基づき 1994 年に自己点検を実施し、その結果を翌年「東京農業大学の現状と課題」にて公表した。また、1999 年に 2 回目の自己点検・評価を実施し、2000 年に「東京農業大学の現状と課題（2000 年版）」を公表するとともに、学部ごとに学外者による外部評価を実施、2000 年 12 月に公表した。さらに 2004 年に認証評価機関による外部評価が義務付けられたことから、同年に 3 回目の自己点検・評価を行い、その自己点検・評価報告書を公益財団法人大学基準協会へ提出し、2006 年

3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2013 年 3 月 31 日まで）を受けた。

本学では、自己点検・評価報告書、認証評価結果及び改善報告書による評価や検討の結果を基礎に、建学の精神及び教育研究の理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学 F D ・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。その後、2012 年に本学にとって 4 回目の自己点検・評価を実施し、外部評価として認証評価機関である公益財団法人大学基準協会に審査を 2012 年に申請し、翌年 2013 年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2020 年 3 月 31 日まで）を受けた。その後、同協会からの認証評価結果を受け、指摘事項を真摯に受け止め、指摘のあった事務所管の設置や各種方針の策定及び組織体制の見直しを図った。そして、外部評価の受審時のみ実施していた自己点検・評価を 2013 年以降は、毎年度実施することとし、その結果を大学ホームページに公表している。

2019 年度には、公益財団法人大学基準協会に 3 回目の第三者評価を受審し、2020 年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2027 年 3 月 31 日まで）を受けた。

本学では、内部質保証の推進に係る責任組織を「全学審議会資料 14」（議長：学長）」と定め、学部・研究科その他の組織における教育研究等に関する改革改善を行っている。毎年度実施している自己点検・評価については、社会的要請への対応を重点に置き、各研究科及び各学部学科においては、卒業認定・学位授与の方針の具現を中心に点検している。また、各研究科及び各学部学科独自の目標を設定し、それらについては、客観的根拠に基づく評価を行うこととしている。それらの結果については、副学長を委員長とする全学自己点検評価委員会資料 15）において P D C A サイクルの構築を進めている。

## サ 情報の公開

本学の現状に関する情報を学生や保護者をはじめとするステークホルダーに広く公開し、説明責任を果たし、諸事業・諸活動に対する理解と協力を得ることは、公益性の高い大学として当然の責務である。本学では、従前から関係者に対して、設置法人である学校法人東京農業大学の財務情報を公開している。現在は、2005 年 4 月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき制定された「学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程資料 16）第 4 条第 1 項第 2 号」に基づき、大学ホームページを通じ、各年度の「事業報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」及び「監事による監査報告書」を過去 3 ヶ年に亘り公開している。

さらに、本学は公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）」に基づき、本学における教育研究の諸活動等を大学ホームページにて公表している資料 17。

## シ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### I. 全学的な F D に関する取組み

#### 1. これまでの取組み

本学の F D 活動は、これまで、東京農業大学学則第 2 条の 2 第 2 項及び東京農業大学大学院学則第 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき設置されている「全学自己点検評価委員会」が、教学運営の中心組織である各研究科、各学部各学科及び教学関連部署における 1 年間の教育活動を自己点検する過程の中で行われてきた。2014 年度からは、全学審議会の下に「教学検討委員会」を設置し、大学院、学部学科等の教学運営に特化した問題点・課題点の議論を行い、具体的な改善・活動計画を提案できる体制を整備した。さらに、2017 年度からは、「大学院教学検討委員会」を新たに単独設置し、大学院の教育研究運営の諸課題に対する集中審議を行っている。

参考までに「東京農業大学大学院教学検討委員会内規」を以下に示す。

#### 【東京農業大学大学院教学検討委員会内規】

（趣旨）

第 1 条 この内規は、東京農業大学全学審議会規程第 2 条の 2 に基づき、東京農業大学大学院教学検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、大学院各研究科の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関する事項
- (2) 教育研究の改善に関する事項
- (3) 教育研究の企画立案並びに実施に関する事項
- (4) 教育研究に関する調査並びに研究に関する事項
- (5) ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事項
- (6) 学長が諮問する事項
- (7) その他、委員会が必要と認める事項

（組織）



第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各研究科指導教授 6 名
- (2) 教務支援部長
- (3) その他、学長が必要と認めた者

2 委員会に、学長が指名するオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に委員長が指名する副委員長を置くことができる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を調査するため、専門委員会又はワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 専門委員会又はWGに関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹事・事務)

第9条 委員会の幹事及び事務は、教務支援部学務課、農学部事務部学生教務課、生物産業学部事務部学生教務課が行う。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、全学審議会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 東京農業大学大学院教学検討委員会運営要綱は、廃止する。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

## 2. 学内PDCA

本学のFD活動の根幹にあるのは、2013年7月に打ち出された学長方針「NEXT125」である。創立125周年となる2016年度までに、オール農大で「農大らしい農大」の実現を目指して以下の方針が示された。

### 【学長方針 NEXT125】

- (1) 教育で評価される農大
- (2) 研究で評価される農大
- (3) 地域に貢献する農大
- (4) 社会・産業に貢献する農大
- (5) 世界に愛される農大
- (6) 学生に愛される農大
- (7) 卒業生に愛される農大

引続き、2015年9月に、この学長方針をさらに具体化するものとして、「第2期中期計画 N2018 (2015～2018)」が策定され、教学検討委員会をはじめとする全学審議会傘下の委員会等が中心となって、以下の10項目について基本方針とアクションプランが設定された。

### 【東京農業大学の基本方針】

- (1) 教育組織（教育改革）
- (2) 教育（建学の精神・教育研究の理念）
- (3) 大学院教育（教育の高度化）
- (4) 入試戦略（ブランド化）
- (5) 海外戦略（グローバル化）
- (6) 研究戦略（重点分野）
- (7) 学生支援（満足度）
- (8) 社会貢献（社会的責任）
- (9) キャンパス環境整備（満足度）
- (10) 管理運営（内部統制・危機管理）

さらに、「第2期中期計画 N2018 (2015～2018)」に係る自己点検・評価等を実施し、「学長方針による具体策」を取り入れた新たな「第3期中期計画 N2022 (2019～2022)」が策定され、設定された以下の項目に対し、全学審議会に設置された大学院教学検討委

員会をはじめとする委員会等により、現状の検証と具体的なアクションプランを計画し、実行に移しているところである。

- (1) 内部質保証
- (2) 教育研究組織
- (3) 教育課程・学習成果
- (4) 学生の受入れ
- (5) 教員・教員組織
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携・社会貢献
- (9) 管理運営

具体的には、全学審議会の議長である学長が、傘下の下記の委員会等に対して年間の活動計画の立案、中間の進捗報告、年度末の最終成果報告を求め、その報告内容を全学自己点検評価委員会が評価し、その評価結果を全学審議会に報告している。ここで示された具体的な実行プランは次年度予算編成の中で検証され、予算化のもと現実の施策として展開されている。この一連の流れの中でいわゆる「学内PDCA」を機能させている。

【全学審議会傘下の教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する各種委員会】（全学審議会規程第2条の2）

- (1) 学部教学検討委員会
- (2) 大学院教学検討委員会
- (3) 情報教育推進委員会
- (4) 国際化推進委員会
- (5) キャリア戦略委員会
- (6) 入学戦略委員会
- (7) 産学・地域連携戦略委員会
- (8) 全学学生委員会
- (9) ブランド戦略委員会
- (10) 研究戦略委員会
- (11) 研究施設利用計画委員会

### 3. FDの具体的取組み

本学で現在行われているFD活動の主なものは以下のとおりである。

### **(1) 教職員の任期制採用制度（任期中の目標達成評価制度）**

本学では、2007 年度から、新規専任教員の採用形態を「任期制」としている。候補者に対して 5 年間の任期付き採用を行い、その間に当初計画する目標設定をクリアすることを専任教員としての採用条件にしている。任期制中毎年度、所属の学科長等との面談を行い、任期制採用時に設定した目標の進捗・達成状況を確認する。設定目標には教育改善に係る以下の業績の有無も審査対象となっており、任期中における個人レベルでの F D 活動の実行が求められている。

- 1) 教科書の執筆
- 2) 授業改善に関する著書・論文・啓蒙書等
- 3) F D への受講参加
- 4) 教授法の工夫の実践

### **(2) 授業評価制度とシラバス充実**

本学では「授業評価アンケート」制度が導入されて約 20 年が経過する。2006 年度には、学生の利便性向上を図る一方で、アンケート実施に伴う教員の負担軽減を図ることを目的に Web による授業評価システムを構築した。その後、2014 年度からは、学生からの回収率を高め、実質的な授業改善の手段とするためにマークシートによる形式に変更し、集計結果の各学科・各教員へのフィードバック、学生への開示、評価の低い教員からの改善計画書の提出の義務化などの改善を行っている。

さらに 2015 年度からは、授業評価アンケートの実施と同時に、「学生の学修時間に関するアンケート」も行い、学生の学修実態の把握と同時に、アンケート結果との関連の分析を行うなど、学生の学修に影響を及ぼす要因の調査等も継続的に実施している。

また、この授業評価アンケートの改善とともに、シラバスの充実にも取り組み、以下の項目を学生に明確に示すことを全学全教員が実施している。

- 1) 授業概要の明示
- 2) 到達目標の明示
- 3) 取扱う領域（キーワード）の明示
- 4) アクティブラーニングを使用した授業の手法
- 5) 授業の進行等（テーマ、内容、予習復習内容及び必要な時間）の明示
- 6) 教科書及び資料の明示
- 7) 授業をより良く理解するために便利な参考書、資料等の明示
- 8) 前提として履修してほしい科目の明示
- 9) 学んだことを活用できる領域の明示
- 10) 評価方法（レポート・小テスト・定期試験・課題等のウエイト）の明示

11) その他の受講上の注意事項

12) オフィスアワーの明示

なお、シラバス作成の工程には、授業担当者以外の第三者チェックの工程も含まれており、各学部各学科がカリキュラム体系と授業内容の整合を自ら検証する作業も行っている。

### **(3) 自己教育評価制度**

本学では、各教員が1年間の教育研究活動を自己点検する「自己教育評価制度」を実施している。対象教員は、嘱託教員、特任教授を除く全専任教員（任期制教員を含む）であり、大学院の指導教員としての資格を持つ教員は、大学院内の活動結果をも踏まえて、毎年度の2月末までに独自のWebシステムを介して、自己教育評価に関する自己点検を行っている。点検項目は、以下の8項目、全76問となっている。

#### **【自己点検項目】 2021 年度実施**

- 1) 授業における学生教育
- 2) 研究指導における学生教育
- 3) 研究室及び課外活動等における学生教育
- 4) 大学の管理・運営等への参画
- 5) 学内外における諸活動
- 6) 公的研究費の適正執行に関する取組み
- 7) 研究者倫理に関する取組み
- 8) その他の特筆すべき教育活動

### **(4) 学内教育改革推進プロジェクト活動**

大学全体（大学院を含む）で取り組むFD活動とは別に、各部門、各部局を横断したグループ等により行うFD活動を支援するため、2015 年度から「教育改革推進プロジェクト」を立ち上げ、公募によるFD活動が展開されている。教学面において各部門・部局が共通に抱える問題の解決に向け、あるいは、各部門・部局が行う独自のFD活動の学内展開を支援するための学内プロジェクト活動である。各プロジェクトには、3年間を限度に予算的な支援を行う一方、年度ごとに実績報告の提出を義務付け、その内容を学内に公開している。

2020 年度は、コロナ禍の影響により新規の募集を行わず、2019 年度に実施した以下の課題のうち4件の継続について審査し、すべての課題が採択された（コロナ禍で継続を断念した課題あり）。2021 年度も新規募集を行っていない。

#### **【2020 年度の採択テーマ】**

- ①体験型課題発見・解決力育成プログラム

②「教育で評価される東京農業大学」を目的とした4者間による360度評価（多面評価）―農大の過去、現在、未来の可視化―

③農大ネットワークと数値実験を活用したフィジックス教育・研究用アプリ開発とそれを適用した講義システムの構築

④聴覚障がいをもつ学生に対する教育手法開発と環境整備パート3

#### (5) 学内FD研修会（フォーラム）活動

FDに関する学内の認識・理解を深めるため、また、教学検討委員会・大学院教学検討委員会の傘下にあるWGの活動報告会の機会として、「学内FDフォーラム」を2015年度から定期的に開催しているが、2020年度以降はコロナ禍の影響から開催を見合わせている。

#### (6) FD関連団体への加入、情報収集

学外との交流連携を推進するため、大学全体として全国私立大学FD連携フォーラムと世田谷6大学プラットフォーム（区内6大学参加）FDシンポジウム（オンライン開催）、私立大学連盟へ加盟し、FDネットワークの構築や研究、情報収集に努めている。

## Ⅱ. 大学院研究科におけるFDに関する取組み

### 1. 教育評価制度

大学院研究科では、学部で先行実施された「授業評価アンケート」を、「教育評価アンケート」に形式を変更して2012年度から導入している。アンケート内容は学部のもとは異なり、以下を調査項目としている。

【満足度（教育評価）アンケート】 2020年度後期実施内容（各年度後期に実施）

- (1) 学生の居住スペースに満足か
- (2) 教室や研究室の機器等設備は十分か
- (3) 図書館やその他の施設は使いやすいか
- (4) 大学からの研究支援の体制の満足か
- (5) 就職支援プログラムを十分活用したか
- (6) 教員は研究指導に十分な時間を割いているか
- (7) 教員は研究計画策定に係る適切な協力をしたか
- (8) 教員とのコミュニケーションは円滑か
- (9) 教員からの就職についての指導・アドバイスは十分か
- (10) 教員からの指導全般に満足か
- (11) 学習・研究が入学前の期待通りか
- (12) 学習・研究を通じて得たことは今後役立つと感じるか

(13) 本学博士後期課程への進学を希望するか

【授業評価アンケート】 2021 年度前期実施内容（毎年度前後期に実施）

- (1) 授業内容を理解するために積極的に取り組めたか
- (2) 授業の出席率
- (3) 授業はシラバスに基づき行われたか
- (4) 授業の進度、難易度は適切か
- (5) 授業の進行の速さは適切か
- (6) 授業に工夫が感じられたか
- (7) 授業時間以外の自主学習方法について指示、指導があったか
- (8) 授業内容は興味深かったか
- (9) 授業の到達目標を達成できたか

アンケート結果については、質問項目毎、各専攻別に集計のうえ研究科（委員長）としての分析コメントを入れるとともに、全体の総評を加えた上で教育評価報告書としてまとめ、研究科内各専攻にフィードバックしている。教育評価報告書については、学内ネットワーク（学生ポータルサイト）により、研究科の院生全員にも公開し、次年度の研究指導、授業実施の改善に繋げている。

また、各専攻に対して、この教育評価報告書をもとに、課題となる項目を抽出し具体的な改善策をとりまとめた「改善報告書」の提出を義務付け、研究科内で確認している。

なお、この教育評価アンケートの実施とともに、大学院シラバスの充実にも取り組んでおり、現在、学部同様の項目をシラバスに掲載している。

## 2. 大学院研究科内の委員会活動とWG活動

前掲の大学院教学検討委員会の傘下に、専攻から選出された委員を加えて構成する「FD専門委員会（WG）」が設置されている。優先順位を付しながら、研究科内に必要なFD課題に対する検討が2015年度から開始されている。2021年度の設置委員会は以下の通りである。

### 【FD専門委員会】

#### (1) 一貫教育WG

大学院におけるより高度な研究と教育を実現するため、学部に入學時から大学院進学を奨励する学部大学院一貫教育制度を検討する。他大学院での取り組み事例の情報収集などを踏まえ、本学で実行可能な形態等について提案する。

#### (2) GPAに関するWG

大学院でもGPAを導入する場合の適切な評価基準の設定と、学生の学びを推

進する評価制度の実施案を策定し、評価基準に標準的なルールを検討すると同時に、GPA を活用した諸施策に関する具体案についても提案する。

### (3) 学生研究支援WG

現行の支援制度（海外発表支援プログラム、総研の後期課程研究支援制度、その他学会発表等の機会拡大に繋がる取組みなど）の検証と改善提案（新規の研究支援制度の提案を含む）を検討する。

## Ⅲ. 全学的なSDに関する取組み

本学は、各種の人事制度や職種別、業務別等の研修の実施を通じて、教職員の資質向上に資するための取組みを実施しており、教員に関しては、自らが率先して自己研鑽を積むことを前提に、以下の研修等を通じて自身の資質向上に努めている。

### (1) 新規採用教員研修会

新規採用教員に対して、新年度4月に、本学の教育研究の理念・体制、教員に求められる資質、学生指導、研究倫理等に関する研修会を以下のとおり実施している。

#### 1) 学長、副学長等による全体研修

- ① 大学のビジョン
- ② 教育・研究者としてのあり方、任期制の趣旨、各職階の役割
- ③ 教職員への接し方（パワハラ、セクハラ）、学生への接し方（パワハラ、アカハラ、セクハラ）
- ④ 大学院研究科の理念、教育方針、概要
- ⑤ 競争的資金の獲得、研究費の適正執行、社会貢献・地域連携・産学連携

#### 2) 学部長、学科長による学部別研修

- ① 学部学科の理念・教育方針
- ② 学生教育のあり方、教員評価・授業評価
- ③ 入試制度、学生キャリア指導、教育後援会・校友会の支援、課外活動の意義、顧問の役割と責任、保護者への対応
- ④ 事件・事故・天災への対応
- ⑤ 農場、演習林等の付属施設の概要

### (2) スタッフ（事務職員）研修

事務職員に関しては、法人全体で年間を通じた組織的な研修を実施しており、職階別の各種研修への参加を通じて、自身の資質向上や専門能力の開発に努めている。スタッフ研修の主な内容は以下のとおりである。

#### 1) 若手職員（採用後7年前後の職員）対象の研修



- ① 日本私立大学連盟主催キャリアディベロップメント研修
  - ② 日本私立大学連盟主催創発思考プログラム
  - ③ 私立大学情報教育協会主催職員研修
  - ④ 庶務課長会主催 大学職員基礎研修
  - ⑤ 世田谷 6 大学コンソーシアム合同 S D 研修
  - ⑥ 本法人主催（他大学と合同開催）新入職員基礎研修
  - ⑦ 本法人主催新入職員合宿研修
  - ⑧ 本法人主催新入職員フォローアップ研修
  - ⑨ 本法人主催タイムマネジメント研修
  - ⑩ 本法人主催ビジネス文書研修
  - ⑪ 本法人主催コミュニケーションスキル研修
  - ⑫ 本法人主催電話応対・レジリエンス研修
  - ⑬ 本法人主催ロジカルシンキング研修
  - ⑭ 本法人主催パソコンスキル研修
  - ⑮ 本法人主催英語力強化研修
  - ⑯ 本法人主催学校法人会計基礎研修
  - ⑰ 本法人主催新入職員配属前研修
  - ⑱ 本法人主催若手職員キャリアアップ研修
  - ⑲ 本法人主催部門間交流研修
- 2) 中堅職員（採用後 10 年前後の職員）対象の研修
- ① 日本私立大学連盟主催業務創造研修
  - ② 私立大学庶務課長会主催合宿研修
  - ③ 本法人主催中堅職員研修
- 3) 管理職（課長・課長補佐相当職）対象の研修
- ① 日本私立大学連盟主催アドミニストレータ研修
  - ② 私立大学庶務課長会主催合宿研修
  - ③ 本法人主催管理職研修
  - ④ 本法人主催働き方改革関連法研修
- 4) 管理職（部長・次長相当職）対象の研修
- ① 本法人主催管理職研修
- 5) 個人のレベルや業務の必要性に応じ受講可能な研修
- ① QuonAcademy（早稲田大学アカデミックソリューション SD セミナー）
  - ② 日本私立大学連盟オンデマンド研修（大学職員基礎コース）

### ③ メンター研修

この他、全教職員を対象とした業務別の各種講習会・研修会を定期的を開催し、各種業務の勉強会及び個々の資質能力向上に向けた機会を提供している。業務別研修の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 公的研究費適正執行等説明会（年2回定期的に開催）
- 2) ハラスメント講習会（年2回程度不定期に開催）
- 3) 障がい学生支援対策講座（年2回程度不定期に開催）
- 4) メンタルヘルス講習会
- 5) 情報倫理教育（4年ごとに開催）

**平成27年度  
食料・農業・農村の動向**

**平成28年度  
食料・農業・農村施策**

第190回国会（常会）提出

# 目次

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

用語の解説

## 第1部 食料・農業・農村の動向

|      |   |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

## 特集 TPP交渉の合意及び関連政策 3

|                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 交渉の経緯                | 4  |
| ア 交渉の概要                  | 4  |
| イ 交渉参加までの経緯              | 6  |
| ウ 交渉への参加、大筋合意及び署名        | 6  |
| (2) 合意内容                 | 7  |
| ア 関税に関する合意               | 7  |
| イ ルール分野に関する合意            | 10 |
| ウ 発効規定                   | 11 |
| (3) 「総合的な TPP 関連政策大綱」の策定 | 11 |
| ア 大筋合意を踏まえた対応            | 11 |
| イ 「総合的な TPP 関連政策大綱」の策定   | 13 |
| ウ 政策大綱の実施に向けた動き          | 14 |
| (4) 経済効果分析               | 17 |

## 第1章 食料の安定供給の確保に向けた取組 19

### 重点テーマ1 食料自給力の動向 20

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| （我が国の食料を生産する潜在的な力を示す食料自給力）                     | 20 |
| （生産のパターンによって異なる食料自給力指標）                        | 21 |
| （食料自給力指標は低下）                                   | 23 |
| （食料安全保障に関する議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を推進していくことが重要） | 23 |

### 重点テーマ2 輸出促進と日本食・食文化の海外展開 24

|                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 農林水産物・食品の輸出促進   | 24 |
| （農林水産物・食品の輸出額の推移）   | 24 |
| （輸出促進体制の整備）         | 27 |
| （輸出促進の取組）           | 27 |
| （輸出環境の整備）           | 27 |
| （知的財産の戦略的な創造・活用・保護） | 31 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (2) 輸出促進等に向けた日本食や食文化の海外展開            | 33 |
| (日本食・食文化の海外普及)                       | 33 |
| (日本食・食文化の海外展開の推進)                    | 34 |
| 第1節 食料・農業・農村基本計画における目標等と現状           | 36 |
| (新たな基本計画等の策定と施策の着実な推進)               | 36 |
| (食料自給率等の目標と現状)                       | 36 |
| (供給熱量ベースの総合食料自給率は横ばいで推移)             | 38 |
| 第2節 世界の食料需給と食料安全保障の確立に向けた取組          | 39 |
| (1) 世界の食料の需給動向と我が国の農産物貿易             | 39 |
| ア 2015/16年度の食料需給動向                   | 39 |
| (穀物の生産量は前年度に比べ減少したが、消費量は前年度並みとなる見込み) | 39 |
| (品目別にみた穀物等の生産量)                      | 39 |
| イ 食料需給をめぐる今後の見通し                     | 40 |
| (世界全体の穀物需要は増加する見通し)                  | 40 |
| (世界全体の食肉需要は増加する見通し)                  | 42 |
| (2) 総合的な食料安全保障の確立に向けた取組              | 43 |
| ア 不測時における食料安全保障                      | 43 |
| イ 食料安全保障の確立に向けた取組                    | 43 |
| (特定の国からの輸入が多い我が国の農産物貿易)              | 43 |
| (食料等の備蓄の取組)                          | 45 |
| (食品のサプライチェーンの機能維持)                   | 45 |
| (開発途上地域の栄養不足人口は減少傾向)                 | 45 |
| (国連の新たな開発目標)                         | 46 |
| (農林水産分野における国際協力)                     | 46 |
| (3) 農産物貿易交渉の状況                       | 47 |
| (EPA/FTA交渉等の取組)                      | 47 |
| (WTO農業交渉の状況)                         | 48 |
| 第3節 食料消費の動向と食育の推進                    | 49 |
| (1) 食料消費の動向                          | 49 |
| (我が国の食のバリューチェーン)                     | 49 |
| (国民1人・1日当たりの総供給熱量は減少傾向で推移)           | 51 |
| (単身世帯では加工食品の支出が増加)                   | 54 |
| (2) 食育の推進、「和食」の保護・継承                 | 56 |
| (第3次食育推進基本計画の作成)                     | 56 |
| (食育の推進と国産農林水産物の消費拡大に向けた取組)           | 57 |
| (食品ロス削減に向けた国民運動の推進)                  | 59 |
| (「和食」の保護・継承の取組)                      | 59 |

|                                                   |           |
|---------------------------------------------------|-----------|
| <b>第4節 食の安全と消費者の信頼確保</b>                          | <b>62</b> |
| <b>(1) 食品の安全性の向上に向けた取組</b>                        | <b>62</b> |
| (食品の安全性の向上のためには科学的根拠に基づいたリスク管理が重要) …              | 62        |
| (「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」の<br>更なる普及の推進) … | 63        |
| (HACCP導入の推進) …                                    | 64        |
| <b>(2) 動植物防疫の取組</b>                               | <b>64</b> |
| (家畜伝染病への対応) …                                     | 64        |
| (植物の病害虫への対応) …                                    | 65        |
| (輸出促進に向けた動植物検疫の取組) …                              | 66        |
| <b>(3) 消費者の信頼確保に向けた取組</b>                         | <b>67</b> |
| (食品事業者における信頼確保のための取組) …                           | 68        |
| (食品のトレーサビリティの取組の推進) …                             | 68        |
| (食品表示の適正化に向けた取組) …                                | 68        |
| (新たな食品表示に関する制度の始動) …                              | 69        |
| (農林水産物・食品の機能性に関する表示) …                            | 70        |
| <b>第5節 食品産業の動向</b>                                | <b>72</b> |
| (食品産業の位置付け) …                                     | 72        |
| (食品流通業の動向) …                                      | 73        |
| (食品流通の効率化や高度化等) …                                 | 74        |
| (食品小売業の動向) …                                      | 75        |
| (外食・中食産業の動向) …                                    | 76        |
| (介護食品の取組) …                                       | 76        |
| (食品産業のグローバル展開) …                                  | 77        |
| (食品リサイクルと食品ロス削減の取組) …                             | 79        |
| <b>第6節 農林水産物・食品の新たな需要の開拓</b>                      | <b>80</b> |
| (6次産業化等の推進) …                                     | 80        |
| (6次産業化プランナー) …                                    | 84        |
| (地産地消の推進) …                                       | 84        |
| (農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用) …                           | 85        |
| (医福食農連携の推進) …                                     | 86        |

## 第2章 強い農業の創造に向けた取組 ..... 87

### 重点テーマ 農業構造の変化 ..... 88

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 農業産出額等の動向 .....            | 88 |
| (農業総産出額は近年8兆円台で推移) .....       | 88 |
| (地域によって農業産出額の減少度合いに差) .....    | 89 |
| (2) 農地面積の動向 .....              | 90 |
| (農地面積は年々減少) .....              | 90 |
| (荒廃農地の現状) .....                | 91 |
| (3) 農業経営体数等の動向 .....           | 92 |
| (農業経営体数が減少している中で、法人化が進展) ..... | 92 |
| (規模の大きい経営体が増加) .....           | 92 |
| (雇用者の増加) .....                 | 93 |
| (基幹的農業従事者の減少と高齢化の進行) .....     | 94 |

### 第1節 農地の集積・集約化と担い手の動向 ..... 96

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 農地の集積・集約化に向けた農地中間管理機構の取組 ..... | 96  |
| (農地中間管理機構の創設) .....                | 96  |
| (農地中間管理機構を軌道に乗せていくことが重要) .....     | 96  |
| (2) 担い手の育成・確保 .....                | 98  |
| (認定農業者の動向) .....                   | 99  |
| (集落営農の動向) .....                    | 100 |
| (法人化の推進) .....                     | 101 |
| (新規就農者の動向) .....                   | 103 |
| (青年層の就農促進への取組) .....               | 104 |
| (青年層への新規就農に関する支援) .....            | 104 |
| (道府県農業大学校等における就農支援対策) .....        | 105 |
| (次世代の農業経営者教育の充実・強化) .....          | 106 |
| (3) 女性農業者の動向 .....                 | 108 |
| (農業経営への女性の参画) .....                | 108 |
| (地域社会への女性の参画) .....                | 108 |
| (農業女子プロジェクトの取組) .....              | 109 |
| (4) 一般法人の農業参入の動向 .....             | 111 |
| (一般法人の農業参入の増加) .....               | 111 |
| (改正農地法の成立) .....                   | 112 |
| (5) 経営所得安定対策の推進、収入保険制度導入の検討 .....  | 113 |
| (経営所得安定対策の着実な実施) .....             | 113 |
| (収入保険制度導入に向けた調査の実施) .....          | 114 |

### 第2節 農業生産基盤の整備・保全 ..... 116

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| (農業生産基盤の整備) .....               | 116 |
| (農地の大区画化・汎用化等による農業の競争力強化) ..... | 118 |

|                                                      |            |
|------------------------------------------------------|------------|
| (農地中間管理機構との連携) .....                                 | 120        |
| (営農形態の変化に伴う用水の再編・水利システムの更新) .....                    | 122        |
| (農業水利施設の持続的な保全管理) .....                              | 123        |
| (農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進) .....                       | 124        |
| (農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討) .....                | 125        |
| <b>第3節 主要農畜産物の生産等の動向</b> .....                       | <b>126</b> |
| <b>(1) 米</b> .....                                   | <b>126</b> |
| (米の生産動向) .....                                       | 126        |
| (米の生産コスト削減に向けた取組) .....                              | 128        |
| (飼料用米の本作化に向けた取組) .....                               | 128        |
| (飼料用米の利用拡大) .....                                    | 129        |
| (米粉用米の利用拡大に向けた取組) .....                              | 131        |
| (米政策改革の着実な推進に向けた取組) .....                            | 132        |
| <b>(2) 小麦</b> .....                                  | <b>133</b> |
| (収量・品質の安定・向上が課題) .....                               | 133        |
| <b>(3) 大豆</b> .....                                  | <b>134</b> |
| (収量・品質の安定・向上が課題) .....                               | 134        |
| (価格安定に向けた取引制度の検討) .....                              | 135        |
| <b>(4) 野菜</b> .....                                  | <b>135</b> |
| (加工・業務用に適した野菜の生産を推進) .....                           | 135        |
| <b>(5) 果実</b> .....                                  | <b>138</b> |
| (新たな果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進) .....                       | 138        |
| <b>(6) 花き</b> .....                                  | <b>140</b> |
| (国産シェアの回復に向けた取組) .....                               | 140        |
| <b>(7) 茶</b> .....                                   | <b>141</b> |
| (茶の輸出拡大及び新需要の開拓) .....                               | 141        |
| <b>(8) 甘味資源作物</b> .....                              | <b>142</b> |
| (てんさい及びさとうきびの安定生産) .....                             | 142        |
| <b>(9) いも類</b> .....                                 | <b>143</b> |
| (ばれいしょ及びかんしょの生産動向) .....                             | 143        |
| <b>(10) 畜産物</b> .....                                | <b>144</b> |
| (農家戸数が減少し大規模化が進展) .....                              | 144        |
| (平成27(2015)年度の生乳生産量は前年度より増加したものの<br>長期的には減少傾向) ..... | 144        |
| (バターの安定供給に向けた取組) .....                               | 145        |
| (牛肉生産量は近年横ばい) .....                                  | 146        |
| (肉用子牛の取引価格が上昇) .....                                 | 146        |
| (酪農・肉用牛における担い手の育成と労働負担の軽減に向けた取組) .....               | 147        |
| (畜産クラスター事業の推進) .....                                 | 147        |
| (鶏肉の生産量は増加、豚肉と鶏卵は横ばい) .....                          | 149        |
| (自給飼料の利用拡大を推進) .....                                 | 149        |



|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| (11) 自然災害による農業関係の被害 .....            | 150        |
| (台風に伴う大雨等による被害が発生) .....             | 150        |
| <b>第4節 生産・流通現場の技術革新等の推進 .....</b>    | <b>152</b> |
| (1) 戦略的な研究開発と新たな産学連携研究の取組 .....      | 152        |
| (研究開発の戦略的な推進と技術移転の加速化) .....         | 152        |
| (新たな産学連携による研究開発の推進) .....            | 153        |
| (強みのある農林水産物や生産性の飛躍的向上に向けた研究開発) ..... | 154        |
| (研究開発と一体となった技術の普及) .....             | 156        |
| (2) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新 .....    | 156        |
| (スマート農業の実現に向けた取組) .....              | 156        |
| (次世代施設園芸の推進) .....                   | 158        |
| (青果物流通の効率化・合理化) .....                | 159        |
| (生産資材費の削減に向けた取組) .....               | 160        |
| (3) 農作業安全対策の推進 .....                 | 160        |
| (効果的な農作業安全対策の取組) .....               | 160        |
| <b>第5節 気候変動への対応等の環境政策の推進 .....</b>   | <b>161</b> |
| (1) 地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進 .....        | 161        |
| (平成32(2020)年以降の新たな枠組みの合意) .....      | 161        |
| (地球温暖化に対する緩和策の導入・普及) .....           | 162        |
| (地球温暖化に対する適応策の導入・普及) .....           | 162        |
| (農業分野における生物多様性保全の推進) .....           | 163        |
| (2) 環境保全に配慮した農業の推進 .....             | 164        |
| (環境保全型農業の取組の推進) .....                | 164        |
| (有機農業の推進) .....                      | 165        |
| <b>第6節 農業を支える農業関連団体 .....</b>        | <b>166</b> |
| (1) 農業協同組合 .....                     | 166        |
| (農協改革の推進) .....                      | 166        |
| (2) 農業委員会 .....                      | 168        |
| (農業委員会の見直し) .....                    | 168        |
| (3) 農業共済団体 .....                     | 169        |
| (農業共済団体の統合) .....                    | 169        |
| (4) 土地改良区 .....                      | 170        |
| (土地改良区の合併) .....                     | 170        |

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| <b>第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化</b>  | <b>171</b> |
| <b>重点テーマ 地方創生の動き</b>           | <b>172</b> |
| （地方創生と農村の活性化）                  | 172        |
| （地域コミュニティ機能の維持・発揮）             | 175        |
| （多様な人材の都市部から農村への移住・定住）         | 176        |
| （インバウンド需要への農村における取組）           | 179        |
| <b>第1節 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮</b> | <b>182</b> |
| （農業・農村の持つ多面的機能）                | 182        |
| （多面的機能支払）                      | 183        |
| （中山間地域等直接支払）                   | 185        |
| （環境保全型農業直接支払）                  | 187        |
| <b>第2節 鳥獣被害への対応</b>            | <b>188</b> |
| （鳥獣被害の現状）                      | 188        |
| （鳥獣被害対策の推進）                    | 188        |
| （野生鳥獣の食肉（ジビエ）利用）               | 190        |
| <b>第3節 地域資源の積極的な活用</b>         | <b>192</b> |
| （再生可能エネルギーの現状）                 | 192        |
| （小水力発電）                        | 193        |
| （太陽光発電）                        | 194        |
| （農山漁村再生可能エネルギー法活用の動き）          | 194        |
| （再生可能エネルギーの地産地消）               | 195        |
| （バイオマス産業を軸とする地域活性化の動き）         | 195        |
| （地域の農産物等を活かした新たな価値の創出）         | 197        |
| （農村への農業関連産業の導入等による活性化）         | 197        |
| <b>第4節 多様な分野との連携による都市農村交流</b>  | <b>199</b> |
| （都市農村交流の意義）                    | 199        |
| （グリーン・ツーリズムの取組）                | 199        |
| （世界農業遺産認定地域の活用）                | 200        |
| （教育分野との連携）                     | 202        |
| （福祉分野との連携）                     | 203        |
| <b>第5節 都市農業の振興</b>             | <b>205</b> |
| （都市農業が有する多様な役割）                | 205        |
| （都市農地の状況）                      | 208        |

## 第4章 東日本大震災からの復旧・復興 ..... 211

### 第1節 地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組 ..... 212

- (1) 農地・農業用施設の復旧の取組 ..... 212
  - (農林水産関係被害と復旧状況) ..... 212
  - (農地・農業用施設の復旧に向けた取組) ..... 213
- (2) 農業の復興に向けた取組 ..... 214
  - (被災3県の農業経営体数は減少したものの、法人経営数は増加) ..... 214
  - (被災3県の1経営体当たりの経営耕地面積は増加) ..... 215
  - (被災3県の経営耕地面積は大規模層で増加) ..... 215
  - (被災3県の農産物販売金額は一部を除き5,000万円以上層で増加) ..... 216
  - (被害を受けた農業経営体の農業所得は順調に回復) ..... 216
  - (農業者への支援等) ..... 219
  - (「新しい東北」の創造に向けた取組) ..... 220
  - (産学官が連携した先端的技術の大規模実証研究) ..... 222
  - (復興に向けた新たな動き) ..... 223

### 第2節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組 ..... 224

- (1) 福島県の避難指示区域等の復興に向けた取組 ..... 224
  - (避難指示区域の解除・見直し) ..... 224
  - (原子力災害からの福島復興の加速に向けた取組) ..... 225
  - (関係省庁等と連携し復興を推進) ..... 225
- (2) 農畜産物の安全確保に向けた取組 ..... 226
  - (農畜産物の放射性物質の検査) ..... 226
  - (品目ごとの安全確保の取組) ..... 227
  - (農畜産物の出荷制限の解除) ..... 228
  - (ため池の放射性物質対策の推進) ..... 229
  - (農地除染及び農林業系汚染廃棄物の処理の推進) ..... 229
- (3) 食品の信頼確保のための取組 ..... 231
  - (風評対策の強化) ..... 231
  - (正確で分かりやすい情報の提供と被災地産品の販売促進の強化) ..... 231
  - (日本産農林水産物・食品の輸出回復に向けた取組) ..... 233
  - (被害を受けた農業者への賠償等) ..... 234

### 農業・農村地域の活性化を目指して

- 平成27(2015)年度天皇杯等受賞者事例紹介— ..... 236

### 用語の解説 ..... 239

### 主な分野横断的テーマ・インデックス ..... 256

## 第1章

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 輸出の取組                                 | 29 |
| (1) 共同で米輸出に取り組む若き生産者たち                | 29 |
| (2) 包装米飯としての寿司飯の輸出                    | 29 |
| (3) 沖縄国際物流ハブ機能を活用したアジアへの農林水産物・加工食品の輸出 | 30 |
| 地理的表示登録産品                             | 32 |
| (1) 神戸ビーフ                             | 32 |
| (2) 鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう              | 32 |
| 九条ねぎ栽培や米づくり体験による食育活動の取組               | 58 |
| 「和食」の日における和食給食の取組                     | 61 |
| うんしゅうみかんの機能性表示の取組                     | 71 |
| 6次産業化の取組                              | 82 |
| (1) 輪作体系を利用した6次産業化の取組による経営の多角化の実現     | 82 |
| (2) 伝統野菜「加賀れんこん」を利用した高付加価値化の取組        | 82 |
| (3) 直売所やレストランに人を呼び込む取組                | 83 |
| (4) 地域の地方公共団体・関係団体が一体となった6次産業化の取組     | 83 |
| 農業後継者による軽トラマルシェの取組                    | 85 |
| 製菓会社による生菓の一貫生産の取組                     | 86 |

## 第2章

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 農地中間管理機構の活用による農地集積の取組        | 98  |
| 大規模化による周年出荷体制の確立、周年雇用の実現     | 99  |
| 新規就農からの大規模稲作への取組             | 100 |
| 集落営農の6次産業化による地域の雇用確保の取組      | 101 |
| 徹底した低コスト化による経営安定の実現          | 102 |
| 他業種からの新規就農者の取組               | 105 |
| 高等学校における農業関連人材育成の取組          | 106 |
| 後継者育成に取り組む担い手                | 107 |
| 女性農業者による取組                   | 110 |
| (1) 女性農業者による伝統的島野菜を使った経営の多角化 | 110 |
| (2) 女性目線に立った6次産業化の取組         | 110 |
| 地元建設業による廃校を活用した高付加価値施設の取組    | 112 |
| 農業の新しいビジネスモデル普及の取組           | 113 |
| 中山間地域における農業生産基盤の整備とその効果      | 117 |
| (1) 全国有数のかき産地となった奈良県五條市      | 117 |
| (2) 地形をいかしたみかんの産地づくり         | 118 |
| 地下水位制御システム導入による農業競争力強化への取組   | 120 |
| 農地中間管理機構との連携による新たな産地づくり      | 121 |

|                                                   |     |
|---------------------------------------------------|-----|
| ICTを活用した施設維持管理コスト削減 .....                         | 122 |
| 淡路島の水瓶「ため池」による治水プロジェクト .....                      | 125 |
| 飼料用米の単収向上及びコスト低減の取組 .....                         | 129 |
| 飼料用米を利用した取組 .....                                 | 130 |
| (1) 大規模養豚事業者による飼料用米を用いた高付加価値化の取組 .....            | 130 |
| (2) 地元に根ざして飼料用米割合60%以上を実現する養豚農家の取組 .....          | 131 |
| (3) 採卵鶏への飼料用米の利用と生産卵の加工・直売の取組 .....               | 131 |
| 加工・業務用野菜の生産拡大に向けた取組 .....                         | 136 |
| (1) 加工・業務用野菜の生産・加工・流通を一貫したビジネスモデル .....           | 136 |
| (2) 加工・業務用キャベツの県域での周年出荷体制の構築 .....                | 137 |
| (3) シェフ等と連携したレストラン向け西洋野菜の生産 .....                 | 137 |
| 消費者の需要を生み出すカットフルーツ販売 .....                        | 139 |
| 緑茶の輸出の取組 .....                                    | 142 |
| 草地改善により粗飼料自給率と乳量・乳質の向上を図る畜産クラスター<br>事業の取組 .....   | 148 |
| 注目される研究開発の成果 .....                                | 155 |
| (1) コメ粒を巨大化させる遺伝子を発見<br>－超多収イネ品種の開発への期待－ .....    | 155 |
| (2) いちごのパック詰めロボットを開発<br>－軟弱な果実を傷付けずにハンドリング－ ..... | 155 |
| 次世代施設園芸の取組 .....                                  | 158 |
| 生産者の所得向上に向けた新たな販路開拓 .....                         | 168 |

### 第3章

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 地域資源を活用した地域活性化の取組 .....             | 174 |
| 集落間の連携による生活支援も含めた農業振興の取組 .....      | 175 |
| 中山間地域の空き家を活用した地域活性化の取組 .....        | 178 |
| 田舎で働き隊をきっかけとした移住と都市農村交流活動への従事 ..... | 178 |
| 農家民宿、定住化促進を通じた農村の維持・活性化 .....       | 179 |
| 外国の旅行会社を招いての農業・農村体験ツアーの実施 .....     | 181 |
| 多面的機能支払による田んぼダムの取組 .....            | 185 |
| 中山間地域集落の女性グループによる草もちの製造・販売 .....    | 186 |
| 農業者が主体となった鳥獣被害対策の取組 .....           | 189 |
| ブランド化されたジビエ .....                   | 191 |
| 農家自らが取り組んだ市民ファンドによる太陽光発電 .....      | 192 |
| 小水力発電等による農業生産コスト削減への取組 .....        | 193 |
| 再生可能エネルギーを活用した戦略的な地域づくり .....       | 194 |
| 地域資源を活用したバイオガス発電施設 .....            | 196 |
| 体験型教育旅行を通じた交流 .....                 | 202 |
| 福祉分野との連携による地域活性化 .....              | 204 |
| (1) 高齢者等が活躍する地域活性化の取組 .....         | 204 |
| (2) 障害者が活躍する農業活動 .....              | 204 |



|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 都市農業の多様な役割 .....            | 209 |
| (1) 都市近郊の若手農業者グループの活動 ..... | 209 |
| (2) 都市部の小学校の農業体験学習 .....    | 209 |
| (3) 農業者が指導する農業体験農園 .....    | 209 |

## 第4章

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 被災地の生産者と消費者をつなぐ食べ物付き情報誌 .....         | 218 |
| 地元農家と農業協同組合の連携による取組 .....             | 219 |
| 新しい東北の創造に向けた取組 .....                  | 221 |
| (1) 世界にも通用する究極のお土産 ―「新しい東北」の挑戦― ..... | 221 |
| (2) 郡山市ブランド野菜の取組 .....                | 221 |
| 乾田直播とICTを活用した低コスト営農の取組 .....          | 222 |
| 地元中心の着実な販路を積み上げた地鶏振興による復興に向けた取組 ..... | 226 |
| 農地の除染と農業生産性向上の同時達成の取組 .....           | 230 |
| ももブランド再構築による果樹王国の復興 .....             | 232 |

## コラム一覧

## 特 集

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 世界銀行による TPP の経済効果分析 ..... | 18 |
|---------------------------|----|

## 第1章

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 2015年ミラノ国際博覧会における日本食・食文化の魅力発信 ..... | 34 |
| 第2回日中韓農業大臣会合の開催 .....               | 47 |
| 各国の食料自給率と食生活の変化 .....               | 53 |
| 鶏卵の価格の季節的な動向 .....                  | 55 |
| 東京都中央卸売市場築地市場の移転 .....              | 75 |
| 日越農業協力中長期ビジョンの策定 .....              | 78 |

## 第2章

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 全国農業担い手サミットの開催 .....              | 102 |
| 開発途上国等に対する人材育成支援（外国人技能実習制度） ..... | 107 |
| クラウドファンディングの取組 .....              | 115 |
| 国際土壌年 .....                       | 164 |

## 第3章

|                   |     |
|-------------------|-----|
| デザインによる課題解決 ..... | 201 |
|-------------------|-----|

## 第2部 平成27年度 食料・農業・農村施策

|                                                    |     |
|----------------------------------------------------|-----|
| 概説                                                 | 261 |
| 1 施策の重点                                            | 261 |
| 2 財政措置                                             | 261 |
| 3 立法措置                                             | 261 |
| 4 税制上の措置                                           | 261 |
| 5 金融措置                                             | 262 |
| 6 政策評価                                             | 262 |
| I 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた施策                           | 263 |
| 1 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた取組                           | 263 |
| 2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策                           | 263 |
| II 食料の安定供給の確保に関する施策                                | 265 |
| 1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保                    | 265 |
| 2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、<br>「和食」の保護・継承         | 268 |
| 3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓                   | 269 |
| 4 グローバルマーケットの戦略的な開拓                                | 270 |
| 5 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立                         | 273 |
| 6 国際交渉への戦略的な対応                                     | 275 |
| III 農業の持続的な発展に関する施策                                | 276 |
| 1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保                     | 276 |
| 2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備                           | 277 |
| 3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と<br>農地の確保          | 277 |
| 4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討                    | 278 |
| 5 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備                       | 278 |
| 6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革                          | 279 |
| 7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等                   | 281 |
| 8 気候変動への対応等の環境政策の推進                                | 285 |
| IV 農村の振興に関する施策                                     | 286 |
| 1 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による<br>地域資源の維持・継承等 | 286 |
| 2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出                         | 290 |
| 3 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等                    | 291 |

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| <b>V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策</b> .....                    | 292 |
| <b>VI 団体の再編整備等に関する施策</b> .....                         | 295 |
| <b>VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b> ..... | 296 |
| 1 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進 .....                      | 296 |
| 2 施策の進捗管理と評価 .....                                     | 296 |
| 3 財政措置の効率的かつ重点的な運用 .....                               | 296 |
| 4 国民視点や地域の実態に即した施策の決定 .....                            | 296 |
| 5 効果的かつ効率的な施策の推進体制 .....                               | 297 |
| <b>VIII 災害対策</b> .....                                 | 297 |
| 1 災害復旧事業の早期実施 .....                                    | 297 |
| 2 激甚災害指定 .....                                         | 297 |
| 3 被災農林漁業者等の資金需要への対応 .....                              | 297 |
| 4 共済金の迅速かつ確実な支払 .....                                  | 297 |
| 5 その他の施策 .....                                         | 297 |

- 「平成27年度食料・農業・農村の動向」の年次は、原則として和暦と西暦を並記しています。
- 「平成27年度食料・農業・農村施策」の年次は、法律名や予算の引用が必要となることから、和暦を用いています。なお、「平成」は省略しています（ただし法律番号を除く）。
- 図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。
- 本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。



### （食品ロス削減に向けた国民運動の推進）

我が国で平成24（2012）年度に発生した食品廃棄物等の中には、まだ食べられるのに捨てられている食品ロスが642万t含まれると推計されています。このうち、食品ロスの約半分となる312万tは、一般家庭からのものであるため、食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進とともに消費者の意識改革も併せて実施していく必要があります。

このため、関係府省庁の連携により、フードチェーンの各段階における食品ロス削減の取組を支援し、生活者一人一人の意識や行動の改革に向けて、官民を挙げた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開しています。

### （「和食」の保護・継承の取組）

「和食」については、平成25（2013）年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、国内外での関心が高まっています。

海外では、日本食レストランが平成25（2013）年から2年間で約1.6倍に相当する8万9千店に増加しました。また、「食」をテーマに平成27（2015）年5月から10月まで開催された2015年ミラノ国際博覧会では、日本の農林水産業や日本食・食文化を紹介した日本館の入場者数が228万人にのぼり、展示デザイン部門で金賞を受賞するなど高い評価を受けました<sup>1</sup>。

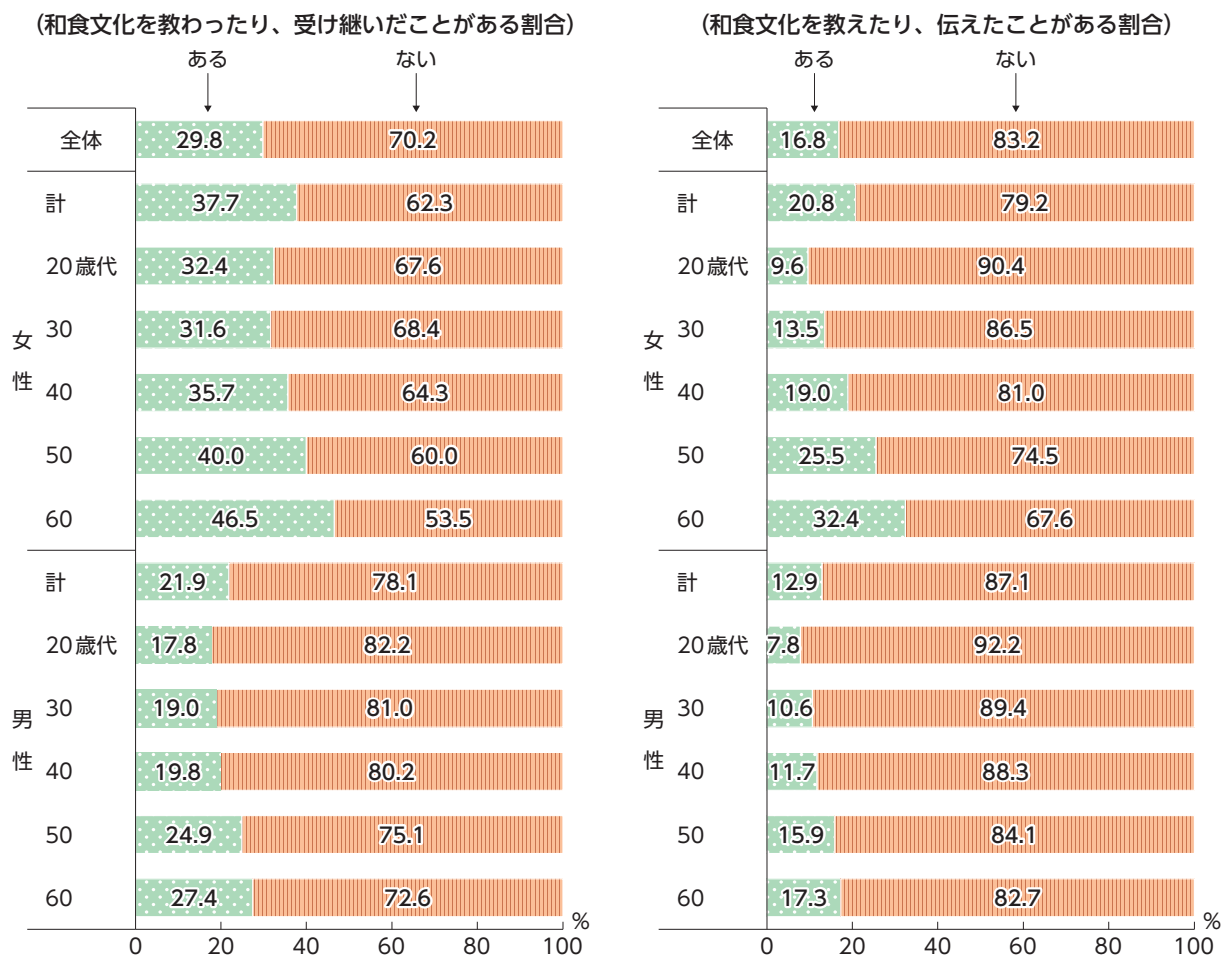
一方、我が国では、食の多様化や家庭環境の変化等を背景に、「和食」の存在感が薄れつつあります。

農林水産省が、消費者を対象に行ったアンケート調査によると、和食文化の継承について、和食文化を教わったり、受け継いだことがある人は全体で29.8%、教えたり、伝えたりしたことがある人は16.8%しかいない状況となっており、いずれも、年代が下がるほど割合が低下しています（図1-3-10）。

このため、「和食」の保護・継承に向けた機運を醸成し、和食志向を維持・増大させることが重要です。

1 第1章重点テーマ2「輸出促進と日本食・食文化の海外展開」を参照

図 1-3-10 和食文化の伝承について



資料：農林水産省調べ

注：全国の20歳代から60歳代の男女（回答総数1万235人）を対象としたインターネット調査（平成28（2016）年2月公表）

このような中、ユネスコ無形文化遺産の登録に際し、「和食」の保護・継承に責任を持つ民間団体として位置付けられた一般社団法人和食文化国民会議（以下「和食会議」という。）は、講演会の開催、和食ブックレットの刊行、「和食」の日（11月24日）における啓発活動等に取り組むとともに、農林水産省が主催する「和食」の保護・継承に向けたイベントやシンポジウム等に参画しました。

また、和食の料理人による和食給食応援団が、栄養教諭・学校栄養職員等と連携した和食献立の開発、青少年等に対する情報発信等、学校給食における和食文化継承のための取組を全国の小中学校等で実施しました。このような和食文化の次世代への継承の取組が全国各地で進められています。

今後とも、和食会議を始め、産学官が一体となって「和食」の保護・継承の取組を推進するとともに、国産農林水産物等の需要拡大及び地域活性化にもつなげていくことが重要です。

### （日本食・食文化の海外展開の推進）

平成27（2015）年9月には、ニューヨークの国連総会に併せて開催された和食レセプションにおいて、安倍内閣総理大臣が各国首脳に対して日本食のPRを行いました。また、平成28（2016）年1月にシンガポールで行われた日・シンガポール外交関係樹立50周年記念イベントでは、森山農林水産大臣が日本産食材のPR等を行いました。このように、内閣総理大臣、農林水産大臣等の外遊の機会を捉え、日本食・食文化のトップセールス等が行われており、今後も平成28（2016）年に開催される伊勢志摩サミットといった機会等を積極的に活用していきます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）では、世界各地から多数の大会関係者や観光客等が来日することが想定されます。このため、2020年東京大会の開催に向けて、GAPやHACCP等の取組の普及・拡大を図り、安全や環境に配慮した高品質な日本産食材の生産・供給体制を整備すること等により、日本産食材について、大会関係者等への供給を通じてアピールし、海外での日本食・食文化の定着を戦略的に推進していくことが必要です。

## コラム

### 2015年ミラノ国際博覧会における日本食・食文化の魅力発信

2015年ミラノ国際博覧会（以下「ミラノ万博」という。）は、イタリア・ミラノで「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに184日間の会期で行われ、145か国、3国際機関が参加し、総来場者数は2,150万人に上りました。

日本館では、「Harmonious Diversity－共存する多様性－」をテーマに、日本の農林水産業や食を取り巻く様々な取組、日本食・食文化に詰め込まれた様々な知恵と技が、人類共通の課題解決に貢献していくことをアピールしました。館内には1から5のシーンがあり、シーン2では、産地から食卓まで多種多彩なコンテンツが流れ落ちる「多様性の滝」が展示されました。滝つばに漂うコンテンツに手を触れると、関連する様々な情報が映し出されるようになっていました。日本館アプリをインストールしたスマートフォンで、興味のある画像にタッチをするとその画像がスマートフォンに取り込めるようになっており、退館後も閲覧できます。このように、日本の最先端の技術も駆使し、様々な工夫を凝らした展示が行われました。

平成27（2015）年7月11日には、日本のナショナルデーである「ジャパンデー」を開催し、東北の伝統的な10の祭りが一堂に会したパレードやレセプション等を行いました。

また、ミラノ市内のステッリーネ宮殿で日本館第二の拠点「ジャパンサローネ」を期間限定で開催しました。そこでは、商談会やシンポジウム、試食イベント等を実施し、19日間の開催期間中約3万人を集客しました。



「ジャパンデー」の日本館の様子



レセプションでの鏡開き



シーン2「多様性の滝」

ミラノ万博では、多くのパビリオンでレストランが設置されており、日本館においては、本格日本食レストラン及びフードコートを設置し、日本食・食文化を紹介しました。また、日本館のイベント広場で、58の地方公共団体・団体が各地域の伝統的な食品の展示や飲食の提供を行いました。ここでは、通常EU域内への輸出ができない日本産食材の持ち込みについて特例措置が認められ、だしを取るための「かつおぶし」、山口県のイベントで使用した「フグ」、トンカツとして提供した「豚肉」等の万博会場内での使用が実現しました。

万博会場内でも有数の人気パビリオンとなった日本館は、総来場者数の1割を超える、228万人に上る来館者を迎えました。来館者へのアンケートでも、日本館の総合評価は4項目のうち上位2項目（「良かった」、「まあ良かった」）が98%に上ったほか、「日本への理解・興味が深まったか」という調査では、同じく上位2項目が92%を占める結果となりました。

博覧会国際事務局が主催し、優秀なパビリオンを決定する褒賞制度では、日本館が展示デザイン部門で「金賞」を受賞しました。自然と技術の「調和」が評価され、平成27（2015）年10月30日の授賞式で表彰されました。5年ごとに行われる大規模博覧会における日本館の「金賞」受賞は史上初の快挙となりました。

日本館の金賞受賞や多くの媒体での高評価は、我が国の農林水産業や食文化の魅力が世界の人々に理解された表れであると考えられます。また、今回の出展が農業者を始めとする関係者の自信につながり、日本の農林水産物・食品の輸出が更に増大することが期待されます。



フードコートで供された「トンカツ」



展示デザイン部門において  
受賞した「金賞桶」



重点  
テーマ  
2

## 輸出促進と日本食・食文化の海外展開

農林水産物・食品の輸出額は7,451億円となり、3年連続過去最高を更新。ミラノ国際博覧会では、多くの日本館来館者に日本食・食文化の魅力を発信。また、地域の特性をいかした産品を認証する地理的表示保護制度の登録がスタート

農林水産業の成長産業化を進めるためには、人口の増加や経済成長等により今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、我が国の農林水産物・食品の輸出、日本食や日本の食文化の海外展開等、需要フロンティアの開拓を進めることが重要です。また、TPP参加国の対日関税について、我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目（牛肉、米、水産物、茶等）の全てについて関税撤廃を獲得しており、輸出の拡大が期待されています。さらに、国内外の市場において、知的財産を創造し、活用につなげ、保護する取組を推進していく必要があります。

## (1) 農林水産物・食品の輸出促進

## (農林水産物・食品の輸出額の推移)

農林水産物・食品の輸出は、農林水産物の新たな販路拡大や所得の向上等、多様な意義を有しています。平成27（2015）年6月に改訂された「日本再興戦略」においては、輸出促進について、今後の伸びしろが大きい国・品目に重点的に取り組み、平成32（2020）年の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指すこととされています。

我が国の平成27（2015）年の農林水産物・食品の輸出額は、7,451億円となり、3年連続で過去最高を更新し、平成28（2016）年に7,000億円という中間目標を1年前倒しで達成しました（図1-6）。

平成27（2015）年の農林水産物・食品の輸出額について、国・地域別の割合をみると、香港、台湾、中国、韓国といったアジア地域が全体の73.5%、米国等の北米が15.7%となっています（図1-7）。

次に、品目別の割合をみると、農産物が59.5%、水産物が37.0%、林産物が3.5%を占めています。農産物では米、りんご、牛肉等、水産物ではホタテ貝、さば等が金額、数量ともに前年と比較して大きく増加しています（表1-1）。平成27（2015）年における輸出額増加の要因は、円安方向への推移による割安感が出ているほか、日本食レストランの広がりやオールジャパンでのプロモーション等により日本の農林水産物・食品の海外での需要が高まったからと考えられます。

## 事例 農家民宿、定住化促進を通じた農村の維持・活性化

山形県南部に位置する飯豊町中津川地区は、123世帯、305人、10集落で構成された山村集落です。

当地区では昭和49（1974）年、将来の人口減少等に危機感を持ち、中津川むらづくり協議会を立ち上げ、「地域と自然共生」や「住みよい中津川」等を目指し、農家民宿や移住・定住支援に取り組んでいます。

このうち、農家民宿には、平成26（2014）年度に1,165人が宿泊し、うち157人は台湾からの宿泊者でした。この農家民宿の取組により、都市と農村の交流が活発となり、高齢者の活動の場が広がりました。

また、移住・定住支援の取組では、農業や暮らし・雇用など専門分野ごとの支援員制度を設け、移住を希望する人をサポートしています。この取組により、平成23（2011）年度以降、7世帯15人が同地区へ移住し、農業のほかカフェの経営や草木染めなど様々な分野に就業しています。地区では、移住者が新たな移住・定住希望者の相談相手となっており、自主的に独自のホームページを開設し、SNS\*等を活用した都市住民への情報発信に努めるなど、都市と農村の交流を通じ、地域の活性化が期待されています。（第12回 オーライ！ニッポン大賞受賞事例）

\* Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトのサービス



農家民宿オーナー

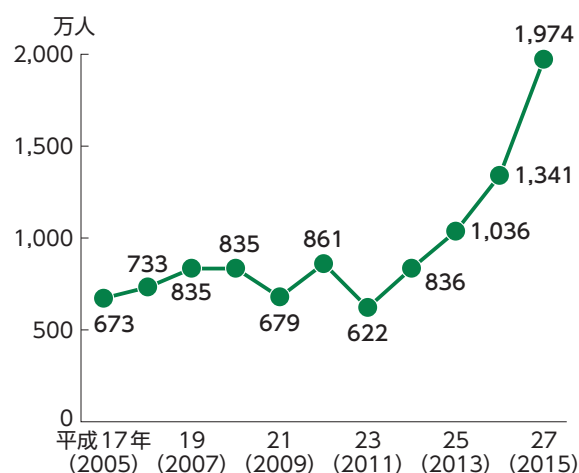


移住者宅

### （インバウンド需要への農村における取組）

食をテーマに開催された2015年ミラノ国際博覧会における日本館の盛況を始めとして、諸外国における我が国への関心は高くなっており、近年の円安方向への推移、新たな世界遺産の登録、短期滞在ビザの免除や緩和等もあいまって、訪日外国人旅行者数は、平成27（2015）年には約1,974万人と過去最高になりました（図3-10）。訪日外国人旅行者はその旅行において、我が国における食事に大きな期待を持っており、旅行中の飲食費として約6,400億円の消費をもたらしています（図3-11、図3-12）。

図3-10 訪日外国人旅行者数の推移



資料：日本政府観光局（JNTO）（平成28（2016）年1月公表）

平成27年度  
食料・農業・農村の動向

平成28年度  
食料・農業・農村施策

第190回国会（常会）提出

# 目次

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

用語の解説

## 第1部 食料・農業・農村の動向

|            |   |
|------------|---|
| はじめに ..... | 1 |
|------------|---|

## 特集 TPP交渉の合意及び関連政策 .....

|   |
|---|
| 3 |
|---|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 交渉の経緯 .....                | 4  |
| ア 交渉の概要 .....                  | 4  |
| イ 交渉参加までの経緯 .....              | 6  |
| ウ 交渉への参加、大筋合意及び署名 .....        | 6  |
| (2) 合意内容 .....                 | 7  |
| ア 関税に関する合意 .....               | 7  |
| イ ルール分野に関する合意 .....            | 10 |
| ウ 発効規定 .....                   | 11 |
| (3) 「総合的な TPP 関連政策大綱」の策定 ..... | 11 |
| ア 大筋合意を踏まえた対応 .....            | 11 |
| イ 「総合的な TPP 関連政策大綱」の策定 .....   | 13 |
| ウ 政策大綱の実施に向けた動き .....          | 14 |
| (4) 経済効果分析 .....               | 17 |

## 第1章 食料の安定供給の確保に向けた取組 .....

|    |
|----|
| 19 |
|----|

### 重点テーマ1 食料自給力の動向 .....

|    |
|----|
| 20 |
|----|

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| (我が国の食料を生産する潜在的な力を示す食料自給力) .....                         | 20 |
| (生産のパターンによって異なる食料自給力指標) .....                            | 21 |
| (食料自給力指標は低下) .....                                       | 23 |
| (食料安全保障に関する議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を<br>推進していくことが重要) ..... | 23 |

### 重点テーマ2 輸出促進と日本食・食文化の海外展開 .....

|    |
|----|
| 24 |
|----|

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 農林水産物・食品の輸出促進 .....   | 24 |
| (農林水産物・食品の輸出額の推移) .....   | 24 |
| (輸出促進体制の整備) .....         | 27 |
| (輸出促進の取組) .....           | 27 |
| (輸出環境の整備) .....           | 27 |
| (知的財産の戦略的な創造・活用・保護) ..... | 31 |



|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (2) 輸出促進等に向けた日本食や食文化の海外展開            | 33 |
| (日本食・食文化の海外普及)                       | 33 |
| (日本食・食文化の海外展開の推進)                    | 34 |
| 第1節 食料・農業・農村基本計画における目標等と現状           | 36 |
| (新たな基本計画等の策定と施策の着実な推進)               | 36 |
| (食料自給率等の目標と現状)                       | 36 |
| (供給熱量ベースの総合食料自給率は横ばいで推移)             | 38 |
| 第2節 世界の食料需給と食料安全保障の確立に向けた取組          | 39 |
| (1) 世界の食料の需給動向と我が国の農産物貿易             | 39 |
| ア 2015/16年度の食料需給動向                   | 39 |
| (穀物の生産量は前年度に比べ減少したが、消費量は前年度並みとなる見込み) | 39 |
| (品目別にみた穀物等の生産量)                      | 39 |
| イ 食料需給をめぐる今後の見通し                     | 40 |
| (世界全体の穀物需要は増加する見通し)                  | 40 |
| (世界全体の食肉需要は増加する見通し)                  | 42 |
| (2) 総合的な食料安全保障の確立に向けた取組              | 43 |
| ア 不測時における食料安全保障                      | 43 |
| イ 食料安全保障の確立に向けた取組                    | 43 |
| (特定の国からの輸入が多い我が国の農産物貿易)              | 43 |
| (食料等の備蓄の取組)                          | 45 |
| (食品のサプライチェーンの機能維持)                   | 45 |
| (開発途上地域の栄養不足人口は減少傾向)                 | 45 |
| (国連の新たな開発目標)                         | 46 |
| (農林水産分野における国際協力)                     | 46 |
| (3) 農産物貿易交渉の状況                       | 47 |
| (EPA/FTA交渉等の取組)                      | 47 |
| (WTO農業交渉の状況)                         | 48 |
| 第3節 食料消費の動向と食育の推進                    | 49 |
| (1) 食料消費の動向                          | 49 |
| (我が国の食のバリューチェーン)                     | 49 |
| (国民1人・1日当たりの総供給熱量は減少傾向で推移)           | 51 |
| (単身世帯では加工食品の支出が増加)                   | 54 |
| (2) 食育の推進、「和食」の保護・継承                 | 56 |
| (第3次食育推進基本計画の作成)                     | 56 |
| (食育の推進と国産農林水産物の消費拡大に向けた取組)           | 57 |
| (食品ロス削減に向けた国民運動の推進)                  | 59 |
| (「和食」の保護・継承の取組)                      | 59 |

|                                                   |           |
|---------------------------------------------------|-----------|
| <b>第4節 食の安全と消費者の信頼確保</b>                          | <b>62</b> |
| <b>(1) 食品の安全性の向上に向けた取組</b>                        | <b>62</b> |
| (食品の安全性の向上のためには科学的根拠に基づいたリスク管理が重要) …              | 62        |
| (「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」の<br>更なる普及の推進) … | 63        |
| (HACCP導入の推進) …                                    | 64        |
| <b>(2) 動植物防疫の取組</b>                               | <b>64</b> |
| (家畜伝染病への対応) …                                     | 64        |
| (植物の病害虫への対応) …                                    | 65        |
| (輸出促進に向けた動植物検疫の取組) …                              | 66        |
| <b>(3) 消費者の信頼確保に向けた取組</b>                         | <b>67</b> |
| (食品事業者における信頼確保のための取組) …                           | 68        |
| (食品のトレーサビリティの取組の推進) …                             | 68        |
| (食品表示の適正化に向けた取組) …                                | 68        |
| (新たな食品表示に関する制度の始動) …                              | 69        |
| (農林水産物・食品の機能性に関する表示) …                            | 70        |
| <b>第5節 食品産業の動向</b>                                | <b>72</b> |
| (食品産業の位置付け) …                                     | 72        |
| (食品流通業の動向) …                                      | 73        |
| (食品流通の効率化や高度化等) …                                 | 74        |
| (食品小売業の動向) …                                      | 75        |
| (外食・中食産業の動向) …                                    | 76        |
| (介護食品の取組) …                                       | 76        |
| (食品産業のグローバル展開) …                                  | 77        |
| (食品リサイクルと食品ロス削減の取組) …                             | 79        |
| <b>第6節 農林水産物・食品の新たな需要の開拓</b>                      | <b>80</b> |
| (6次産業化等の推進) …                                     | 80        |
| (6次産業化プランナー) …                                    | 84        |
| (地産地消の推進) …                                       | 84        |
| (農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用) …                           | 85        |
| (医福食農連携の推進) …                                     | 86        |

## 第2章 強い農業の創造に向けた取組 ..... 87

### 重点テーマ 農業構造の変化 ..... 88

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 農業産出額等の動向 .....            | 88 |
| (農業総産出額は近年8兆円台で推移) .....       | 88 |
| (地域によって農業産出額の減少度合いに差) .....    | 89 |
| (2) 農地面積の動向 .....              | 90 |
| (農地面積は年々減少) .....              | 90 |
| (荒廃農地の現状) .....                | 91 |
| (3) 農業経営体数等の動向 .....           | 92 |
| (農業経営体数が減少している中で、法人化が進展) ..... | 92 |
| (規模の大きい経営体が増加) .....           | 92 |
| (雇用者の増加) .....                 | 93 |
| (基幹的農業従事者の減少と高齢化の進行) .....     | 94 |

### 第1節 農地の集積・集約化と担い手の動向 ..... 96

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 農地の集積・集約化に向けた農地中間管理機構の取組 ..... | 96  |
| (農地中間管理機構の創設) .....                | 96  |
| (農地中間管理機構を軌道に乗せていくことが重要) .....     | 96  |
| (2) 担い手の育成・確保 .....                | 98  |
| (認定農業者の動向) .....                   | 99  |
| (集落営農の動向) .....                    | 100 |
| (法人化の推進) .....                     | 101 |
| (新規就農者の動向) .....                   | 103 |
| (青年層の就農促進への取組) .....               | 104 |
| (青年層への新規就農に関する支援) .....            | 104 |
| (道府県農業大学校等における就農支援対策) .....        | 105 |
| (次世代の農業経営者教育の充実・強化) .....          | 106 |
| (3) 女性農業者の動向 .....                 | 108 |
| (農業経営への女性の参画) .....                | 108 |
| (地域社会への女性の参画) .....                | 108 |
| (農業女子プロジェクトの取組) .....              | 109 |
| (4) 一般法人の農業参入の動向 .....             | 111 |
| (一般法人の農業参入の増加) .....               | 111 |
| (改正農地法の成立) .....                   | 112 |
| (5) 経営所得安定対策の推進、収入保険制度導入の検討 .....  | 113 |
| (経営所得安定対策の着実な実施) .....             | 113 |
| (収入保険制度導入に向けた調査の実施) .....          | 114 |

### 第2節 農業生産基盤の整備・保全 ..... 116

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| (農業生産基盤の整備) .....               | 116 |
| (農地の大区画化・汎用化等による農業の競争力強化) ..... | 118 |

|                                                      |            |
|------------------------------------------------------|------------|
| (農地中間管理機構との連携) .....                                 | 120        |
| (営農形態の変化に伴う用水の再編・水利システムの更新) .....                    | 122        |
| (農業水利施設の持続的な保全管理) .....                              | 123        |
| (農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進) .....                       | 124        |
| (農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討) .....                | 125        |
| <b>第3節 主要農畜産物の生産等の動向</b> .....                       | <b>126</b> |
| <b>(1) 米</b> .....                                   | <b>126</b> |
| (米の生産動向) .....                                       | 126        |
| (米の生産コスト削減に向けた取組) .....                              | 128        |
| (飼料用米の本作化に向けた取組) .....                               | 128        |
| (飼料用米の利用拡大) .....                                    | 129        |
| (米粉用米の利用拡大に向けた取組) .....                              | 131        |
| (米政策改革の着実な推進に向けた取組) .....                            | 132        |
| <b>(2) 小麦</b> .....                                  | <b>133</b> |
| (収量・品質の安定・向上が課題) .....                               | 133        |
| <b>(3) 大豆</b> .....                                  | <b>134</b> |
| (収量・品質の安定・向上が課題) .....                               | 134        |
| (価格安定に向けた取引制度の検討) .....                              | 135        |
| <b>(4) 野菜</b> .....                                  | <b>135</b> |
| (加工・業務用に適した野菜の生産を推進) .....                           | 135        |
| <b>(5) 果実</b> .....                                  | <b>138</b> |
| (新たな果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進) .....                       | 138        |
| <b>(6) 花き</b> .....                                  | <b>140</b> |
| (国産シェアの回復に向けた取組) .....                               | 140        |
| <b>(7) 茶</b> .....                                   | <b>141</b> |
| (茶の輸出拡大及び新需要の開拓) .....                               | 141        |
| <b>(8) 甘味資源作物</b> .....                              | <b>142</b> |
| (てんさい及びさとうきびの安定生産) .....                             | 142        |
| <b>(9) いも類</b> .....                                 | <b>143</b> |
| (ばれいしょ及びかんしょの生産動向) .....                             | 143        |
| <b>(10) 畜産物</b> .....                                | <b>144</b> |
| (農家戸数が減少し大規模化が進展) .....                              | 144        |
| (平成27(2015)年度の生乳生産量は前年度より増加したものの<br>長期的には減少傾向) ..... | 144        |
| (バターの安定供給に向けた取組) .....                               | 145        |
| (牛肉生産量は近年横ばい) .....                                  | 146        |
| (肉用子牛の取引価格が上昇) .....                                 | 146        |
| (酪農・肉用牛における担い手の育成と労働負担の軽減に向けた取組) .....               | 147        |
| (畜産クラスター事業の推進) .....                                 | 147        |
| (鶏肉の生産量は増加、豚肉と鶏卵は横ばい) .....                          | 149        |
| (自給飼料の利用拡大を推進) .....                                 | 149        |

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| (11) 自然災害による農業関係の被害 .....            | 150        |
| (台風に伴う大雨等による被害が発生) .....             | 150        |
| <b>第4節 生産・流通現場の技術革新等の推進 .....</b>    | <b>152</b> |
| (1) 戦略的な研究開発と新たな産学連携研究の取組 .....      | 152        |
| (研究開発の戦略的な推進と技術移転の加速化) .....         | 152        |
| (新たな産学連携による研究開発の推進) .....            | 153        |
| (強みのある農林水産物や生産性の飛躍的向上に向けた研究開発) ..... | 154        |
| (研究開発と一体となった技術の普及) .....             | 156        |
| (2) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新 .....    | 156        |
| (スマート農業の実現に向けた取組) .....              | 156        |
| (次世代施設園芸の推進) .....                   | 158        |
| (青果物流通の効率化・合理化) .....                | 159        |
| (生産資材費の削減に向けた取組) .....               | 160        |
| (3) 農作業安全対策の推進 .....                 | 160        |
| (効果的な農作業安全対策の取組) .....               | 160        |
| <b>第5節 気候変動への対応等の環境政策の推進 .....</b>   | <b>161</b> |
| (1) 地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進 .....        | 161        |
| (平成32(2020)年以降の新たな枠組みの合意) .....      | 161        |
| (地球温暖化に対する緩和策の導入・普及) .....           | 162        |
| (地球温暖化に対する適応策の導入・普及) .....           | 162        |
| (農業分野における生物多様性保全の推進) .....           | 163        |
| (2) 環境保全に配慮した農業の推進 .....             | 164        |
| (環境保全型農業の取組の推進) .....                | 164        |
| (有機農業の推進) .....                      | 165        |
| <b>第6節 農業を支える農業関連団体 .....</b>        | <b>166</b> |
| (1) 農業協同組合 .....                     | 166        |
| (農協改革の推進) .....                      | 166        |
| (2) 農業委員会 .....                      | 168        |
| (農業委員会の見直し) .....                    | 168        |
| (3) 農業共済団体 .....                     | 169        |
| (農業共済団体の統合) .....                    | 169        |
| (4) 土地改良区 .....                      | 170        |
| (土地改良区の合併) .....                     | 170        |

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| <b>第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化</b>  | <b>171</b> |
| <b>重点テーマ 地方創生の動き</b>           | <b>172</b> |
| （地方創生と農村の活性化）                  | 172        |
| （地域コミュニティ機能の維持・発揮）             | 175        |
| （多様な人材の都市部から農村への移住・定住）         | 176        |
| （インバウンド需要への農村における取組）           | 179        |
| <b>第1節 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮</b> | <b>182</b> |
| （農業・農村の持つ多面的機能）                | 182        |
| （多面的機能支払）                      | 183        |
| （中山間地域等直接支払）                   | 185        |
| （環境保全型農業直接支払）                  | 187        |
| <b>第2節 鳥獣被害への対応</b>            | <b>188</b> |
| （鳥獣被害の現状）                      | 188        |
| （鳥獣被害対策の推進）                    | 188        |
| （野生鳥獣の食肉（ジビエ）利用）               | 190        |
| <b>第3節 地域資源の積極的な活用</b>         | <b>192</b> |
| （再生可能エネルギーの現状）                 | 192        |
| （小水力発電）                        | 193        |
| （太陽光発電）                        | 194        |
| （農山漁村再生可能エネルギー法活用の動き）          | 194        |
| （再生可能エネルギーの地産地消）               | 195        |
| （バイオマス産業を軸とする地域活性化の動き）         | 195        |
| （地域の農産物等を活かした新たな価値の創出）         | 197        |
| （農村への農業関連産業の導入等による活性化）         | 197        |
| <b>第4節 多様な分野との連携による都市農村交流</b>  | <b>199</b> |
| （都市農村交流の意義）                    | 199        |
| （グリーン・ツーリズムの取組）                | 199        |
| （世界農業遺産認定地域の活用）                | 200        |
| （教育分野との連携）                     | 202        |
| （福祉分野との連携）                     | 203        |
| <b>第5節 都市農業の振興</b>             | <b>205</b> |
| （都市農業が有する多様な役割）                | 205        |
| （都市農地の状況）                      | 208        |



## 第4章 東日本大震災からの復旧・復興 ..... 211

### 第1節 地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組 ..... 212

- (1) 農地・農業用施設の復旧の取組 ..... 212
  - (農林水産関係被害と復旧状況) ..... 212
  - (農地・農業用施設の復旧に向けた取組) ..... 213
- (2) 農業の復興に向けた取組 ..... 214
  - (被災3県の農業経営体数は減少したものの、法人経営数は増加) ..... 214
  - (被災3県の1経営体当たりの経営耕地面積は増加) ..... 215
  - (被災3県の経営耕地面積は大規模層で増加) ..... 215
  - (被災3県の農産物販売金額は一部を除き5,000万円以上層で増加) ..... 216
  - (被害を受けた農業経営体の農業所得は順調に回復) ..... 216
  - (農業者への支援等) ..... 219
  - (「新しい東北」の創造に向けた取組) ..... 220
  - (産学官が連携した先端的技術の大規模実証研究) ..... 222
  - (復興に向けた新たな動き) ..... 223

### 第2節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組 ..... 224

- (1) 福島県の避難指示区域等の復興に向けた取組 ..... 224
  - (避難指示区域の解除・見直し) ..... 224
  - (原子力災害からの福島復興の加速に向けた取組) ..... 225
  - (関係省庁等と連携し復興を推進) ..... 225
- (2) 農畜産物の安全確保に向けた取組 ..... 226
  - (農畜産物の放射性物質の検査) ..... 226
  - (品目ごとの安全確保の取組) ..... 227
  - (農畜産物の出荷制限の解除) ..... 228
  - (ため池の放射性物質対策の推進) ..... 229
  - (農地除染及び農林業系汚染廃棄物の処理の推進) ..... 229
- (3) 食品の信頼確保のための取組 ..... 231
  - (風評対策の強化) ..... 231
  - (正確で分かりやすい情報の提供と被災地産品の販売促進の強化) ..... 231
  - (日本産農林水産物・食品の輸出回復に向けた取組) ..... 233
  - (被害を受けた農業者への賠償等) ..... 234

### 農業・農村地域の活性化を目指して

- 平成27(2015)年度天皇杯等受賞者事例紹介— ..... 236

### 用語の解説 ..... 239

### 主な分野横断的テーマ・インデックス ..... 256

## 第1章

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 輸出の取組                                 | 29 |
| (1) 共同で米輸出に取り組む若き生産者たち                | 29 |
| (2) 包装米飯としての寿司飯の輸出                    | 29 |
| (3) 沖縄国際物流ハブ機能を活用したアジアへの農林水産物・加工食品の輸出 | 30 |
| 地理的表示登録産品                             | 32 |
| (1) 神戸ビーフ                             | 32 |
| (2) 鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう              | 32 |
| 九条ねぎ栽培や米づくり体験による食育活動の取組               | 58 |
| 「和食」の日における和食給食の取組                     | 61 |
| うんしゅうみかんの機能性表示の取組                     | 71 |
| 6次産業化の取組                              | 82 |
| (1) 輪作体系を利用した6次産業化の取組による経営の多角化の実現     | 82 |
| (2) 伝統野菜「加賀れんこん」を利用した高付加価値化の取組        | 82 |
| (3) 直売所やレストランに人を呼び込む取組                | 83 |
| (4) 地域の地方公共団体・関係団体が一体となった6次産業化の取組     | 83 |
| 農業後継者による軽トラマルシェの取組                    | 85 |
| 製菓会社による生菓の一貫生産の取組                     | 86 |

## 第2章

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 農地中間管理機構の活用による農地集積の取組        | 98  |
| 大規模化による周年出荷体制の確立、周年雇用の実現     | 99  |
| 新規就農からの大規模稲作への取組             | 100 |
| 集落営農の6次産業化による地域の雇用確保の取組      | 101 |
| 徹底した低コスト化による経営安定の実現          | 102 |
| 他業種からの新規就農者の取組               | 105 |
| 高等学校における農業関連人材育成の取組          | 106 |
| 後継者育成に取り組む担い手                | 107 |
| 女性農業者による取組                   | 110 |
| (1) 女性農業者による伝統的島野菜を使った経営の多角化 | 110 |
| (2) 女性目線に立った6次産業化の取組         | 110 |
| 地元建設業による廃校を活用した高付加価値施設の取組    | 112 |
| 農業の新しいビジネスモデル普及の取組           | 113 |
| 中山間地域における農業生産基盤の整備とその効果      | 117 |
| (1) 全国有数のかき産地となった奈良県五條市      | 117 |
| (2) 地形をいかしたみかんの産地づくり         | 118 |
| 地下水位制御システム導入による農業競争力強化への取組   | 120 |
| 農地中間管理機構との連携による新たな産地づくり      | 121 |



|                                                   |     |
|---------------------------------------------------|-----|
| ICTを活用した施設維持管理コスト削減 .....                         | 122 |
| 淡路島の水瓶「ため池」による治水プロジェクト .....                      | 125 |
| 飼料用米の単収向上及びコスト低減の取組 .....                         | 129 |
| 飼料用米を利用した取組 .....                                 | 130 |
| (1) 大規模養豚事業者による飼料用米を用いた高付加価値化の取組 ....             | 130 |
| (2) 地元に根ざして飼料用米割合60%以上を実現する養豚農家の取組 ...            | 131 |
| (3) 採卵鶏への飼料用米の利用と生産卵の加工・直売の取組 .....               | 131 |
| 加工・業務用野菜の生産拡大に向けた取組 .....                         | 136 |
| (1) 加工・業務用野菜の生産・加工・流通を一貫したビジネスモデル ...             | 136 |
| (2) 加工・業務用キャベツの県域での周年出荷体制の構築 .....                | 137 |
| (3) シェフ等と連携したレストラン向け西洋野菜の生産 .....                 | 137 |
| 消費者の需要を生み出すカットフルーツ販売 .....                        | 139 |
| 緑茶の輸出の取組 .....                                    | 142 |
| 草地改善により粗飼料自給率と乳量・乳質の向上を図る畜産クラスター<br>事業の取組 .....   | 148 |
| 注目される研究開発の成果 .....                                | 155 |
| (1) コメ粒を巨大化させる遺伝子を発見<br>－超多収イネ品種の開発への期待－ .....    | 155 |
| (2) いちごのパック詰めロボットを開発<br>－軟弱な果実を傷付けずにハンドリング－ ..... | 155 |
| 次世代施設園芸の取組 .....                                  | 158 |
| 生産者の所得向上に向けた新たな販路開拓 .....                         | 168 |

### 第3章

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 地域資源を活用した地域活性化の取組 .....             | 174 |
| 集落間の連携による生活支援も含めた農業振興の取組 .....      | 175 |
| 中山間地域の空き家を活用した地域活性化の取組 .....        | 178 |
| 田舎で働き隊をきっかけとした移住と都市農村交流活動への従事 ..... | 178 |
| 農家民宿、定住化促進を通じた農村の維持・活性化 .....       | 179 |
| 外国の旅行会社を招いての農業・農村体験ツアーの実施 .....     | 181 |
| 多面的機能支払による田んぼダムの取組 .....            | 185 |
| 中山間地域集落の女性グループによる草もちの製造・販売 .....    | 186 |
| 農業者が主体となった鳥獣被害対策の取組 .....           | 189 |
| ブランド化されたジビエ .....                   | 191 |
| 農家自らが取り組んだ市民ファンドによる太陽光発電 .....      | 192 |
| 小水力発電等による農業生産コスト削減への取組 .....        | 193 |
| 再生可能エネルギーを活用した戦略的な地域づくり .....       | 194 |
| 地域資源を活用したバイオガス発電施設 .....            | 196 |
| 体験型教育旅行を通じた交流 .....                 | 202 |
| 福祉分野との連携による地域活性化 .....              | 204 |
| (1) 高齢者等が活躍する地域活性化の取組 .....         | 204 |
| (2) 障害者が活躍する農業活動 .....              | 204 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 都市農業の多様な役割 .....            | 209 |
| (1) 都市近郊の若手農業者グループの活動 ..... | 209 |
| (2) 都市部の小学校の農業体験学習 .....    | 209 |
| (3) 農業者が指導する農業体験農園 .....    | 209 |

## 第4章

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 被災地の生産者と消費者をつなぐ食べ物付き情報誌 .....         | 218 |
| 地元農家と農業協同組合の連携による取組 .....             | 219 |
| 新しい東北の創造に向けた取組 .....                  | 221 |
| (1) 世界にも通用する究極のお土産 ―「新しい東北」の挑戦― ..... | 221 |
| (2) 郡山市ブランド野菜の取組 .....                | 221 |
| 乾田直播とICTを活用した低コスト営農の取組 .....          | 222 |
| 地元中心の着実な販路を積み上げた地鶏振興による復興に向けた取組 ..... | 226 |
| 農地の除染と農業生産性向上の同時達成の取組 .....           | 230 |
| ももブランド再構築による果樹王国の復興 .....             | 232 |

## コラム一覧

### 特 集

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 世界銀行による TPP の経済効果分析 ..... | 18 |
|---------------------------|----|

## 第1章

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 2015年ミラノ国際博覧会における日本食・食文化の魅力発信 ..... | 34 |
| 第2回日中韓農業大臣会合の開催 .....               | 47 |
| 各国の食料自給率と食生活の変化 .....               | 53 |
| 鶏卵の価格の季節的な動向 .....                  | 55 |
| 東京都中央卸売市場築地市場の移転 .....              | 75 |
| 日越農業協力中長期ビジョンの策定 .....              | 78 |

## 第2章

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 全国農業担い手サミットの開催 .....              | 102 |
| 開発途上国等に対する人材育成支援（外国人技能実習制度） ..... | 107 |
| クラウドファンディングの取組 .....              | 115 |
| 国際土壌年 .....                       | 164 |

## 第3章

|                   |     |
|-------------------|-----|
| デザインによる課題解決 ..... | 201 |
|-------------------|-----|

## 第2部 平成27年度 食料・農業・農村施策

|                                                    |     |
|----------------------------------------------------|-----|
| 概説                                                 | 261 |
| 1 施策の重点                                            | 261 |
| 2 財政措置                                             | 261 |
| 3 立法措置                                             | 261 |
| 4 税制上の措置                                           | 261 |
| 5 金融措置                                             | 262 |
| 6 政策評価                                             | 262 |
| I 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた施策                           | 263 |
| 1 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた取組                           | 263 |
| 2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策                           | 263 |
| II 食料の安定供給の確保に関する施策                                | 265 |
| 1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保                    | 265 |
| 2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、<br>「和食」の保護・継承         | 268 |
| 3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓                   | 269 |
| 4 グローバルマーケットの戦略的な開拓                                | 270 |
| 5 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立                         | 273 |
| 6 国際交渉への戦略的な対応                                     | 275 |
| III 農業の持続的な発展に関する施策                                | 276 |
| 1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保                     | 276 |
| 2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備                           | 277 |
| 3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と<br>農地の確保          | 277 |
| 4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討                    | 278 |
| 5 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備                       | 278 |
| 6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革                          | 279 |
| 7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等                   | 281 |
| 8 気候変動への対応等の環境政策の推進                                | 285 |
| IV 農村の振興に関する施策                                     | 286 |
| 1 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による<br>地域資源の維持・継承等 | 286 |
| 2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出                         | 290 |
| 3 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等                    | 291 |

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| <b>V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策</b> .....                    | 292 |
| <b>VI 団体の再編整備等に関する施策</b> .....                         | 295 |
| <b>VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b> ..... | 296 |
| 1 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進 .....                      | 296 |
| 2 施策の進捗管理と評価 .....                                     | 296 |
| 3 財政措置の効率的かつ重点的な運用 .....                               | 296 |
| 4 国民視点や地域の実態に即した施策の決定 .....                            | 296 |
| 5 効果的かつ効率的な施策の推進体制 .....                               | 297 |
| <b>VIII 災害対策</b> .....                                 | 297 |
| 1 災害復旧事業の早期実施 .....                                    | 297 |
| 2 激甚災害指定 .....                                         | 297 |
| 3 被災農林漁業者等の資金需要への対応 .....                              | 297 |
| 4 共済金の迅速かつ確実な支払 .....                                  | 297 |
| 5 その他の施策 .....                                         | 297 |

- 「平成27年度食料・農業・農村の動向」の年次は、原則として和暦と西暦を並記しています。
- 「平成27年度食料・農業・農村施策」の年次は、法律名や予算の引用が必要となることから、和暦を用いています。なお、「平成」は省略しています（ただし法律番号を除く）。
- 図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。
- 本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

今後も引き続き、食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、日本型食生活の普及と食や農林水産業への理解増進に向けた取組を一体的に推進し、国産農林水産物の需要拡大にもつながる食育を国民運動として展開していきます。

また、学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事の提供を通じ、児童生徒の健康の保持・増進や体位向上を図るとともに、食事に対する理解増進、望ましい食習慣を養う手段として重要です。このため、学校給食において、地域の農林水産物の使用を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めることに留意しつつ、米飯給食の推進など関係省庁と連携した施策を推進していきます。

さらに、農林水産省は、国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動として、消費者、民間企業、学校、商工会、国等が一体となって取り組むフード・アクション・ニッポンを推進しています。

このフード・アクション・ニッポンでは、農業者、食品製造業者、飲食業者、学校等幅広い分野の関係者が推進パートナーとして参加しており、平成28（2016）年3月末現在の推進パートナーは9,434団体で、取組が始まった平成20（2008）年の1,050団体から9倍に増加しています<sup>1</sup>。

今後も、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進していくこととしています。

## 事例

### 九条ねぎ栽培や米づくり体験による食育活動の取組

京都府<sup>きょうと</sup>京都市<sup>し</sup>の村田治夫<sup>むらた はるお</sup>さんは、京都の伝統野菜である九条ねぎや金時にんじん等を生産する傍ら、地元小学校において九条ねぎ栽培と米づくり体験を通じ、食に対する感謝の気持ちを育む食育活動に取り組んでいます。

平成14（2002）年、地元の上鳥羽<sup>かみ と ば</sup>小学校からの依頼で、児童にねぎ畑を見学させたことをきっかけに、翌年から、校庭の一角にブロックで囲んだ畑を作り、3年生の児童を対象にした九条ねぎ栽培の食育授業を開始しました。平成21（2009）年からは、5年生の児童による田植から稲刈りまでを行う米づくりも開始しました。

食育授業では、児童の理解を深めるため、九条ねぎや米の歴史や栽培方法等について説明した上で作業を行い、収穫後は、収穫物を試食するねぎパーティーや餅つき大会を開催しています。このような取組により、ねぎが苦手だった児童がねぎを食べられるようになるといった効果が出ています。

また、京都市<sup>きょうと</sup>の食育指導員として講演を行った際に知った京都女子大学の学生や食育指導員の仲間が活動に加わるとともに、地元農家から稲の苗や餅つき大会で使用する餅米の提供を受けるなど、地域ぐるみの協力が行われています。

現在、上鳥羽小学校のほか、二条<sup>に じょう</sup>城北<sup>じょうきつ</sup>小学校、御室<sup>おむろ</sup>小学校においても、九条ねぎ栽培の食育授業を実施しており、今後もこの取組を続けていく考えです。



村田治夫さん（右）  
（食育授業の様子）



田植の様子

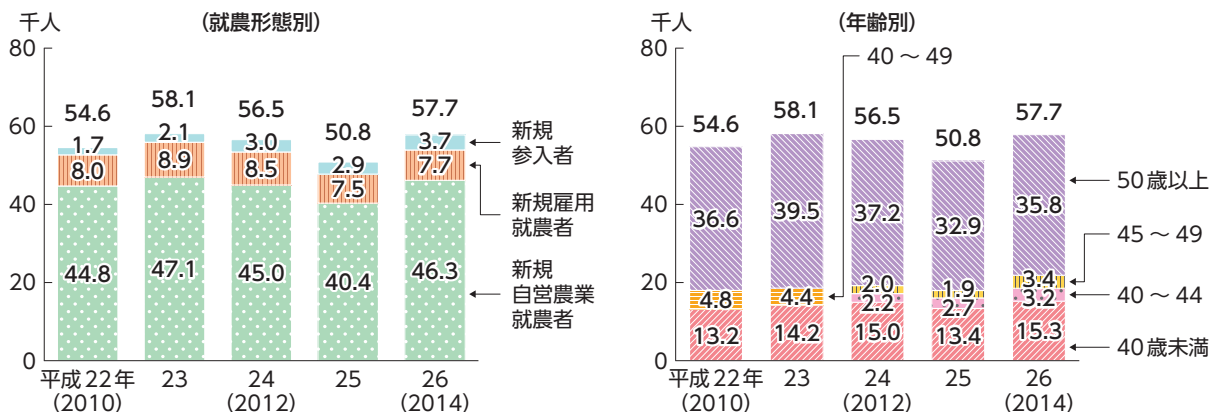
<sup>1</sup> 農林水産省調べ



### (新規就農者の動向)

平成26（2014）年の新規就農者数は、5万7,650人で平成22（2010）年以降は5万人台で推移しています（図2-1-5）。新規就農者を就農形態別にみると、新規自営農業就農者<sup>1</sup>は4万6,340人で最も多く、次いで新規雇用就農者<sup>2</sup>は、7,650人、新規参入者<sup>3</sup>は3,660人となりました。

図2-1-5 新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」

注：1) 平成22（2010）年の新規参入者は、東日本大震災の影響で調査不能となった岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部を除いて集計

2) 平成23（2011）年以降の調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計

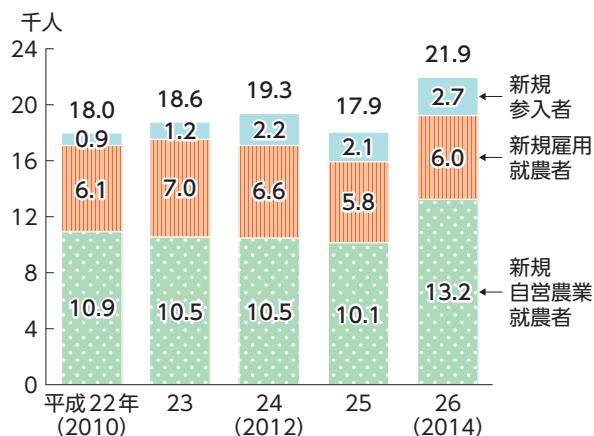
3) 平成26（2014）年調査より、新規参入者については、従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」を含めた。

また、40代以下の新規就農者数は、2万1,860人となりました（図2-1-6）。就農形態別にみると、新規自営農業就農者は1万3,240人で最も多く、次いで新規雇用就農者は、5,960人、新規参入者は2,650人となりました。

今後、持続的で力強い農業構造を実現するためには、基幹的農業従事者と雇用者を合わせた農業就業者が少なくとも90万人必要と見込まれており、これを60代以下の年齢層で安定的に担うためには、新規就農し定着する若い農業者を倍増させる必要があります。新規就農者の定着のためには、生活を安定させることが重要な課題となっています（図2-1-7）。

また、新規自営農業就農者、新規参入者ともに、ほとんどの者が「営農技術の習得」を課題としているほか、非農家出身者を中心とする新規参入者にとっては、「資金の確保」、「農地の確保」も大きな課題となっています（図2-1-8）。

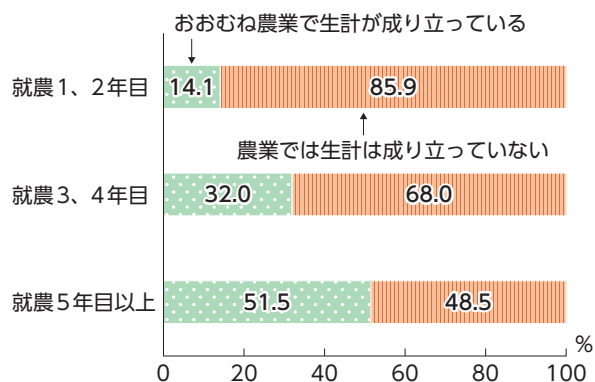
図2-1-6 40代以下の新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」

注：図2-1-5の注を参照

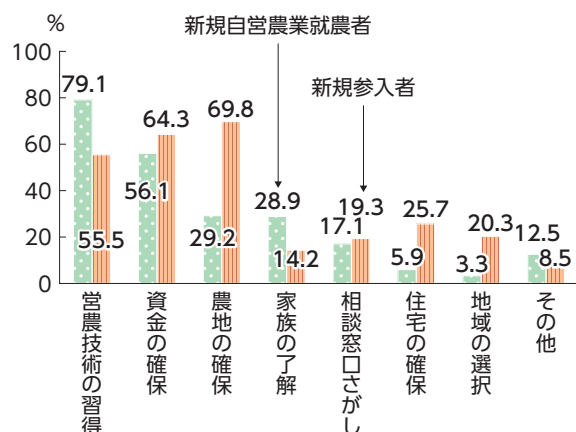
図 2-1-7 新規就農者の生計の状況



資料：全国農業会議所「新規就農者の就農実態に関する調査」(平成26(2014)年3月公表)

注：就農後おおむね10年以内の新規就農者を対象としたアンケート調査(有効回答数1,440人)

図 2-1-8 経営開始時の課題



資料：全国農業会議所「新規就農者の就農実態に関する調査」(平成26(2014)年3月公表)

注：就農後おおむね10年以内の新規就農者を対象としたアンケート調査(有効回答数1,440人)

### (青年層の就農促進への取組)

青年層の農業への関心は高まっており、全国各地で新規就農相談会が開催されています。相談会では、新規就農ガイダンス、就農体験紹介、農業法人等の会社説明、地方公共団体の就農支援情報の提供等を行い、就農希望者の就農を支援しています。

青年就農者の就農準備に対する支援として、全国及び各都道府県の農業会議所等が新規就農相談センターを設置し、就農に関する情報提供や就農希望者からの個別的就農相談に対応しています。また、公益社団法人日本農業法人協会が中心となり、自らの農業適性の確認や職業としての農業の認知度を高め、実際の就農に結び付けるため、大学生、社会人等を対象とした短期間の農業就業体験(インターンシップ)を実施しています。

また、農業を仕事にしたいと考えている全ての人を対象とした新規就農相談会「新・農業人フェア」(株式会社リクルートジョブズ主催)が、平成27(2015)年度には全国3か所(札幌市、東京都、大阪市)で合計8回開催されました。同フェアでは、就農希望者と農業法人、地方公共団体等が一堂に会し、就農に関する各種情報提供や、農業法人等による会社説明のほか、独立就農に向けた個別相談等が行われました。同フェアには、農業高校の生徒も来場し、農業法人の経営者等から話を聞くとともに意見交換が行われました。その他、大学生の農業に対する関心を向上させる機会を提供するためのガイダンスの開催や、大学のキャリアセンターを通じて農業を職業として意識させる働きかけを行いました。

今後も、就農希望者に対する情報提供や相談会、学生に対する働きかけ等を通じて、農業への関心を高めて就農につなげていくことが重要です。

### (青年層への新規就農に関する支援)

農林水産省では、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、原則45歳未満で一定の条件を満たす就農希望者・新規就農者を対象として、就農前の研修期間(準備型、150万円を最長2年間)及び経営が不安定な就農直後(経営開始型、最大150万円を最長5年間)の所得確保を支援する「青年就農給付金」の給付を行っています。平成26(2014)年度は、準備型で2,410人、経営開始型で1万90人がこの事業を活用しました。

また、農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が実施する新規就農者に対

する実践研修等の実施を支援する「農の雇用事業」（最大120万円を最長2年間）を実施しています。平成26（2014）年度は、3,327経営体の農業法人がこの事業を活用し、5,288人の青年就農者に研修を実施しました。

そのほかに、農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子貸付けを行う「青年等就農資金」（平成26（2014）年度は、27億円の貸付）等により支援しています。

### （道府県農業大学校等における就農支援対策）

農業関係の研修教育機関として、全国42道府県の農業大学校が設置されており、卒業生の就農率は59.1%（継続研修を含む。）となっています（表2-1-2）。

青年層の新規就農者を増やすためには、農業大学校とともに、農業高校等の卒業生の就農が増えることが重要です。平成26（2014）年度における農業高校卒業生の就農及び農業大学校等進学者の割合は、6.5%

となっています。農林水産省では、文部科学省や都道府県等と連携して、実習の充実や就農支援体制の強化等を図り、生徒の就農意欲を一層喚起していく取組を進めています。

また、新規就農を促進するため、都道府県、市町村等、民間の各段階において独自の新規就農支援策が展開されており、農業研修、住宅や農地の取得等に対する支援が行われています。例えば、意欲と能力のある農業者を道府県知事が指導農業士として認定し、農業高校や農業大学校の実習生、就農に意欲のある者や新規就農者を指導農業士宅に受け入れての農業経営研修、既に就農して活躍している若い農業者に対しての助言等を行っており、農業・農村の活性化・発展に大きな役割を果たしています。指導農業士は、平成26（2014）年末で43道府県に9,529人の認定者がいます。そのほかにも、農外から農業に参入する者が、技術・知識を習得し、将来円滑に農業に関わることができるよう市町村が農業体験実習施設を設置するなど、各地において、様々な就農支援が行われています。

表2-1-2 道府県農業大学校数等  
(平成26（2014）年度)

(単位：校、人、%)

| 道府県農業大学校 |       |
|----------|-------|
| 学校数      | 42    |
| 卒業生数     | 1,772 |
| 就農率      | 59.1  |
| うち自営就農   | 18.9  |
| うち雇用就農   | 30.0  |

資料：農林水産省調べ

## 事例 他業種からの新規就農者の取組

兵庫県明石市の成田 周平<sup>あかしし なりたしゅうへい</sup>さんは、コンピューター関係の学校を卒業後、サラリーマンを経て、フリーの放送作家となりました。放送作家として多くの農家取材するうちに、農業に魅力を感じるようになり、「自分でも農業をやりたい」と考えるようになりました。農業法人の下で、1年間研修に取り組み、有機野菜の栽培技術等を習得後、研修先の仲介を受け、農地及び出荷先の確保を行うとともに、自己資金によりパイプハウスを整備し、平成23（2011）年8月に就農しました。

現在は、トマトやほうれんそう等の野菜を栽培し、基本的に農薬を使用しないため、病害虫の駆除に苦労していますが、「手のかかる子供ほどかわいいというが、手のかかる野菜ほど収穫時の喜びは大きい。体力的にはきついが、働いているという充実感で一杯です。」と語っています。



成田周平さん



## 事例 高等学校における農業関連人材育成の取組

山形県上山市の山形県立上山明新館高等学校食料生産科では、食品製造コース（ジュース、ジャム、みそ、くん製）、施設園芸コース（夏秋いちご、野菜、水耕栽培）の2つのコースがあり、卒業後は、農業法人や親元への就農のほか、森林組合や農業関連産業（食品製造、農業機械関連産業、生花店等）に就職している生徒もいます。

同校では、平成19（2007）年に、地域の農家等から依頼を受け、食用ほおずきの栽培を開始しました。収穫したほおずきは、ピューレにし、ドレッシングの原料として使われ、上山市内の学校給食で使用されています。

平成20（2008）年に「食用ほおずき」、「べにばな（花、茎）」、「いちご」、「桑」の4品目でJGAP\*認証を取得し、平成25（2013）年度には14人の生徒がJGAP指導員の資格を取得しました。平成27（2015）年10月、第66回日本学校農業クラブ全国大会において、食用ほおずきの生産を拡大しJGAPを取得したプロジェクト発表が評価され、食料・生産区分の最優秀賞（農林水産大臣賞）に選ばれました。

また、平成27（2015）年に東京で開催されたアグリフードEXPO東京2015にも参加し、加工品等の展示・商談を行いました。

\*国内で取り組まれているGAPのひとつで、生産者、農業協同組合、大手小売業等が参加して開発され、第三者による認証を実施



上山明新館高等学校の生徒と先生

### （次世代の農業経営者教育の充実・強化）

今後の地域農業のリーダーとして、農業技術に加え、優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成することが不可欠です。

農業界と産業界が連携して設立した一般社団法人アグリフューチャー・ジャパンが平成25（2013）年度に開校した日本農業経営大学校では、経営戦略、マーケティングに加え、最先端の農業技術や国内外の農業政策等を学ぶ講義や演習、経営者・実務者等による特別講義、さらに先進農業経営体での研修と他産業での企業研修等、2年間の教育カリキュラムで学生の経営力や地域リーダーとしての資質を養成しています。

また、平成26（2014）年度に開講したオンラインアグリビジネススクール<sup>1</sup>では、企業的な農業経営に必要な人材育成、販売、資金管理等の経営ノウハウを体系的に身に付けるための1コマ10分程度の講義や農業経営の先進事例等をインターネット配信しています。また、地域で学びの「場」を作り、ディスカッションをリードできるファシリテーター<sup>2</sup>を育成する集合研修も開催され、実践的な経営力を養成するカリキュラムを通じ、農業経営者の育成に取り組んでいます。平成26（2014）年度には1,894人が同スクールを受講しました。

このほかにも、先進的な農業経営者が若手経営者の育成に取り組んでいる例も見られ、このような取組を通じて、優れた経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者のニーズの変化等に対応する農業経営者の増加が期待されます。

1 株式会社サラダボウルが実施

2 会議等において進行役として中立の立場で会議のプロセスに関わりあいながら、会議の目的に沿って進むよう支援していく者

### (3) 女性農業者の動向

#### (農業経営への女性の参画)

女性農業者は基幹的農業従事者の43%を占め<sup>1</sup>、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強い<sup>2</sup>など地域農業の振興や6次産業化の展開に重要な役割を担っています。また、女性が経営者又は経営方針の決定に関わっている割合は47.1%となり、5割の農家で女性が経営に参画するなど、農業経営の発展において重要な役割を果たしています（表2-1-3）。

表 2-1-3 経営方針の決定に関わっている者の状況別農家数の割合

(単位：%)

| 区分                           | 構成割合 |
|------------------------------|------|
| 経営者が男性の農家                    | 93.3 |
| 経営者以外で経営方針の決定に関わっている者がいる農家   | 44.9 |
| 男女が関わっている農家①                 | 7.3  |
| 男性だけが関わっている農家                | 4.5  |
| 女性だけが関わっている農家②               | 33.1 |
| 経営者以外で経営方針の決定に関わっていない者がいない農家 | 48.4 |
| 経営者が女性の農家③                   | 6.7  |
| 女性が経営方針の決定に関わっている農家（＝①＋②＋③）  | 47.1 |

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

また、家族で取り組む農業経営において、経営方針や役割分担等を明確にする家族経営協定<sup>3</sup>は、女性の経営参画を促すとともに、経営体としての組織力を向上させる取組として有効です。家族経営協定の締結数は年々増加しており、平成27（2015）年における締結農家数は、前年と比べ2%増加し、5万5,435戸となりました<sup>4</sup>。

平成27（2015）年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第4次）」において、成果目標として家族経営協定の締結数を平成32（2020）年度に7万戸とすることを明記し、必要な取組を進めることとしています。

農業の成長産業化を図るため、今後、女性農業者が能力を最大限にいかし活躍できるよう、農業が女性にとって魅力的な職業になるよう環境を整備するとともに、次世代リーダーとして農村をけん引する女性を増やしていくことが重要となっています。

#### (地域社会への女性の参画)

農業委員に占める女性の割合や農業協同組合の役員に占める女性の割合は、平成27（2015）年において、それぞれ7.4%（2,636人）<sup>5</sup>、7.2%（1,306人）<sup>6</sup>となっており、近年増加傾向にありますが、依然として低い状況にあります。女性の参画拡大を進めるため、男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合を早期に10%、さらに平成32（2020）年度までに30%に、農業協同組合の役員に占める女性の割合は早期

1 農林業センサス

2 株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」（平成25（2013）年1月公表）

3 [用語の解説]を参照

4 農林水産省調べ

5 全国農業会議所調べ（平成27（2015）年9月1日現在）

6 全国農業協同組合中央会調べ（平成27（2015）年7月31日現在）

に10%、さらに平成32（2020）年度までに15%にすることを成果目標として掲げ、関係団体における女性役員等の登用目標の設定を促すとともに、地域の理解・機運の醸成に向けた啓発活動を展開しています。

平成23（2011）年に設立された全国女性農業委員会ネットワークでは、40府県（平成28（2016）年3月現在）の女性農業委員組織が会員となっており、女性農業委員の資質向上や相互研さんに取り組んでいます。

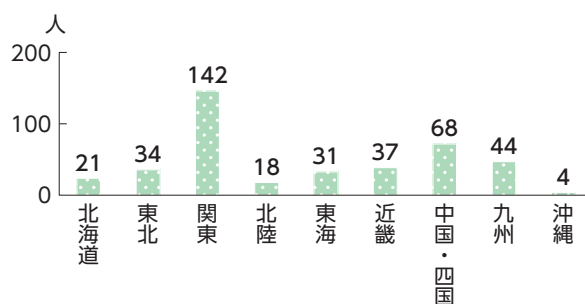
### （農業女子プロジェクトの取組）

「農業女子プロジェクト」は、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業のノウハウ等と結び付け、新たな商品やサービス、情報を社会に広く発信していくためのプロジェクトで、平成25（2013）年に発足しました。メンバーは、発足当初の37人から2年半で10倍以上に増加し、平成28（2016）年3月現在、419人がプロジェクトに参加し、全都道府県で農業女子プロジェクトに参加する女性農業者が誕生しています（図2-1-9）。様々な分野から25の企業が参加するとともに、農業女子プロジェクトに対して理解と関心があり、プロジェクトを応援するサポーターズとして268人が参加しています。

このプロジェクトでは、連携企業ごとに個別プロジェクトを実施しており、例えば、①女性の視点を取り入れたトラクターの企画・開発を行う取組、②子供たちに野菜について学んでもらう機会として「野菜の縁日」を開催し、農業女子メンバーが先生役として、クイズやゲームで交流しながら食育を実践する取組等、様々な取組を進めています。

農業女子プロジェクトの活動を通じて、今後も農業で活躍する女性の姿を広く社会に伝えていくことが重要です。

図2-1-9 地域別農業女子プロジェクト参加人数



資料：農林水産省調べ

注：1) 平成28（2016）年3月現在

2) 全国農業地域区分については、[用語の解説]を参照



井関農機株式会社と連携した  
トラクター開発プロジェクトの様子



株式会社ナムコと連携した「野菜の縁日」の様子

| ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表         |                  |           |      |     |    |    |         |         |         |         |
|-------------------------------|------------------|-----------|------|-----|----|----|---------|---------|---------|---------|
| (国際食料農業科学研究科 国際食農科学専攻 博士後期課程) |                  |           |      |     |    |    |         |         |         |         |
| 科目<br>区分                      |                  | 授業科目の名称   | 配当年次 | 単位数 |    |    | 対応するDP  |         |         |         |
|                               |                  |           |      | 必修  | 選択 | 自由 | DP<br>① | DP<br>② | DP<br>③ | DP<br>④ |
| 国際食料農業研究科<br>研究共通科目           |                  | 研究倫理後期特講  | 1前   |     | 1  |    | ○       | ◎       | ○       | ○       |
|                               |                  | インターンシップ  | 2前   |     | 1  |    |         | ○       |         |         |
| 専攻科目                          | 基<br>礎<br>科      | 研究発表手法論   | 1前   |     | 2  |    | ◎       | ◎       |         |         |
|                               | 特<br>論<br>科<br>目 | 植物生産学後期特論 | 1前   |     | 2  |    | ○       | ◎       | ◎       | ○       |
|                               |                  | 食環境科学後期特論 | 1前   |     | 2  |    | ○       | ◎       | ◎       | ○       |
|                               |                  | 食農政策後期特論  | 1前   |     | 2  |    | ○       | ◎       | ◎       | ○       |
|                               |                  | 食農教育後期特論  | 1前   |     | 2  |    | ○       | ◎       | ◎       | ○       |
| 研究指導科目                        | 特別研究指導Ⅰ          | 1通        | 4    |     |    | ◎  | ◎       | ◎       | ◎       |         |
|                               | 特別研究指導Ⅱ          | 2通        | 4    |     |    | ◎  | ◎       | ◎       | ◎       |         |
|                               | 特別研究指導Ⅲ          | 3通        | 4    |     |    | ◎  | ◎       | ◎       | ◎       |         |

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目

DP①：国際食農科学の専門的な知識と技術を修得している。

DP②：国際食農科学において、高度研究者、専門家、教育者として活動し得る高い能力を習得している。

DP③：国際食農科学にかかわる研究を遂行する高度な論理的展開能力を修得している。

DP④：専門性を活かし、国内外における食や農にかかわる諸問題を解決する高度な科学的解析能力を有している

## 履修モデル【国際食農科学専攻博士後期課程】

研究職を目指す大学院生

| 科目区分                    | 1 年前期 |           |     | 1 年後期 |         |     | 2 年前期 |          |     | 2 年後期 |     |     | 3 年前期 |         |     | 3 年後期 |         |     |
|-------------------------|-------|-----------|-----|-------|---------|-----|-------|----------|-----|-------|-----|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|
|                         | 区分    | 科目名       | 単位数 | 区分    | 科目名     | 単位数 | 区分    | 科目名      | 単位数 | 区分    | 科目名 | 単位数 | 区分    | 科目名     | 単位数 | 区分    | 科目名     | 単位数 |
| 国際食料<br>農業科学<br>研究科共通科目 |       | 研究倫理後期特講  | 1   |       |         |     |       | インターンシップ | 1   |       |     |     |       |         |     |       |         |     |
| 専攻科目                    |       | 食環境科学後期特論 | 2   |       | 研究発表手法論 | 2   |       |          |     |       |     |     |       |         |     |       |         |     |
| 研究指導<br>科目              | 必     | 特別研究指導Ⅰ   |     |       |         | 4   | 必     | 特別研究指導Ⅱ  |     |       |     | 4   | 必     | 特別研究指導Ⅲ |     |       |         | 4   |
|                         |       |           |     |       |         |     |       |          |     |       |     |     |       |         |     |       | 合計取得単位数 | 18  |

行政職を目指す大学院生

| 科目区分                    | 1 年前期 |            |     | 1 年後期 |         |     | 2 年前期    |         |     | 2 年後期 |     |     | 3 年前期 |         |     | 3 年後期 |         |     |
|-------------------------|-------|------------|-----|-------|---------|-----|----------|---------|-----|-------|-----|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|
|                         | 区分    | 科目名        | 単位数 | 区分    | 科目名     | 単位数 | 区分       | 科目名     | 単位数 | 区分    | 科目名 | 単位数 | 区分    | 科目名     | 単位数 | 区分    | 科目名     | 単位数 |
| 国際食料<br>農業科学<br>研究科共通科目 |       | 研究倫理後期特講   | 1   |       |         |     | インターンシップ | 1       |     |       |     |     |       |         |     |       |         |     |
| 専攻科目                    |       | 食農政策後期特論 ※ | 2   |       | 研究発表手法論 | 2   |          |         |     |       |     |     |       |         |     |       |         |     |
| 研究指導<br>科目              | 必     | 特別研究指導Ⅰ    |     |       |         | 4   | 必        | 特別研究指導Ⅱ |     |       |     | 4   | 必     | 特別研究指導Ⅲ |     |       |         | 4   |
| ※代わりに、食農教育後期特論の選択が可能    |       |            |     |       |         |     |          |         |     |       |     |     |       |         |     |       | 合計取得単位数 | 18  |

※代わりに、食農教育後期特論の選択が可能

その他の業種を目指す大学院生

[illegible]

## 研究指導のスケジュール【国際食農科学専攻 博士後期課程】

| 時期          | 学生 | 指導教員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 研究科委員会(専攻委員会)                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                               |
|-------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>年<br>次 | 前期 | <b>【研究指導体制の決定】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導教員の希望</li></ul> <b>【授業科目の履修】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目)</li><li>・ 研究科共通科目、特論科目等</li></ul> <b>【研究計画書の作成】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主体的に研究テーマを決定</li><li>・ 研究計画の立案</li></ul> <b>【調査・データ収集等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予備実験・調査の開始</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 副指導教員等と協力して博士論文完成に向けて研究指導を行う</li><li>・ 3年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う</li><li>・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する</li><li>・ 研究テーマ選択の助言</li></ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導教員の決定</li><li>・ 複数指導体制の決定</li></ul> |
|             | 後期 | <b>【授業科目の履修】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目)</li><li>・ 基礎科目</li></ul> <b>【調査・データ収集等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 最新の情報収集・検討</li><li>・ 研究テーマの最適化</li><li>・ 追加調査の必要性の検討及び実施</li></ul> 3月 <b>【研究計画書の更新】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導</li><li>・ 収集データ等の分析視点等について指導</li></ul>                                                                                                                                                                                                              |                                                                               |
| 2<br>年<br>次 | 前期 | <b>【授業科目の履修】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目)</li><li>・ 研究科共通科目</li></ul> <b>【研究計画書の更新】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究結果の精査</li><li>・ 研究計画の改良・改変</li></ul> <b>【博士論文中間発表】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 博士論文の中間報告を行う</li></ul> <b>【実験・調査・データ収集等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予備調査の継続、本調査の開始</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 博士論文の全体的な構成を固めていく論文の目的、データや資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う</li><li>・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導</li><li>・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導</li><li>・ 収集データ等の分析視点について指導</li></ul>                                                                                                               |                                                                               |
|             | 後期 | <b>【授業科目の履修】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目)</li></ul> <b>【調査・データ収集、データ解析等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 不足の調査の実施</li></ul> <b>【学術雑誌等への論文投稿準備及び投稿】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今までのデータ等を用いて論文投稿の準備を行う</li></ul> <b>【雑誌等への論文投稿準備及び投稿】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 雑誌等論文の執筆及び完成</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 論文構成について検討及び指導</li><li>・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する</li><li>・ 収集データ等について指導</li><li>・ 論文内容・構成とともに不足している調査等について指導</li><li>・ 論文校正</li><li>・ 査読結果に対する対応指導</li></ul>                                                                                                 |                                                                               |
|             | 前期 | <b>【授業科目の履修】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目)</li></ul> <b>【研究の継続・博士論文骨子作成】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 博士論文骨子作成</li><li>・ 博士論文中間報告書の作成、発表</li></ul> <b>【博士論文中間発表】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 博士論文の中間報告を行う</li></ul> <b>【調査・データ収集等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 追加調査の必要性の検討及び実施</li></ul> <b>【学術雑誌等への論文投稿】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 論文投稿</li><li>・ 査読結果対応</li></ul> <b>【学会発表準備及び発表】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学会発表の要旨作成</li><li>・ 学会発表の申請</li><li>・ 学会発表スライド、ポスター等の作成</li><li>・ 学会発表</li></ul> | <b>【博士論文完成に向けて】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 博士論文骨子の検討及び作成指導</li><li>・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う</li><li>・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導</li><li>・ 収集データ等の分析視点について指導</li><li>・ 論文校正</li><li>・ 査読結果に対する対応指導</li><li>・ 学会発表要旨の作成指導</li><li>・ プレゼンテーションの作成指導</li><li>・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導</li></ul> |                                                                               |

| 時期          | 学生 | 指導教員                                                                                                                                                               | 研究科委員会(専攻委員会)                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>年<br>次 | 後期 | 【博士論文完成に向けて】<br>・ 論文作成指導<br><br>・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、<br>妥当性について検討し指導する<br>・ 収集データ等について指導<br>について指導<br><br>・ 指摘事項、問題点の解決方法について<br>指導<br><br>・ 論文校正<br>・ 査読結果に対する対応指導 |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|             | 1月 | 【博士論文要旨の作成及び提出】<br>・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に<br>提出                                                                                                                        | 【学位論文審査委員会設置】<br>・ 博士論文審査委員の決定<br>主査1名、副査2名以上<br>※論文提出者の指導教員は原則<br>主査になれない<br>・ 不正行為のないことを確認                                                                                                                                                                    |
|             | 2月 | 【博士論文の提出】<br>・ 博士論文の提出<br>・ 博士論文公開本人発表会において発表を<br>行う<br>(同時に最終試験実施)                                                                                                | 【学位論文審査委員会】<br>・ 学位論文審査基準<br>①研究テーマの妥当性<br>②研究方法の適切性<br>③論述・論旨の妥当性<br>④論文作成能力<br>⑤独創性<br>⑥その他<br>・ 最終試験<br>①先行研究に基づく研究目的、研究の<br>合理性あるいは独創性についての質疑<br>応答<br>②研究、調査方法等の<br>再現性、適切性についての質疑応答<br>③研究、調査結果等に基づ<br>いた仮説や結論の展開についての質疑<br>応答<br>④1か国以上の外国語<br>・ 学位授与の認定 |
|             | 3月 | 【博士後期課程の修了及び学位授与】                                                                                                                                                  | 【博士後期課程の修了及び学位授与】<br>・ 研究科委員会において審議し学長が決定                                                                                                                                                                                                                       |
|             |    |                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                 |



# ○東京農業大学研究倫理規程

制 定 平成 27 年 10 月 1 日  
改 正 令和 4 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、東京農業大学(以下「本学」という。)に所属する研究者等が、研究を実施するにあたり、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用。

(ア) 捏造 存在しないデータ及び研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん 研究資料、機器並びに過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文及び用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範並びに社会通念に照らして研究倫理から逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

本学の研究費を使用して研究活動を行う者及びこれを支援する者。

(研究者等の責務)

**第 3 条** 研究者等は、「東京農業大学における研究活動に係る行動規範」を遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保し、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理しなければならない。さらに、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第 2 章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

**第 4 条** 本学に大学全体を統括し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。



- 3 最高責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する基本方針を策定並びに周知するとともに、第5条に規定する統括管理責任者が、責任をもって公正な研究活動を推進できるように努めなければならない。

(統括管理責任者)

**第5条** 本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する統括管理責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 統括責任者は、基本方針に基づいて本学全体の公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(部局責任者)

**第6条** 本学に、各部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を有する部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、学部長、教職・学術情報課程主任、事務局長、大学総務部長、農生命科学センター長、農学部事務部長及び生物産業学部事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 部局責任者は、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

**第7条** 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者(以下「教育責任者」という。)を置くものとする。

- 2 教育責任者は、統括責任者をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会)

**第8条** 本学に、研究活動上の不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事項を行う。
  - (1) 研究倫理についての研修、教育の企画及び実施に関する事項
  - (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
  - (3) 研究者等の不正行為の防止に関する事項
  - (4) その他研究倫理に関する事項
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 副学長(統括責任者)
  - (2) 各大学院研究科委員長
  - (3) 各学部長
  - (4) 教職・学術情報課程主任
  - (5) 事務局長
  - (6) 大学総務部長
  - (7) 教務支援部長
  - (8) 総合研究所長
  - (9) 農生命科学センター長
  - (10) 図書館長

(11) 農学部事務部長及び生物産業学部事務部長

(12) その他学長が指名する科学研究及び研究者の行動規範等について専門知識を有する者若干名

- 4 委員会に委員長を置き、副学長(統括責任者)をもってこれに充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員の互選により副委員長を選任し、その職務を代行する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。
- 7 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 委員会は、委員総数の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(事務)

**第9条** 委員会に係わる事務は、総合研究所事務部及び大学総務部が行う。

### 第3章 告発の受付

(不正行為の通報・相談窓口)

**第10条** 研究活動上の不正行為についての通報・相談(以下「告発等」という。)は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第68条及び学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則(以下「有期職員就業規則」という。)第58条に定める通報及び相談窓口が担当する。

- 2 最高責任者は、必要に応じて職員就業規則第67条及び有期職員就業規則第57条に定める総括者(以下「総括者」という。)に対し、調査委員会の設置と統括責任者をその委員として指名することを求める。

(告発等の取扱い)

**第11条** 最高責任者は、研究活動上の不正行為について告発等があった場合(報道機関、研究者コミュニティ及びインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合を含む。)、総括者と協議のうえ職員就業規則第71条及び有期職員就業規則第61条に基づき、調査及び対応を行う。

- 2 最高責任者は、総括者に対し、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底するよう求める。
- 3 最高責任者は、総括者に対し、相当な理由なしに単に相談や告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止しないことや、被告発者に対し、解雇、降格、減給及びその他不利益な取扱いをしないよう求める。
- 4 最高責任者は、総括者に対し、告発等の受付から30日以内に、調査を行うか否かについて決定するよう求める。
- 5 調査を行うことが決定した場合、最高責任者は、当該事案に係る資金配分機関(以下「配分機関」という。)及び関係省庁にその旨を報告する。

### 第4章 調査と認定

(調査への対応)

**第12条** 最高責任者は、総括者に対し、調査実施の決定から30日以内に調査委員会による調査を開始するよう求める。また、調査にあたっては、「東京農業大学研究活動上の不正行為に関する調査にあたっての留意事項」に基づき行うように求める。なお、調査

委員会の委員は、半数以上が外部有識者で構成され、かつ告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 2 最高責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に対して通知するが、告発者及び被告発者は、通知書を受理した日から起算して14日以内に異議の内容を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報及び相談窓口へ異議申立をすることができる。
- 3 最高責任者は、異議申立があった場合、異議の内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合、当該異議申立に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 最高責任者は、総括者、告発者及び被告発者に対し、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、秘密保持を徹底する。
- 5 最高責任者は、総括者に対し、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を求める。
- 6 最高責任者は、被告発者に対し、次の各号に関して説明を求めることができる。
  - (1) 被告発者自身の責任において、科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われた当該研究活動
  - (2) 科学的に適正な方法と手続きに基づいて適切な表現で書かれた論文等
- 7 最高責任者は、総括者に対し、調査の開始から150日以内に調査結果をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定することを求める。
- 8 最高責任者は、前項の認定に基づいて、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に調査結果を報告する。
- 9 最高責任者は、配分機関から調査結果の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 10 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合でも、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を被告発者に報告しなければならない。
- 11 最高責任者は、前号において告発者に弁明の機会を与えなければならない。  
(不服申立と再調査の対応)

**第13条** 最高責任者は、調査結果を告発者及び被告発者に書面にて通知する。調査結果に対して告発者又は被告発者から調査結果の通知を受理してから起算して14日以内に不服の理由を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報及び相談窓口へ不服申立をすることができる。

- 2 最高責任者は、研究活動上の不正行為について不服申立があった場合、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 最高責任者は、第1項の不服申立を受け、総括者と再調査を行うか否かについて協議を行い、再調査実施の決定又は不服申立の却下を告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。なお、不服申立期間であっても同一理由による不服申立をすることはできない。

- 4 最高責任者は、不服申立による再調査を行うことになった場合、総括者に対し再調査の開始から 50 日以内に調査委員会による再調査を終えるよう求める。
- 5 最高責任者は、再調査の結果について、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

**第14条** 最高責任者は、研究活動上の不正行為と認定された場合、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合、調査結果を公表しないことができる。ただし、次の各号に認定された場合は、調査結果を公表する。
  - (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認定された場合
  - (2) 調査事案が外部に漏洩していたと認定された場合
  - (3) 当該事案が故意又は研究者として基本的な注意義務を怠ったことによるものではないと認定された場合
  - (4) 悪意に基づく告発が行われたと認定された場合
  - (5) その他最高責任者が、前各号と同等と認定した場合

## 第5章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

**第15条** 最高責任者は、調査を行うことが決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高責任者は、配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じなければならない。

(研究費の使用中止)

**第16条** 最高責任者は、次の各号に認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者
- (2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者
- (3) 研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者

(論文等の取下げ等の勧告)

**第17条** 最高責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高責任者に対して行わなければならない。
- 3 最高責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表することができる。

(処分)

**第18条** 最高責任者は、被認定者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された者には、職員就業規則第12章及び有期職員就業規則第12章に基づき処分を課することができる。

2 最高責任者は、前項の処分が課されたときは、配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

**第19条** 最高責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合には、委員会に対し再発防止策等の検討を指示し、速やかに是正措置等を実施しなければならない。

2 最高責任者は、前項に基づいて実施した是正措置等の内容を、配分機関及び関係省庁に報告する。

(措置の解除等)

**第20条** 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、研究費の支出停止等の一時的措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立がないまま申立期間が経過した後又は不服申立の審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(規程の改廃)

**第21条** この規程の改廃は、全学審議会及び教授会の意見を聴き、学長が決定する。

**附 則**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# ○学校法人東京農業大学職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 89 条に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する職員の就業に関する事項を定めるものである。

2 職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労基法その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(職員の区分及び職種)

**第2条** 職員の区分及び職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 専任職員

ア 教務職員

(ア) 学長，副学長，統括校長，校長，副校長，教頭

(イ) 大学の教授，准教授，助教

(ウ) 高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校の教諭

イ 一般職員

事務職員，司書職員，技術職員，技能職員，地域限定職員

(2) 任期制職員

ア 教務職員

(ア) 大学の教授，准教授，助教

(イ) 高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校の教諭

イ 一般職員

事務職員，司書職員，技術職員，技能職員，地域限定職員

(3) 嘱託職員

ア 嘱託教務職員

(ア) 大学の嘱託教授，嘱託准教授，嘱託助教

(イ) 高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校の嘱託教諭，嘱託外国人教諭

イ 一般嘱託

一般嘱託(事務)，一般嘱託(技術)，一般嘱託(用務)，一般嘱託(特別)

(4) 特任教授

(5) 特命職員

特命教授，特命准教授，特命助教

(6) 臨時職員

非常勤講師，カレッジ講座講師，ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，臨時雇，クラブ指導者(高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校勤務者に限る。)

(7) 助手

(8) 契約職員

(9) 学校医

学校医，学校歯科医，嘱託学校医，その他準ずる者(学校薬剤師及びカウンセラー)

(10) 研究員

博士研究員，学術研究員

(適用範囲)

**第3条** この規則は，前条第1号及び第2号に定める専任職員及び任期制職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前条第3号から第10号に該当する者の就業に関する事項は，学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則に定める。

## **第2章 採用，異動等**

### **第1節 採用，異動，兼業**

(職員の採用)

**第4条** 職員の採用は，次の各号に定める書類の提出を求め，競争試験等により選考する。

(1) 履歴書

(2) 業績調書(指定様式)(大学の教務職員に限る。)

(3) 健康診断書(受診3カ月以内のもの。)

(4) その他法人が指定するもの

2 法人は，大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)に基づき，大学の教務職員について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び再任の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。

(無期雇用契約への転換)

**第5条** 任期制職員のうち無期雇用契約への転換を希望する者は，次の各号いずれかに該当した場合，当該雇用契約期間が，満了する1カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。

(1) 大学の教授，准教授及び助教は，平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が10年を超えた者

(2) 前号以外は，平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が5年を超えた者

2 前項に定める通算して雇用された期間は，法人に最初に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間をいい，労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は算入しない。また，この算入しない期間がある場合，それ以降に採用された日を法人に最初に採用された日とする。

3 無期雇用契約に転換した場合は，雇用契約期間を除き，従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。

(試用期間)

**第5条の2** 第2条第1項第1号ア(イ)，(ウ)及びイの職員を新たに採用するにあたっては，6カ月の試用期間を設ける。ただし，理事長が認めた者は，試用期間を設けないことがある。

2 前項に関わらず，理事長が必要と認めた者は，6カ月を最大として，試用期間を延長す

ることができる。

- 3 試用期間中に第 44 条に基づき、雇用の継続に支障があると判断された場合には、本採用の拒否又は解雇することがある。

(採用手続)

**第 6 条** 職員として採用された者は、次の各号に定める書類を期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書(指定様式)
- (2) 雇用契約書(指定様式)
- (3) 身元保証書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) その他法人が指定するもの

(労働条件の明示)

**第 7 条** 法人は、職員を採用するとき、採用時の給与、契約期間、就業場所、従事する業務、勤務時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(任命)

**第 8 条** 東京農業大学及び東京情報大学の学長は、選挙により選任し理事長が任命する。学長の任期は一期 4 年とし、重任の任期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京農業大学長は、一期を限度とする。
- (2) 東京情報大学長は、一期 2 年とし二期を限度とする。
- 2 東京農業大学及び東京情報大学の副学長は、各学長の推薦に基づき、理事会の議を経て任命する。
- 3 統括校長は、理事会の議を経て任命する。
- 4 高等学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 5 中等部及び附属中学校(以下「中学校」という。)の校長は、当該の高等学校長の併任とする。
- 6 小学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 7 高等学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 8 中学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 9 小学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 10 統括校長の任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期 2 年とする。
- 11 高等学校、中学校及び小学校の校長(以下「校長」という。)の任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期 2 年とする。
- 12 高等学校、中学校及び小学校の副校長又は教頭の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期 2 年とする。
- 13 法人本部の本部長は、理事会の議を経て任命する。

(任用)

**第 9 条** 職員の任用に当たっては、氏名、所属及び経歴等を記した書類を提出しなければならない。

**第 10 条** 法人以外に本務を有する者は、職員として任用することができない。



- 2 法人以外に兼務として職を有する者を任用しようとするときは、事前に理事長の許可を得なければならない。
- 3 職員として任用されたものが、任用後他に兼務しようとするときは、前項の規定を準用する。

(教務職員の資格)

**第11条** 教務職員は、学術の研究に忠実で、教育者として適当な者でなければならない。

- 2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
  - (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
  - (2) 研究上の業績が前号のものに準ずると認められる者
  - (3) 学位規則(昭和28年文部省第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
  - (4) 大学において、教授又は准教授の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
  - (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
  - (1) 前項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 大学において准教授、専任の講師又は助教としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
  - (3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
  - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 4 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
  - (1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- 5 教諭は、高等学校にあっては高等学校教諭一種以上、中学校にあっては中学校教諭二種以上、小学校にあっては小学校教諭二種以上の教員免許状を有する者とする。

(教務職員の職務)

**第12条** 学長は、大学の業務を掌理し、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
- 3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、准教授、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、

助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。

- 5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 6 統括校長は、高等学校、中学校及び小学校の校務を総括するとともに、各学校長を指揮する。
- 7 高等学校長、中学校長及び小学校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。
- 8 副校長は、校長の命を受け、学校における校務を掌理し、関係職員を指揮監督するとともに、必要に応じ生徒又は児童の教育を掌る。
- 9 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒又は児童の教育を掌る。
- 10 教諭は、生徒又は児童の教育を掌り、教育の業務遂行のための校務に従事するものとする。

(一般職員の資格)

**第13条** 一般職員は、業務に誠実で、法人の職員として適当な者でなければならない。

(一般職員の職務)

**第14条** 事務職員は、主として一般の事務に従事する。

- 2 司書職員は、図書館法による司書の資格を有する者で、主として図書館の業務に従事する。
- 3 技術職員は、専門の技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。
- 4 技能職員は、業務に必要な技能を有し、主として現業に従事する。
- 5 地域限定職員は、特定の地域において勤務する者で、主として事務職員、司書職員、技術職員等に準ずる業務に従事する。

**第15条** 削除

(大学院の指導教授等)

**第16条** 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び付属施設の教授及び准教授をもってこれに充てる。

(任期制教員の業績審査)

**第17条** 第2条第2号アの(ア)に定める任期制教務職員については、雇用契約期間満了日の6カ月前までに次の各号について審査を行い、当該者にその結果を通知する。

- (1) 教育業績
  - (2) 研究業績
  - (3) 学内貢献業績
  - (4) 社会的貢献業績
  - (5) 第4条第2項に定める雇用契約期間における活動実績に関する事項
  - (6) 専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項
- 2 前項に定める業績審査は、教授会において審査し、人事委員会が行う。
  - 3 第1項第1号から第6号各号の業績等の審査基準は、別に定める。

**第18条** 削除

**第19条** 削除

(専任職員への採用)

**第20条** 第17条に規定する審査において、それぞれの基準に照らして基準を満たすと評

価された者については、人事委員会の議を経て法人の専任職員として採用する。

(雇用契約期間満了の通知)

**第21条** 第17条に規定する審査あるいは評価において、基準に照らして基準に達しないと評価された者には、雇用契約期間満了日をもって雇用契約を終了する旨を雇用契約期間満了日の6カ月前までに人事委員会の議を経て文書を持って通知する。

(職員の人事)

**第22条** 職員の人事は、原則として所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。

(昇格)

**第23条** 職員の昇格は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の業績審査又は人事評価の結果に基づいて行う。

3 第2条第1号アの(イ)及び第2号アの(ア)の昇格については、別に定める細則に基づき、その手続を行うものとする。

4 昇格は、原則として毎年4月及び10月に行う。ただし、特別の事情のある場合は、臨時に行うことができる。

(降任、降格及び降給)

**第24条** 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任、降格及び降給することができる。

(1) 人事評価の結果が不良のとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

(4) 第53条の規定により、懲戒処分を受けたとき。

(5) 本人が希望し、これを法人が認めたとき。

(6) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

**第25条** 法人は、業務上の必要により職員の所属変更及び出向を命ずることがある。地域限定職員については、原則として別表第1の2に定める勤務地区分を越える人事異動を命じない。

2 職員は、正当な理由がない限り、所属変更及び出向を拒むことはできない。

(兼業)

**第26条** 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、法人以外の他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

(出向)

**第27条** 職員の出向に関する事項は、学校法人東京農業大学出向規程に定める。

### 第3章 服務規律

(倫理)

**第28条** 職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報保護)

**第29条** 職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

**第30条** 職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

#### **第4章 勤務時間、休日及び休暇等**

(勤務時間、休日及び休暇等)

**第31条** 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程(以下「勤務時間等規程」という。)に定める。

#### **第5章 休職等**

##### **第1節 休職**

(休職)

**第32条** 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て法人に許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)45日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。

ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に120日

イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に150日

ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。

ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。

- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6カ月(結核の場合は1年)を経過したとき。
- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

**第33条** 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、
  - ア 勤続6カ月以上1年未満の者 2カ月
  - イ 勤続1年以上3年未満の者 6カ月
  - ウ 勤続3年以上5年未満の者 8カ月
  - エ 勤続5年以上の者 1年6カ月

なお、勤続5年以上の者については、人事委員会の議を経て、1年6カ月を経過した後、6カ月の範囲で延長することができる。ただし、前条第4号及び第5号の事由が結核性疾患の場合は、勤続年数にかかわらず3年とする。

(休職中の身分)

**第34条** 休職期間中は、職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。

(業務の引継)

**第35条** 職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

**第36条** 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第32条第4号、第5号及び第6号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することがある。

2 休職中の職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

## **第2節 育児休業及び介護休業**

(育児休業)

**第37条** 職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

**第38条** 職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

## **第6章 出張及び留学**

(出張及び留学)

**第39条** 職員の出張及び留学に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

## **第7章 給与**

(給与)

**第40条** 職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学職員給与規程に定める。

## **第8章 定年、退職及び解雇**

(退職事由)

**第41条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失うものとする。

(1) 本人が死亡したとき。

死亡日

(2) 第42条の規定により定年に達したとき。

定年退職日

(3) 第43条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。

理事長が退職日として承認した日

(4) 第32条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。

休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)

(5) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。

雇用契約期間満了日

(6) 行方不明や無断欠勤が暦日により引き続き30日以上に及んだとき。ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めたときは、退職を取り消すことができる。

理事長が退職日として定めた日

(定年退職)

**第42条** 職員の定年は、満 65 歳とし、定年に達する年度の 3 月 31 日を定年退職日とする。  
ただし、学長については定年を定めない。

(自己都合退職)

**第43条** 職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の 30 日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を提出しなければならない。

2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。

3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

**第44条** 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。

(2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。

(3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

(4) 懲戒解雇のとき。

(5) 法人以外に本務を有するに至ったとき。

(解雇制限)

**第45条** 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間

(2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。

(2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

**第46条** 第 44 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をする。当該予告しないときは、平均賃金の 30 日以上解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

**第47条** 退職又は解雇された職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 職員が前条第 1 項前段の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、理事長は遅滞なくこれを交付する。

## 第9章 退職金

(退職金)

**第48条** 職員の退職金に関し必要な事項は、学校法人東京農業大学職員退職金規程に定めるところによる。

## 第10章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

**第49条** 職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

**第50条** 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

## 第11章 表彰

(表彰)

**第51条** 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手續)

**第52条** 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

## 第12章 懲戒

(懲戒の事由)

**第53条** 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 正当な理由なしに無断で欠勤、遅刻、早退する等の勤務を怠ったとき。
- (2) 素行不良で法人及び法人の設置する学校(以下「法人等」という。)の秩序又は風紀を乱したとき。
- (3) 法人等の業務上重要な秘密を外部に漏洩して法人等に損害を与え、又は業務の運営を阻害したとき。
- (4) 正当な理由無く個人情報を収集し、又は職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用したとき。
- (5) 職務上の地位を利用して私利を図るため、取引先等より不当な金品を受ける又は供応を受けたとき。
- (6) 正当な理由なく、業務上の命令に従わないとき。
- (7) ハラスメント行為をしたとき。
- (8) 経歴詐称をしたとき。

- (9) 研究活動における不正行為をしたとき。
  - (10) 公的研究費の使用及び管理における不正行為をしたとき。
  - (11) 故意又は重大な過失により、法人等の名誉及び信用を傷つけたとき、もしくは業務に悪影響又は法人に損害を与えたとき。
  - (12) 刑法その他法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき。(当該行為が軽微な違反である場合を除く。)
  - (13) 私生活上の非違行為や誹謗中傷等により、法人等の名誉及び信用を傷つけたとき、もしくは業務に悪影響又は法人に損害を与えたとき。
  - (14) 懲戒事由に関わる事実について、虚偽又は悪意に基づく通報をしたとき。
  - (15) 不正又は非違行為に関わる調査を妨害したとき。
  - (16) その他、法人の方針、諸規則諸規程又は通達に違反したとき。
  - (17) その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。
- 2 理事長は、懲戒を行う場合、懲戒の理由等について被処分者に明示する。
- 3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の職員が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。

(懲戒処分の量定)

**第54条** 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の過去の非違行為の有無
- (4) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (5) 他の適用者及び社会に与える影響
- (6) 過去の非違行為との比較
- (7) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
- (8) 法人に与えた損害の程度
- (9) 職場秩序への影響

(懲戒処分の区分)

**第55条** 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の6区分をもつて行う。

- (1) 戒告  
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給  
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 出勤停止  
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降給・降格  
始末書を提出させた上、次のいずれかの処分とする。ただし、事由によっては、ア



及びイを併せて行うことがある。

ア 降給

5年間を限度として学校法人東京農業大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第8条に定める号俸を引き下げる。

イ 降格

給与規程第8条に定める職務の級を引き下げる。

ただし、教務職員のうち、大学の教授、准教授、助教については、職務の級を下げることはしない。

(5) 諭旨退職

依願退職を勧告し退職勧告に応じる場合には、退職金を全額支給する。ただし、退職勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。

(6) 懲戒解雇

即日解雇とし、退職金は、支給しない。

2 前項第1号「戒告」、第2号「減給」、第3号「出勤停止」及び第4号「降給・降格」のいずれかの懲戒処分が決定した場合、理事長は、学校法人東京農業大学人事委員会規程第3条第1項第3号に定める補職を解任することができる。

3 第1項に定める懲戒処分の他、部門長は、非違行為を行った職員に対して再び相応の行為をすることがないよう諫めるため、文書又は口頭にて注意を行うことができる。

(懲戒処分の原則)

**第56条** 同一行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

**第57条** 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実(学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程第2条に規定するハラスメントに係る事案を除く)が発生した場合、部門長は、理事長の許可を得て調査委員会(以下「部門調査委員会」という。)を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

(1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者(以下この章において「本人」という。)及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。

(2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。

(3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。

(4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要に応じて外部の者を加えた構成とする。

(5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務・人事部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

**第58条** 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分の答申審議及び意見聴取)

**第59条** 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分の量定及び区分の妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会の意見を聴くものとする。

(懲戒処分の決定)

**第60条** 理事長は、人事委員会の審議結果に基づき、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

**第61条** 理事長は、前条の懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為の再発、証拠隠滅等の緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

**第62条** 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分の量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書(別紙様式1、以下「通知書」という。)を直接本人に手交する。

2 前項の通知書を手交できない場合は、本人の最新の住所・通勤経路届等の住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等の配達の実績が証明できる手段で通知書を発送するものとする。

(異議の申し立て)

**第63条** 本人は、前条の通知書の記載内容に異議がある場合、通知書を受領したのち14日以内に、処分不服又は異議の理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務・人事部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議の申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。

(手続の特例)

**第64条** 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

**第65条** 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の賠償責任は、職員が退職し又は第44条並びに第55条第5号及び第6号の規定に基づき解雇された後といえども免れない。

### **第13章 公益通報者保護**

(定義)

**第66条** 第2条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報の適正な処理の仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまさに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等をいう。

(総括者)

**第67条** 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

**第68条** 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務・人事部に置き、法人本部総務・人事部長がその責任者となる。

2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

**第69条** 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

**第70条** 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

- (1) 不正な利益を得る目的での通報
- (2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報
- (3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

**第71条** 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたときは、通報窓口の責任者は、別表第2により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

- 2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。
- 3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。
- 4 通報窓口の担当者、責任者、統括者ないし第2項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

**第72条** 職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

**第73条** 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第2により理事長に速やかに報告をしなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

**第74条** 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、統括校長、高等学校長、中学校長及び小学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命

じる。

- 2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。
- 3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

**第75条** 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第70条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

**第76条** 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(通知)

**第77条** 総括者は、別表第2により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

**第78条** 公益通報又は相談を受けた職員等は、第68条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

**第79条** 公益通報者の保護にかかる事務は、総務・人事部人事課が行う。

## **第14章 教育訓練**

(教育訓練)

**第80条** 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

- 2 職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

## **附 則**

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 東京情報大学看護学部設置に伴う教務職員の採用は、完成に達する年度の3月31日まで第42条に規定する定年退職の年齢を超えて採用することができる。なお、採用された教務職員は、第42条の規定にかかわらず、完成に達する年度の4年度後の3月31日まで在職することができる。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 学校法人東京農業大学人事規則(昭和42年11月1日施行)
  - (2) 学校法人東京農業大学人事規則施行規程(昭和55年8月20日施行)
  - (3) 学校法人東京農業大学任期制大学教務職員規程(平成19年4月1日施行)

- (4) 学校法人東京農業大学任期制教諭規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- (5) 学校法人東京農業大学任期制一般職員規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- (6) 学校法人東京農業大学懲戒規程(平成 20 年 5 月 1 日施行)
- (7) 学校法人東京農業大学公益通報者の保護に関する規程(平成 25 年 4 月 1 日施行)

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、学長の任期は、次の各号のとおりとする。なお、各号の任期満了後は、第 8 条第 1 項の規定によるものとする。
  - (1) 東京農業大学長  
平成 29 年 7 月 5 日から平成 33 年 3 月 31 日
  - (2) 東京情報大学長
    - ア 新任の場合 平成 31 年 7 月 16 日から平成 35 年 3 月 31 日
    - イ 重任の場合 平成 31 年 7 月 16 日から平成 33 年 3 月 31 日
- 3 東京情報大学看護学部においては、第 2 条第 5 号の規定にかかわらず、臨時職員として「臨床教員」を置くことができる。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに採用された任期制職員のうち、高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校、小学校の教諭及び一般職員（事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員）における専任職員としての採用は、別に定める人事評価、審査及び手順等に基づき行う。

#### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 組織及び所属名                                                                                                   | 対象となる職名   | 雇用契約期間 | 再任の可否 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|-------|
| 東京農業大学<br>農学部<br>応用生物科学部<br>生命科学部<br>地域環境科学部<br>国際食料情報学部<br>生物産業学部<br>教職・学術情報課程<br>総合研究所<br>生物資源ゲノム解析センター | 教授・准教授・助教 | 5 年    | 不可    |
| 東京情報大学<br>総合情報学部<br>看護学部                                                                                  |           |        |       |
| 東京農業大学第一高等学校                                                                                              | 教諭        | 3 年    | 不可    |
| 東京農業大学第二高等学校                                                                                              |           |        |       |
| 東京農業大学第三高等学校                                                                                              |           |        |       |
| 東京農業大学第一高等学校中等部                                                                                           |           |        |       |
| 東京農業大学第三高等学校附属中学校                                                                                         |           |        |       |
| 東京農業大学稲花小学校                                                                                               |           |        |       |
| 学校法人東京農業大学                                                                                                | 一般職員      | 3 年    | 不可    |
| 東京農業大学                                                                                                    |           |        |       |
| 東京情報大学                                                                                                    |           |        |       |
| 東京農業大学第一高等学校                                                                                              |           |        |       |
| 東京農業大学第二高等学校                                                                                              |           |        |       |
| 東京農業大学第三高等学校                                                                                              |           |        |       |
| 東京農業大学第一高等学校中等部                                                                                           |           |        |       |
| 東京農業大学第三高等学校附属中学校                                                                                         |           |        |       |
| 東京農業大学稲花小学校                                                                                               |           |        |       |

注 1) 組織及び所属名に規定する東京情報大学看護学部の対象となる職名欄「教授・准教授・助教」には、「東京情報大学看護学部の職員の区分、職種等に関する特例規程」に規定する「講師」を含むものとする。

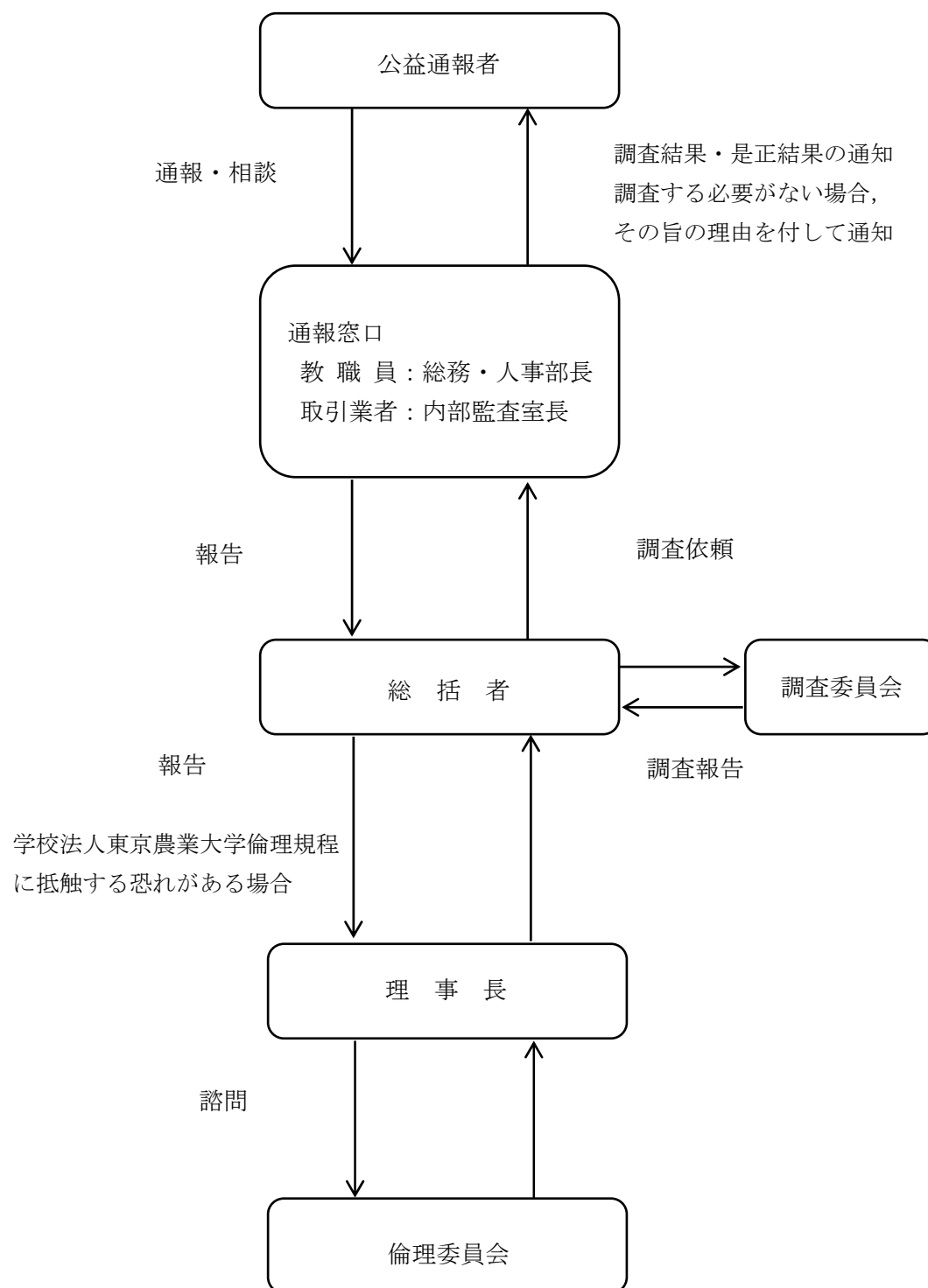
注 2) 第 2 条第 1 項第 2 号ア（イ）に定める高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校の教諭については，別表 1 の通り運用する。

注 3) 第 2 条第 1 項第 2 号イに定める一般職員については，別表 1 の通り運用する。

別表 1 の 2 (第 25 条関係)

| 地域限定職員 <sup>の</sup> 勤務地区分 |
|---------------------------|
| 東京都世田谷区                   |
| 神奈川県厚木市、伊勢原市              |
| 千葉県千葉市                    |
| 埼玉県東松山市                   |
| 北海道網走市                    |
| 群馬県高崎市                    |
| 東京都西多摩郡奥多摩町               |
| 静岡県富士宮市                   |
| 沖縄県宮古島市                   |

別表 2(第 71 条, 第 73 条及び第 77 条関係)

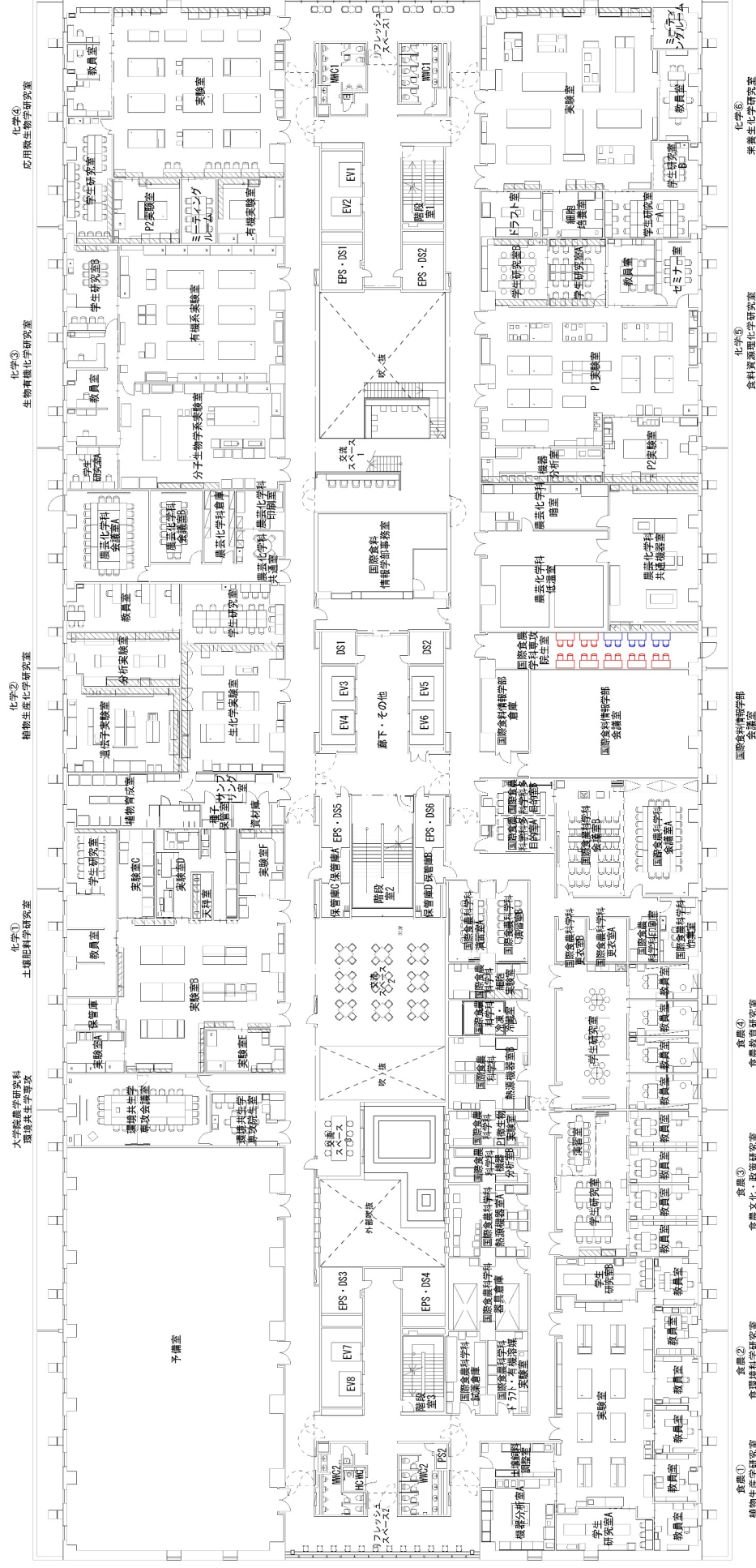




様式1 (第 62 条関係)

## 懲戒処分通知書

|                                                |                       |
|------------------------------------------------|-----------------------|
| 被処分者<br>氏 名                                    | 所 属<br>職 名<br>職務の級・号俸 |
| 処分の内容（区分）                                      |                       |
| 処分の事由<br>（この欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記載して添付するものとする。） |                       |
| 根拠規程                                           |                       |
| 処分効力発生日                                        | 年 月 日                 |
| 刑事裁判との関係                                       | 起訴日 年 月 日             |
| 処分発令日<br>年 月 日                                 |                       |
| 学校法人東京農業大学理事長（ 氏 名 ） 印                         |                       |



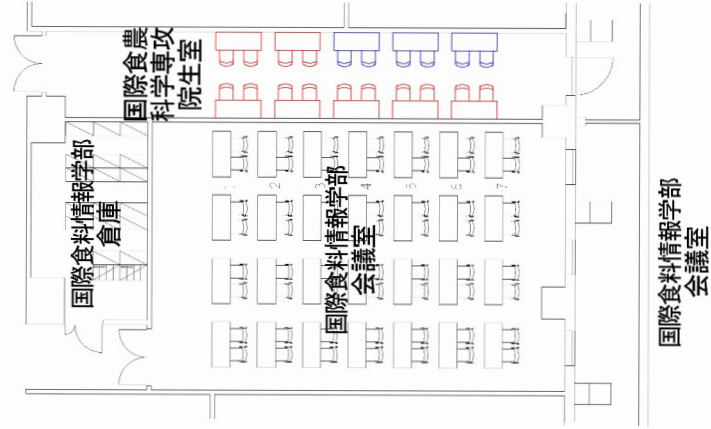
凡例

博士前期課程

博士後期課程



# 国際食料農業科学研究科 国際食農科学専攻 (詳細)



凡例

博士前期課程

博士後期課程

時間割表【国際食農科学専攻 博士後期課程】

| 前期 |     |                      |                      |             |             |                         |             |
|----|-----|----------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------------------|-------------|
| 曜日 | 学年  | 1時限                  | 2時限                  | 3時限         | 4時限         | 5時限                     | 6時限         |
|    |     | 9:00～10:30           | 10:40～12:10          | 13:00～14:30 | 14:40～16:10 | 16:20～17:50             | 18:00～19:30 |
| 月  | 1年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 火  | 1年次 | 研究倫理後期特講<br>選択 521教室 | 研究倫理後期特講<br>選択 521教室 |             |             | 特論科目*<br>選択* サイエンスポート   |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 水  | 1年次 |                      |                      |             |             | 特別研究指導Ⅰ<br>必修 サイエンスポート  |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 木  | 1年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             | 特別研究指導Ⅱ<br>必修 サイエンスポート  |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 金  | 1年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             | 特別研究指導Ⅲ<br>必修 サイエンスポート  |             |
| 後期 |     |                      |                      |             |             |                         |             |
| 曜日 | 学年  | 1時限                  | 2時限                  | 3時限         | 4時限         | 5時限                     | 6時限         |
|    |     | 9:00～10:30           | 10:40～12:10          | 13:00～14:30 | 14:40～16:10 | 16:20～17:50             | 18:00～19:30 |
| 月  | 1年次 |                      |                      |             |             | 研究発表手法論<br>選択* サイエンスポート |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 火  | 1年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 水  | 1年次 |                      |                      |             |             | 特別研究指導Ⅰ<br>必修 サイエンスポート  |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 木  | 1年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             | 特別研究指導Ⅱ<br>必修 サイエンスポート  |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
| 金  | 1年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 2年次 |                      |                      |             |             |                         |             |
|    | 3年次 |                      |                      |             |             | 特別研究指導Ⅲ<br>必修 サイエンスポート  |             |

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講  
※研究科共通科目「研究倫理後期特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講  
※「特論科目\*」は、それぞれの専修科目「植物生産学後期特論」「食環境科学後期特論」「食農政策学後期特論」「食農教育後期特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

教室等使用状況台帳（1号館4～6階演習室部分）

【前学期】

| 教室                                                       | 定員   | 月  |    |    |    |    |    | 火  |    |    |    |    |    | 水  |    |    |    |    |    | 木  |    |    |    |    |    | 金  |    |    |    |    |    | 合計  | 稼働率 |
|----------------------------------------------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|                                                          |      | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 |     |     |
| 421演習室                                                   | 40名  |    | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    | 16  | 53% |
| 422演習室                                                   | 40名  |    | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  |    | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    | 13  | 43% |
| 423演習室                                                   | 24名  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    | 3   | 10% |
| 424演習室                                                   | 24名  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    | 3   | 10% |
| 425演習室                                                   | 24名  |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    | 7   | 23% |
| 426演習室                                                   | 24名  |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | 6   | 20% |
| 521演習室                                                   | 40名  |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    | 国際 | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | 16  | 53% |
| 522演習室                                                   | 40名  |    | ●  |    | ●  |    | ●  | ●  |    | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    | 13  | 43% |
| 523演習室                                                   | 24名  |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    | 5   | 17% |
| 524演習室                                                   | 24名  |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 4   | 13% |
| 525演習室                                                   | 24名  |    |    | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    | 7   | 23% |
| 526演習室                                                   | 24名  |    |    | ●  | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 4   | 13% |
| 621演習室                                                   | 40名  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 0   | 0%  |
| 622演習室                                                   | 40名  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1   | 3%  |
| 623演習室                                                   | 24名  |    | ●  |    | ●  | ●  | ●  |    | ●  |    | ●  |    |    | ●  | ●  |    | ●  |    |    | ●  | ●  |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | 11  | 37% |
| 624演習室                                                   | 24名  |    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 10  | 33% |
| 625演習室                                                   | 24名  | ●  |    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  |    | ●  |    |    |    | 12  | 40% |
| 626演習室                                                   | 24名  |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |    | ●  |    | ●  |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | 9   | 30% |
| 633演習室                                                   | 169名 |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 0   | 3%  |
| 国際：国際食料農業科学研究科博士後期課程共通科目「研究倫理後期特講」1時限目-日本語クラス、2時限目-英語クラス |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 140 | 25% |

国際：国際食料農業科学研究科博士後期課程共通科目「研究倫理後期特講」1時限目-日本語クラス、2時限目-英語クラス

●：他専攻等にて使用

【後学期】 ※後学期は1号館の使用はしない

| 教室     | 定員   | 月          |    |    |    |    |    | 火  |    |    |    |    |    | 水  |    |    |    |    |    | 木  |    |    |    |    |    | 金  |    |    |    |    |    | 合計  | 稼働率 |
|--------|------|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|        |      | 1限         | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 |     |     |
| 421演習室 | 40名  |            | ●  |    | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 11 | 37% |     |
| 422演習室 | 40名  |            | ●  |    | ●  |    |    | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | 13 | 43% |     |
| 423演習室 | 24名  |            |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 6  | 20% |     |
| 424演習室 | 24名  |            |    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 8  | 27% |     |
| 425演習室 | 24名  |            |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 3  | 10% |     |
| 426演習室 | 24名  |            |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 5  | 17% |     |
| 521演習室 | 40名  |            |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 6  | 20% |     |
| 522演習室 | 40名  |            | ●  |    |    | ●  |    | ●  |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 11 | 37% |     |
| 523演習室 | 24名  |            |    |    | ●  |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 6  | 20% |     |
| 524演習室 | 24名  |            |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 3  | 10% |     |
| 525演習室 | 24名  |            |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | 4  | 13% |     |
| 526演習室 | 24名  |            |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 4  | 13% |     |
| 621演習室 | 40名  |            |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 0  | 0%  |     |
| 622演習室 | 40名  |            |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 0  | 0%  |     |
| 623演習室 | 24名  |            |    | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | 9  | 30% |     |
| 624演習室 | 24名  |            |    | ●  | ●  |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | 8  | 27% |     |
| 625演習室 | 24名  | ●          |    | ●  |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    | ●  |    |    |    |    | 11 | 37% |     |
| 626演習室 | 24名  |            | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    | ●  |    |    |    |    | 8  | 27% |     |
| 633演習室 | 169名 |            |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 0  | 0%  |     |
|        |      | ●：他専攻等にて使用 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 116 | 20% |

●：他専攻等にて使用

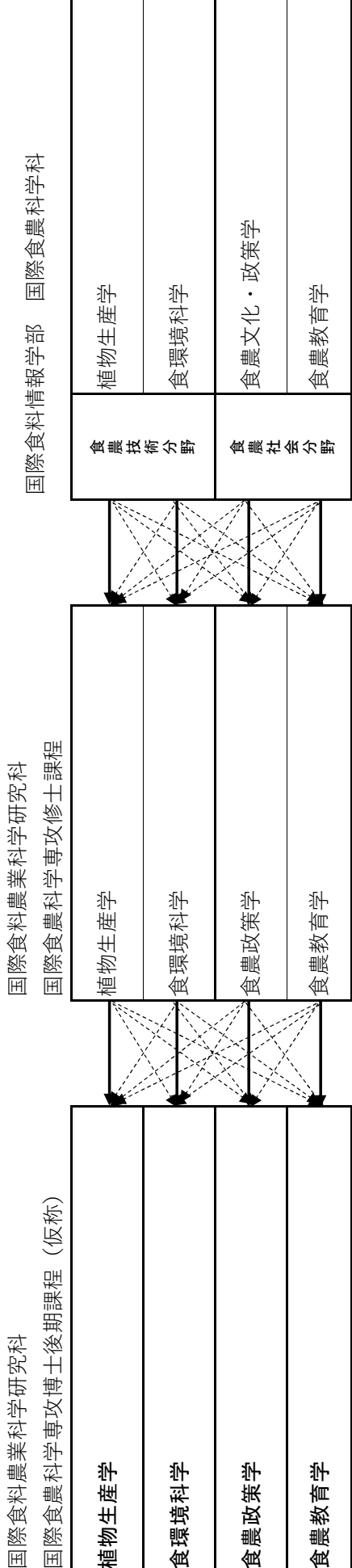
実験室等使用状況台帳（サイエンスポート）前学期

| 専攻       | 研究室名       | 月曜日 |    |    |    |    |    | 火曜日 |    |    |    |    |    | 水曜日 |    |    |    |    |    | 木曜日 |    |    |    |    |    | 金曜日 |    |    |    |    |    |
|----------|------------|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|
|          |            | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 |
| 国際食農科学専攻 | 植物生産学実験室   |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 食環境科学実験室   |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通実験室    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通実験室    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 食文化・政策演習室  |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 食農教育学生居室   |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通セミナー室A |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通セミナー室B |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
| 8        |            |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |

実験室等使用状況台帳（サイエンスポート）後学期

| 専攻       | 研究室名       | 月曜日 |    |    |    |    |    | 火曜日 |    |    |    |    |    | 水曜日 |    |    |    |    |    | 木曜日 |    |    |    |    |    | 金曜日 |    |    |    |    |    |
|----------|------------|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|
|          |            | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 1限  | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 |
| 国際食農科学専攻 | 植物生産学実験室   |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 食環境科学実験室   |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通実験室    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通実験室    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 食文化・政策演習室  |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 食農教育学生居室   |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通セミナー室A |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
|          | 学科共通セミナー室B |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |
| 8        |            |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |

基礎となる国際食料情報学部国際食農科学科、国際食料農業科学研究科国際食農科学専攻修士課程と国際食農科学専攻博士後期課程（仮称）との関連図



# ○東京農業大学大学院専攻主任会議規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

## (趣旨)

**第 1 条** この規程は、東京農業大学組織及び職制第 41 条の 2 第 2 項の規定に基づき、専攻主任会議について必要な事項を定めるものとする。

## (構成)

**第 2 条** 各研究科の専攻主任会議(以下「専攻主任会議」という。)は、各研究科の研究科委員長及び各専攻主任教授をもって構成する。

2 学長及び副学長は、専攻主任会議に出席して意見を述べることができる。

3 必要に応じて構成員以外の出席を求め意見を聴くことができる。

## (会議)

**第 3 条** 専攻主任会議は、研究科委員長からの伝達、依頼事項を了知するほか、各専攻間等の相互連携並びに運営の円滑を図るために次の事項を協議する。

(1) 大学院生の入学試験等に関する事項

(2) 大学院の教育及び研究の実施に関する事項

(3) 大学院に関する学則、諸規則の運用に関する事項

(4) 大学院生の指導、厚生に関する事項

(5) 研究科委員長の諮問に関する事項

2 前項に定める事項について処理するため、専攻主任会議には必要に応じて作業部会を置くことができる。

## (招集)

**第 4 条** 専攻主任会議は、研究科委員長が招集しこれを主宰する。

2 専攻主任会議は、8 月を除き、原則として毎月 1 回これを招集する。

3 必要あるときは、臨時にこれを招集することができる。

**第 4 条の 2** 専攻主任会議は、各研究科ごとに開催するほか、合同で開催(以下「合同専攻主任会議」という。)することができる。

2 合同専攻主任会議は、合同で開催する研究科の研究科委員長の互選により選出された者が招集し、これを主宰する。

**第 5 条** 専攻主任会議は、その構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 専攻主任会議の決定は、出席した構成員の過半数による。

3 前各項の規定は、合同専攻主任会議にも準用する。

**第 6 条** 専攻主任会議及び合同専攻主任会議の議事内容は、各専攻主任教授の責において各専攻内に伝達されるものとする。ただし、各専攻以外の機関については、各研究科委員長から伝達されるものとする。

2 前項のうち、専攻主任会議及び合同専攻主任会議のほかに及ぶ事項は、当該研究科委員長から学長あてに申請し、その承認を得なければならない。

## (議事録)



**第7条** 専攻主任会議は、その開催の都度議事録を作成し、研究科委員長が署名捺印する。

2 合同専攻主任会議は、その開催の都度議事録を作成し、第4条の2第2項により選出された研究科委員長が署名捺印する。

(幹事)

**第8条** 専攻主任会議に幹事を置き、事務を処理する。

2 研究科ごとに開催する専攻主任会議の幹事は、農学研究科及び生物産業学研究科にあつては学生教務課長、応用生物科学研究科、生命科学研究科、地域環境科学研究科及び国際食料農業科学研究科にあつては学部事務室長をもってこれに当てる。

3 合同専攻主任会議の幹事は、教務支援部次長及び学務課長をもってこれに当てる。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。―

# ○東京農業大学全学審議会規程

制 定 平成元年4月1日

最近改正 令和4年4月1日

## 第1章 総則

(設置)

**第1条** 東京農業大学学則(以下「学則」という。)第5条の2に規定するところにより、東京農業大学(以下「本大学」という。)に全学審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## 第2章 組織

(構成)

**第2条** 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院各研究科委員長
- (4) 各学部長
- (5) 総合研究所長
- (6) 教職・学術情報課程主任
- (7) 図書館長
- (8) グローバル連携センター長
- (9) 「食と農」の博物館長
- (10) 学生部長
- (11) 各学部から選出された教授6名
- (12) 事務局長
- (13) 教務支援部長

2 前項第11号に規定する審議員は、当該学部の教授会において当該学部の教務職員である教授のうちから選出された者について、学長が任命する。

3 必要あるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員会)

**第2条の2** 審議会に本大学における管理・運営に資するための委員会を設置することができる。

2 前項に規定する委員会及びその構成員は、審議会の意見を聴き、学長が決定する。

## 第3章 任期

(任期)

**第3条** 前条第1項第11号に規定する審議員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 審議事項

(審議事項)

**第4条** 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、

意見を述べるものとする。

- (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
- (2) 本大学全般にわたる重要な予算
- (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止
- (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
- (5) 本大学名誉教授称号の授与
- (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
- (7) 学生定員の決定
- (8) 教育課程の編成に関する方針の策定
- (9) 本大学の教育・研究等の質保証に関する事項
- (10) 各学部各研究科間の連絡調整
- (11) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
- (12) 東京農業大学全学審議会規程の改正
- (13) その他本大学の運営に関する重要事項

## 第5章 会議

(招集・議長)

**第5条** 審議会は、学長が招集しその議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した副学長又は全学教授会議長が議長を代行する。

3 審議会を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し会日の7日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(会議)

**第6条** 審議会は、審議員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 議事は、出席審議員の過半数の賛成をもって審議会の意見とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、第4条第1項第10号に定める事項は、出席審議員の3分の2以上の賛成をもって審議会の意見とする。

(議事録)

**第7条** 審議会は、その開催の都度、議事録を作成し議長が署名捺印する。

2 審議会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議案
- (3) 議案審議の状況の概要
- (4) 議事の結末
- (5) 出席者の氏名

3 審議会の議事録は、永久保存とする。

(事務)

**第8条** 審議会に幹事1名書記1名を置き事務を処理させる。

2 幹事には学長室長、書記には教務支援部学務課員をもって当てる。

(報告)

**第9条** 審議会の意見を聴き、学長が決定した事項は、法人本部に通知しなければならない。

## 第6章 雑則

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

### 附 則

本規程は、平成元年4月1日から施行する。

**改正** 平成2年4月1日

### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年6月4日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## ○東京農業大学全学自己点検評価委員会規程

制 定 平成 6 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(総則)

**第 1 条** この規程は、東京農業大学学則第 2 条の 2 第 3 項及び東京農業大学大学院学則第 2 条の 2 第 3 項に規定する自己点検評価委員会に関し、必要な事項を定める。

**第 2 条** 東京農業大学及び東京農業大学大学院(以下「各機関」という。)におけるそれぞれの自己点検評価委員会は、各機関相互の間において密接な連携のもとに推進する必要があることから、これらを包含する委員会として「東京農業大学全学自己点検評価委員会」(以下「全学評価委員会」という。)を設置のうえとりすすめるものとする。

2 全学評価委員会にかかるこの規程の定めは、前条に掲げる各機関個々の学則に基づく自己点検評価委員会に関する定めとする。

**第 3 条** 各機関は、この規程に定めるもののほか、必要に応じ各機関ごとに自己点検評価の実施に関し必要な事項を定めることができる。

(組織)

**第 4 条** 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院各研究科委員長
- (3) 各学部長
- (4) 各学生部長
- (5) 事務局長
- (6) 大学総務部長
- (7) 教務支援部長
- (8) 学長が指名する学内外者若干名

2 学長は、全学評価委員会に出席して意見を述べることができる。

3 必要あるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

**第 5 条** 全学評価委員会の委員には、必要に応じて学校法人役職員を委嘱することができる。

(任期)

**第 6 条** 第 4 条第 1 項第 8 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

**第 7 条** 全学評価委員会は、各機関それぞれにかかる自己点検評価に関し、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検評価の基本方針に基づく実施基準(具体的項目・方法)の策定に関する事項
- (2) 自己点検評価に係る学長からの諮問に関する事項
- (3) 自己点検評価のとりまとめ及び調整に関する事項
- (4) 自己点検評価に基づく改善案の検討に関する事項

- (5) 自己点検評価の学長への答申に関する事項
  - (6) 自己点検及び評価の公表に関する事項
  - (7) 文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価に関する事項
  - (8) その他全学評価委員会において必要と認めた事項
- (外部評価)

**第7条の2** 文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価を受けるものとする。  
(公表)

**第8条** 学長は、自己点検評価について全学評価委員会からの答申及び外部評価の結果は、これを公表するものとする。  
(会議)

**第9条** 全学評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長のなかから学長が指名した者、又は副学長がいないときは各学部長の互選により選出された者が当たり、副委員長には各学部長の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。
- 4 委員会を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し、会日の7日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

**第10条** 全学評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

**第11条** 委員会は、委員会開催の都度議事録を作成し、議長が署名捺印する。  
2 議事録は、永久保存とする。  
(報告)

**第12条** 全学評価委員会の議事概要は、学長に報告しなければならない。  
(事務)

**第13条** 全学評価委員会に幹事及び書記若干名を置き、事務を処理する。  
2 前項の幹事には企画広報室長、書記には企画広報室員が当たる。  
(規程の改廃等)

**第14条** この規程の改廃は、全学評価委員会の議を経なければならない。

**第15条** この規程に定めるもののほか、自己点検評価の運営等に関し必要な事項は、全学評価委員会において定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# ○学校法人東京農業大学財務情報公開に関する 規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、学校法人東京農業大学(以下「本法人」という。)の財務情報の公開に係る必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる財務情報)

**第 2 条** 公開の対象となる財務情報は、次の各号に掲げる財務書類をいい、平成 16 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度に係るものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書, 活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書)
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書(勘定科目と処理事項)

(公開の対象者)

**第 3 条** 公開の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生、生徒、児童及びその保護者(入学決定者及びその保護者を含む。)
- (2) 本法人の教員及び職員
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者
- (4) 本法人が特に認めた者

(公開の方法)

**第 4 条** 財務情報の公開の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧(写しの交付は行わない。)
- (2) 広報誌等刊行物に掲載

2 前項に規定する財務情報の公開内容については、予め、公開の方法別に理事長の承認を得なければならない。

(閲覧の請求手続)

**第 5 条** 前条第 1 項第 1 号に規定する閲覧の請求は、閲覧請求者本人であることの確認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した「財務情報閲覧請求書(様式第 1 号)」に基づき行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人又はその他の団体等にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名も合わせて記載する。)
- (2) 閲覧を希望する書類
- (3) 閲覧を必要とする理由、目的、用途等



(公開事務の統括)

**第6条** 本法人の財務情報公開事務に関する統括は、法人本部長が行う。

(公開事務取扱所管、公開事務取扱責任者)

**第7条** 第2条に規定する財務情報を管理し、公開事務を取扱う所管（以下「取扱所管」という。）及び責任者（以下「取扱責任者」という。）は、学校法人東京農業大学経理規程第6条に規定する会計単位別に、次のとおりとする。

| 会計単位                                   | 取扱所管         | 取扱責任者      |
|----------------------------------------|--------------|------------|
| 法人本部会計<br>東京農業大学会計<br>(農学部及び生物産業学部を除く) | 財務・施設部財務会計課  | 財務・施設部長    |
| 東京農業大学農学会計                             | 農学部事務部総務課    | 農学部事務部長    |
| 東京農業大学生物産業学部会計                         | 生物産業学部事務部総務課 | 生物産業学部事務部長 |
| 東京情報大学会計                               | 東京情報大学事務局総務課 | 東京情報大学事務局長 |
| 東京農業大学第一高等学校会計<br>東京農業大学第一高等学校中等部会計    | 第一高等学校事務室    | 第一高等学校事務室長 |
| 東京農業大学第二高等学校会計                         | 第二高等学校事務室    | 第二高等学校事務室長 |
| 東京農業大学第三高等学校会計<br>東京農業大学第三高等学校附属中学校会計  | 第三高等学校事務室    | 第三高等学校事務室長 |
| 東京農業大学稲花小学校会計                          | 稲花小学校事務室     | 稲花小学校事務室長  |

2 法人本部長は、必要に応じ、第5条に規定する「財務情報閲覧請求書」の写しの提出を取扱責任者に求めることができる。

(閲覧時間)

**第8条** 閲覧時間は、9時から16時までとする。ただし、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第4条に規定する休日は、閲覧事務を行わない。

(公開の適用除外)

**第9条** 第3条に規定する公開対象者による公開請求であっても、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。ただし、この場合は、その理由を当該公開請求者に提示しなければならない。

- (1) 第8条に規定する閲覧時間外に閲覧請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- (3) 個人に関わる情報で特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある場合
- (4) 本法人の運営上の機密に関わる情報を含む場合

2 前項第3号に該当する場合であっても、個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと判断できる場合には、一部公開を行う等、取扱所管の判断により対応できるものとする。

(不服申立て)

**第10条** 公開請求者が不公開、一部不公開等に不服を申し立てた場合は、その取扱いを理事長の承認を得て決定し、当該公開請求者に通知する。

(閲覧手数料)

**第11条** 閲覧は無料とする。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

**附 則**

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係るものについては、従前の規程を適用する。

**附 則**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 財務情報閲覧請求書(第5条関係)

(様式第1号(第5条関係))

財務情報閲覧請求書

閲覧請求年月日 平成 年 月 日

【1】閲覧請求者

|                   |              |                                |  |
|-------------------|--------------|--------------------------------|--|
| 請求者<br>本人<br>(注1) | 氏名           |                                |  |
|                   | 住所           | 〒                              |  |
|                   | 電話番号         |                                |  |
|                   | 本人確認書類       | 学生生徒証・身分証明書・運転免許証・健康保険証・その他( ) |  |
| 法人・<br>団体<br>(注1) | 名称           |                                |  |
|                   | 代表者          |                                |  |
|                   | 事務所の所在地      | 〒                              |  |
|                   | 電話番号         |                                |  |
| 所属等<br>(注2)       | 学生生徒<br>(注3) | 学校名                            |  |
|                   |              | 学科等名                           |  |
|                   |              | 学年                             |  |
|                   |              | 入学年度                           |  |
|                   |              | 学籍等番号                          |  |
|                   | 保護者<br>(注4)  | 学生生徒の氏名                        |  |
|                   |              | 学生生徒の学科等名                      |  |
|                   |              | 学生生徒の学年                        |  |
|                   |              | 学生生徒の入学年度                      |  |
|                   |              | 学生生徒の学籍等番号                     |  |
|                   | 教員・職員        | 所属                             |  |
|                   |              | 職名                             |  |
| その他<br>利害関係者      | 本法人との関係      |                                |  |

(注1) 請求者が法人・団体の場合は、「直接請求者本人」と「法人・団体」の両方の必要事項を記入してください。

(注2) 該当する欄に必要事項を記入してください。

(注3) 学生生徒には、入学決定者を含みます。

(注4) 保護者には、入学決定者の保護者を含みます。

【2】閲覧を希望する書類

|              |            | 閲覧<br>希望書類<br>(注2) | 閲覧<br>対象年度<br>(注3) |
|--------------|------------|--------------------|--------------------|
| 公開対象<br>財務書類 | 財産目録       |                    |                    |
|              | 貸借対照表      |                    |                    |
|              | 収支計算書(注1)  |                    |                    |
|              | 事業報告書      |                    |                    |
|              | 監事による監査報告書 |                    |                    |

(注1) 収支計算書は、資金収支計算書及び消費収支計算書です。

(注2) 閲覧を希望する書類の該当欄に「○」を付してください。

(注3) 閲覧を希望する書類の対象年度を記入してください。ただし、対象年度は平成16年度以降になります。

【3】閲覧を必要とする理由、目的、用途等

|  |
|--|
|  |
|--|

(注) できるだけ詳しく記入してください。

| 取扱責任者 | 取扱所管長 | 取扱担当者 |
|-------|-------|-------|
|       |       |       |

**【東京農業大学ホームページによる情報公表の項目】**([https://www.nodai.ac.jp/open\\_information/](https://www.nodai.ac.jp/open_information/))

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| <b>I. 教育研究上の基礎的な情報</b>                                        |
| 1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的                             |
| 2. 専任教員数                                                      |
| 3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（※1）                                 |
| 1) 交通アクセス                                                     |
| 2) 校舎等配置図                                                     |
| 3) 教室・学生会館等                                                   |
| 4. 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用                                      |
| 5. 校舎等の耐震化率                                                   |
| 6. 寄附行為・役員名簿・役員報酬規程                                           |
| <b>II. 修学上の情報等</b>                                            |
| 1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績                                         |
| 2. 入学者に関する受入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数             |
| 1) 入学者に関する受入れ方針(アドミッション・ポリシー)                                 |
| 2) 入学者数・収容定員                                                  |
| 3) 入学者の推移                                                     |
| 4) 在学者数                                                       |
| 5) 修了者数                                                       |
| 6) 学位授与数                                                      |
| 7) 博士前期課程進路状況                                                 |
| 8) 博士後期課程進路状況                                                 |
| 9) 産業別就職状況                                                    |
| 10) 職業別就職状況                                                   |
| 11) 就職先一覧                                                     |
| 12) 就職支援プログラム                                                 |
| 13) 就職対策講座                                                    |
| 3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）                  |
| 1) シラバス                                                       |
| 2) 年間行事計画及び履修について                                             |
| 3) 授業科目                                                       |
| 4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位） |
| 1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）                                         |
| 2) 学位取得までの流れ                                                  |
| 3) 取得学位一覧                                                     |
| 4) 連携大学院方式                                                    |
| 5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援                                    |
| 1) 修学支援                                                       |
| 2) 健康管理                                                       |
| 3) 課外活動                                                       |
| 4) 進路選択                                                       |
| 6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(※2)                          |
| 1) 教育研究上の目的                                                   |
| 2) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）                                  |
| 教職課程に関する情報公表                                                  |
| 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項の規定に基づく確認（更新）申請書                  |
| <b>III. 国際交流・社会貢献等</b>                                        |
| 1. 留学生数及び海外派遣学生数                                              |
| 2. 協定相手校                                                      |
| 3. 社会貢献活動                                                     |
| 4. 大学間連携・産官学連携                                                |
| <b>IV. 財務情報（※3）</b>                                           |
| 1. 学生生徒数                                                      |
| 2. 事業報告書                                                      |
| 3. 収支計算書                                                      |
| 4. 貸借対照表                                                      |
| 5. 財産目録                                                       |
| 6. 監事による監査報告書                                                 |
| <b>V. 環境への取り組み</b>                                            |
| <b>VI. 卒業生アンケート</b>                                           |

※1. キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

※2. 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

※3. 決算後ホームページ掲載予定